# たかおかの環境

令和７年度

高　岡　市

# 目　　次


第１編　総　　論

第１章　高　岡　市　の　概　要 …… 1

第１節　本市の自然的条件 …… 1

１　位　置　及　び　地　勢 …… 1

２　気　　候 …… 1

第２節　本市の社会的条件 …… 2

１　人　　口 …… 2

２　工　　業 …… 2

３　土　地　利　用 …… 4

４　交　　通 …… 4

第２章　本市の環境の概況 …… 5

１　大　気　環　境 …… 5

２　水　　環　境 …… 6

３　騒　　音 …… 6

４　振　　動 …… 6

５　悪　　臭 …… 7

６　地　下　水 …… 7

７　そ　の　他 …… 7

８　調査結果等の資料 …… 7

第２編　環境の現況と対策

第１章　大　気　環　境 …… 8

第１節　現　　況 …… 8

１　監　視　体　制 …… 8

２　汚染物質別の現況 …… 10

第２節　大気環境の保全対策 …… 16

１　法律・条例に基づく規制 …… 16

２　工場・事業場への調査指導状況 …… 18

第３節　酸　性　雨 …… 18

第４節　ダイオキシン類対策 …… 19

１　ダイオキシン類とは …… 19

２　ダイオキシン類の汚染状況と対策 …… 20

第２章　水　　環　　境 ····· 21
第１節　現　　況 ····· 21
１　河川の汚濁状況 ····· 21
２　地下水の汚染状況 ····· 27
３　ダイオキシン類の環境調査 ····· 27
第２節　水環境の保全対策 ····· 28
１　法律・条例に基づく規制 ····· 28
２　工場・事業場への調査指導状況 ····· 29
３　浄　化　槽　対　策 ····· 30

第３章　騒　　音 ····· 32
第１節　現　　況 ····· 32
１　自動車交通騒音（地点評価） ····· 34
２　自動車交通騒音（面的評価） ····· 37
３　自動車交通騒音（要請限度） ····· 40
４　新幹線鉄道騒音 ····· 41
第２節　騒　音　防　止　対　策 ····· 42
１　法律・条例に基づく規制 ····· 42
２　工場・事業場への調査指導状況 ····· 45

第４章　振　　動 ····· 46
第１節　現　　況 ····· 46
１　道　路　交　通　振　動 ····· 47
第２節　振　動　防　止　対　策 ····· 49
１　法律に基づく規制 ····· 49
２　工場・事業場への調査指導状況 ····· 51

第５章　悪　　臭 ····· 52
第１節　現　　況 ····· 52
第２節　悪　臭　防　止　対　策 ····· 52
１　法律・条例に基づく規制 ····· 52
２　工場・事業場への調査指導状況 ····· 54

第６章　地　　下　　水 ····· 55
第１節　現　　況 ····· 55
１　地下水位の変動 ····· 56
２　地下水の塩水化 ····· 58

第２節　地下水の保全対策 …… 59
１　条例に基づく規制 …… 59
２　地下水位観測体制の整備 …… 60
３　行政指導 …… 60
４　富山県地下水指針の推進 …… 60

第７章　公害苦情 …… 63

第８章　公害健康被害補償 …… 64
第１節　大気汚染健康障害者医療救済制度 …… 64

第９章　脱炭素化社会推進に関する支援 …… 64
第１節　脱炭素施設等整備資金利子補給制度 …… 64
第２節　住宅用太陽光発電システム高度利用促進補助金制度 …… 65

第１０章　快適環境 …… 65
第１節　富山新港地区緩衝緑地整備 …… 65
第２節　啓発事業 …… 65
１　環境月間行事 …… 65
２　環境啓発事業 …… 66
３　とやま環境フェア2025での情報発信や環境啓発 …… 67
４　たかおかクールアースフェスタでの脱炭素に係る情報発信やＰＲ …… 68
５　資源循環啓発事業 …… 68

第１１章　その他の公害防止事業 …… 70
第１節　公害防止協定 …… 70
第２節　事前協議 …… 70
第３節　公害パトロール …… 70

第１２章　環境のまちづくり …… 71
第１節　環境基本条例 …… 71
１　基本理念 …… 71
２　基本方針 …… 71
３　市、事業者、市民などの役割 …… 71
４　環境基本計画 …… 72
５　基本的施策の推進 …… 72
６　環境審議会 …… 72

第２節　環境基本計画（第２次）…… 72
１　計　画　の　期　間 …… 72
２　計　画　の　目　標 …… 72
３　施　策　の　展　開 …… 72
４　分野横断的な施策の推進 …… 74

第１３章　環境（公害）行政の体制 …… 76
第１節　行　政　機　構 …… 76
１　環境行政の沿革 …… 76
２　機　構 …… 78
第２節　環　境　審　議　会 …… 79

第１４章　環境マネジメントシステムの推進 …… 80
第１節　高岡市地球温暖化対策実行計画の取り組み …… 80
１　カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出量削減目標…… 80
２　取　組　実　績 …… 81
第２節　環境マネジメントの取り組み …… 81
１　本市システムの概要 …… 81
２　実　績 …… 82
３　継続的な取り組み …… 87

第３編　関　係　資　料

# 第１編　　総　　論

# 第１章　高 岡 市 の 概 要

## 第１節　本市の自然的条件

### １　位置及び地勢

高岡市は、富山県の西部に位置し、東西24.5km、南北19.2km、面積209.59k㎡である。市域は北東部が富山湾に面し、東部は射水平野、南部は砺波の沃野に接し、庄川と小矢部川とによって生じた沖積平野が広がり、北西部の二上山から沢川に延びる西山丘陵地帯を除けば、おおむね平坦地である。

また、南部平野地帯の第四期沖積層は、その大部分が庄川扇状地を形成し、豊富で良質な地下水を包蔵している。

市街地は、市のほぼ中央に位置し、海岸地帯では日本海側の総合的拠点港伏木富山港を擁する臨海工業地帯が形成されている。

**口　高岡市の位置**

### ２　気　　候

気候は、いわゆる日本海型に属している。冬は西高東低の気圧配置が多く、北西の季節風が吹き、みぞれや雪が降ることが多い。春はフェーン現象により気温が高くなることが多い。

風向については、本市は、東西に庄川、小矢部川、北部から西部にかけての西部丘陵、東北部は富山湾、南部は庄川扇状地に連なるという地形になっていることから、北東・南西の海陸風が年間を通じて主な風向となっている。

**口　高岡市の概要図**

## 第２節　本市の社会的条件

### １　人　　口

本市の人口（令和８年３月 31 日現在）は、160,480 人（男 78,164 人、女 82,316 人）、世帯数は 71,367 世帯であり、富山県西部の中核となる都市である。

### ２　工　　業

本市は、慶長14年（1609年）に加賀前田家二代当主前田利長が現在の古城公園に城を築き、地名を詩経の一節「鳳凰鳴けり彼の高き岡に」から「高岡」と名付けた。利長没後、

一国一城令によって高岡城は廃城となったが、三代利常は、商工業の町として残すべく町人に特権を与えて産業の育成に力を注ぐなど手厚い保護を行ったことから、その後も領内屈指の商工の町として発展を続けてきた。

明治22年（1889年）に市町村制が実施され、全国31市の一つとして市制が施行された。その後、隣接町村との合併を重ねながら発展し、この間、藩政時代に培われた技術は、銅器、漆器などの伝統産業として栄え、さらに、捺染、ニットなどの地場産業が成長した。

また、大正末期から、豊富な電力、工業用水、港湾などの好条件のもとで繊維、紙・パルプ、化学、アルミニウム、プラスチック工業など近代産業が育ち、日本海沿岸有数の工業集積を有している。

経済センサス－活動調査によれば、従業員４人以上の事業所数は475事業所で、従業員数は14,999人であった。また、製造品出荷額等は3,912億円であった。

## □　高岡市の工業の状況（令和３年経済センサス－活動調査結果）

事業所数 475事業所（令和３年経済センサス－活動調査結果　令和３年６月１日）

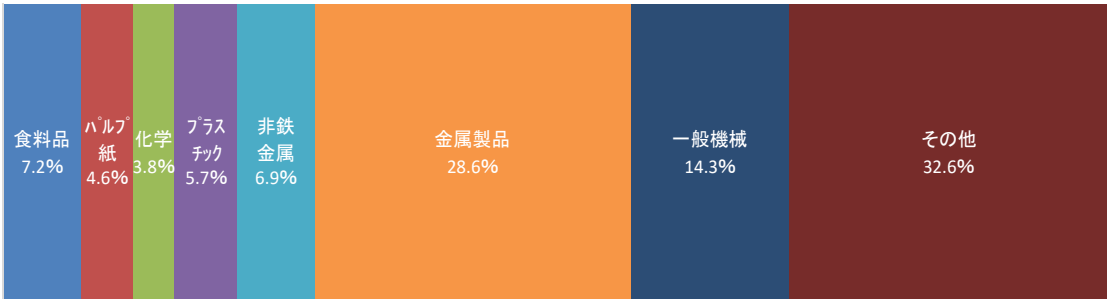


従業員数 14,999人（令和３年経済センサス－活動調査結果　令和３年６月１日）

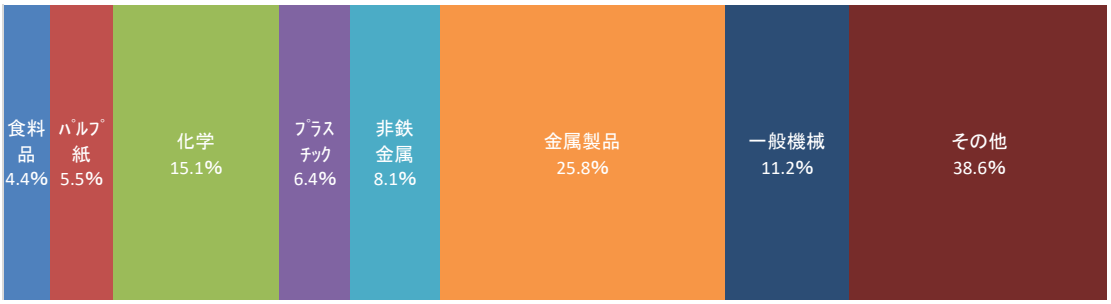


製品出荷額 3,912億円（令和３年経済センサス－活動調査結果　令和２年）

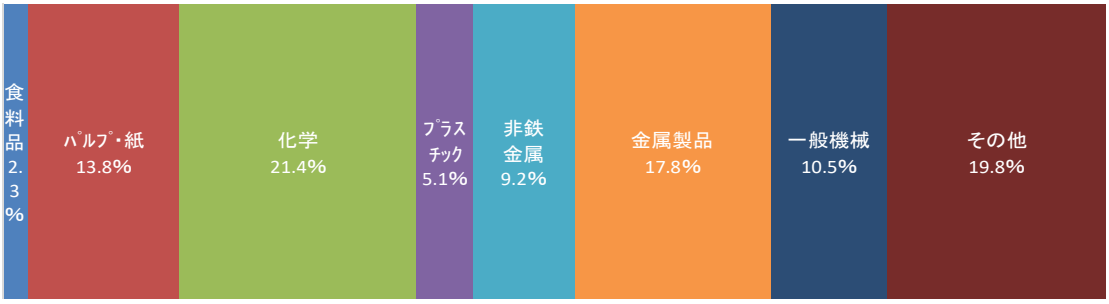

## 3　土 地 利 用

本市の市域面積は209.59k㎡で、都市計画用途地域の現況は次のとおりである。

### □　富山高岡広域都市計画区域

令和８年３月31日現在

| 区分 | 市街化区域 | | | | | | | | | | | | | | 市街化調整区域 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第1種低層住居専用地域 | 第2種低層住居専用地域 | 第1種中高層住居専用地域 | 第2種中高層住居専用地域 | 第1種住居地域 | 第2種住居地域 | 準住居地域 | 近隣商業地域 | 田園住居地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 | 小計 | | |
| 面積(ha) | 203 | 0 | 958 | 48 | 1,058 | 16 | 32 | 144 | 0 | 179 | 358 | 714 | 22 | 3,732 | 11,341 | 15,073 |
| 比率(%) | 5.5 | 0 | 25.7 | 1.3 | 28.3 | 0.4 | 0.9 | 3.9 | 0 | 4.8 | 9.5 | 19.1 | 0.6 | 100 | － | － |

### □　福岡都市計画区域

令和８年３月31日現在

| 区分 | 用途地域 | | | | | | | | | | | | | | 用途無指定地域 | 都市計画区域外 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第1種低層住居専用地域 | 第2種低層住居専用地域 | 第1種中高層住居専用地域 | 第2種中高層住居専用地域 | 第1種住居地域 | 第2種住居地域 | 準住居地域 | 近隣商業地域 | 田園住居地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 | 小計 | | | |
| 面積(ha) | 16 | 0 | 70 | 5.6 | 76 | 5 | 0 | 19 | 0 | 0 | 42 | 20 | 0 | 253 | 2,539 | 3,094 | 5,886 |
| 比率(%) | 6.3 | 0 | 27.6 | 2.2 | 30.0 | 1.9 | 0 | 7.5 | 0 | 0 | 16.6 | 7.9 | 0 | 100 | － | － | － |

## 4　交　　通

本市では、南北の交通軸には東海北陸自動車道と能越自動車道が整備され、東西の新しい交通軸には北陸新幹線が開業し、令和６年３月には敦賀まで延伸した。また、伏木富山が総合的拠点港に選定され、飛越能地域の玄関口、環日本海沿岸地域における交流拠点都市として、持続的な発展を目指している。

# 第２章　本市の環境の概況

本市の環境の状況は、公害関係法令による規制、高岡市環境基本条例、高岡市公害防止条例、公害防止協定等による各種施策の推進により、全般的に改善されてきているが、大気環境に係る汚染や自動車走行に伴う騒音など、今後さらに改善していかなければならない課題も残っている。

また、様々な産業活動や日常生活の中で利用されている多種多様な化学物質や、物の焼却などに伴い非意図的に発生する化学物質などによる新たな環境汚染への対応も含めた的確な施策を推進する必要がある。

さらに、地球温暖化防止対策など地球規模の環境問題について、行政、事業者、市民が、それぞれの立場で環境の保全に努めなければならない。

本市の環境の概況等は次のとおりである。

## １　大　気　環　境

大気は、私たちが生活していくうえでなくてはならないものであり、健康で快適な生活を営むためには、きれいな空を守っていかなければならない。

本市内では、大気の状況を把握するため、２局（うち１局は自動車排出ガス観測局）の大気汚染常時観測局により、常時監視が行われている。

二酸化硫黄の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和７年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

浮遊粒子状物質の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和７年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和７年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

二酸化窒素の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和７年度は伏木観測局において環境基準に適合していた。

光化学オキシダントの年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和７年度は観測中に環境基準を超える時間があり、伏木観測局で環境基準を超えていたが、「富山県大気汚染緊急時対策要綱」に定められた注意報などの発令はなかった。

一酸化炭素等の年平均値の推移は、ほぼ横ばい傾向である。令和７年度は大坪自動車排ガス観測局において環境基準に適合していた。

酸性雨については、その実態を把握するため、雨水のｐＨ等の測定を継続している。令和７年度における降水のｐＨ年平均値は4.6(3.4～5.7の範囲)であった。

ダイオキシン類の大気環境調査は、市内２地点で実施した。その結果、年平均値は、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

## ２　水　環　境

水は、私たち人間はもとより地球上の生物にとって大切なものであり、毎日の暮らしに必要であるばかりでなく農業、工業などの産業活動を支える重要な資源である。

近年、主要河川の水質は工場排水に対する法規制のほか、公共下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及により逐次改善されてきた。

本市では、河川の水質の状況を把握するため、国、県の調査と併せて11河川18地点で水質調査を実施している。令和７年度の結果は、河川の汚濁指標であるＢＯＤがいずれの地点においても環境基準に適合していた。

地下水の状況については、県と連携して水質調査を実施しており、令和７年度は、全ての地点において環境基準に適合していた。

また、平成８年にテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出町地内について継続調査を実施した結果、全ての地点において環境基準に適合していた。

ダイオキシン類の水質環境調査は、河川水２地点、地下水２地点で実施した結果、河川水、地下水について、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

## ３　騒　　音

騒音は、各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律や条例に基づき工場や事業場を指導するとともに、市内全域における環境騒音について調査を実施している。

令和７年度の環境騒音の測定結果は次のとおりである。

自動車交通騒音（地点評価）について、全ての時間帯で環境基準に適合していたのは、道路に面する地域12地点のうち10地点（83％）であった。

自動車交通騒音（面的評価）について、昼夜ともに環境基準を達成していたのは、道路に面する地域のうち、当該地域内の全ての住居等6,623戸のうち6,552戸（99.0％）であった。

自動車交通騒音の実態を把握するため、主要道路沿いの10地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても自動車交通騒音の要請限度を下回っていた。

新幹線鉄道騒音について、県が県内沿線13地点で調査を実施した結果、９地点が環境基準を超過していた。なお、高岡市内では１地点で調査を実施し、環境基準を超過していた。

## ４　振　　動

振動は、騒音と同様に各種公害の中でも日常生活に最も関係深いものの一つである。

本市では、法律に基づき工場や事業場を指導するとともに、道路交通振動について調査を実施している。

道路交通振動については、主要道路沿い12地点で調査を実施した結果、いずれの地点においても道路交通振動の要請限度を下回っていた。

## ５　悪　　臭

悪臭は、人に不快感・嫌悪感を与えるものであり、感覚公害の性格をもっている。

悪臭の発生源は工場・事業場における生産活動のほか、日常生活に伴うものなど多種多様である。

本市では、法律や条例に基づき、工場や事業場を指導するとともに、調査を実施している。令和７年度の調査結果は、工場・事業場９箇所に立ち入りし、いずれの工場・事業場においても規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

## ６　地　下　水

本市は、豊富な地下水に恵まれており、産業活動や日常生活に多大な恩恵を受けている。

近年は、工業用の利用はほぼ横ばいであるが、冬期間に道路や駐車場等の消雪用として地下水が多く利用されている。

本市では、観測井戸（市管理６か所、県管理５か所）を設置し、地下水位の観測を実施している。

地下水位の変動は全体的にはほぼ横ばいに推移しているが、降雪時には消雪井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られる。

また、県が平成４年度に策定し、令和５年度に改定した「地下水指針」に基づき、将来にわたっての地下水の保全・適正利用を図るため、県や関係行政機関と一体となって、地下水の合理的利用の促進、地下水保全、地下水涵養や井戸設置者に対する指導等の施策を進めている。

## ７　そ　の　他

本市では、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結している。

## ８　調 査 結 果 等 の 資 料

この報告書の第２編 第１章 大気環境、第２章 水環境、第６章 地下水に関しては、本市における調査結果のほか、県及び関係機関等の調査結果を活用し、取りまとめたものである。

# 第２編　環 境 の 現 況 と 対 策

# 第１章　大 気 環 境

## 第１節　現　　況

大気の汚染物質は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源から排出されるもののほか、火山などの自然活動に起因するものがあり、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質等11物質について大気の環境基準が定められている。

工場・事業場からの排出については排出基準を設けて規制が行われており、本市では併せて、主要工場と公害防止協定を締結するとともに、適切な指導に努めている。

また近年、大気中から低濃度ではあるが検出されているダイオキシン類、揮発性有機化合物等の化学物質については、その長期曝露による健康影響が懸念されていることから、科学的知見の充実に努めるとともに、発生源において排出抑制等の適切な対策が講じられる必要がある。

### １　監　視　体　制

大気の状況を常時監視するため、テレメータシステムを利用し、二酸化硫黄等の測定が行われている。

**□　大気汚染常時観測局測定項目一覧表**

| 項目 | | 二酸化硫黄 | 浮遊粒子状物質 | 微小粒子状物質 | 一酸化窒素 | 二酸化窒素 | 窒素酸化物 | 光化学オキシダント | 一酸化炭素 | 炭化水素 | 風向 | 風速 | 管理者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | 観測局 | | | | | | | | | | | | |
| 一般環境 | 伏木 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 県 |
| 自動車排出ガス | 大坪 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |

## □　大気汚染観測局の配置図

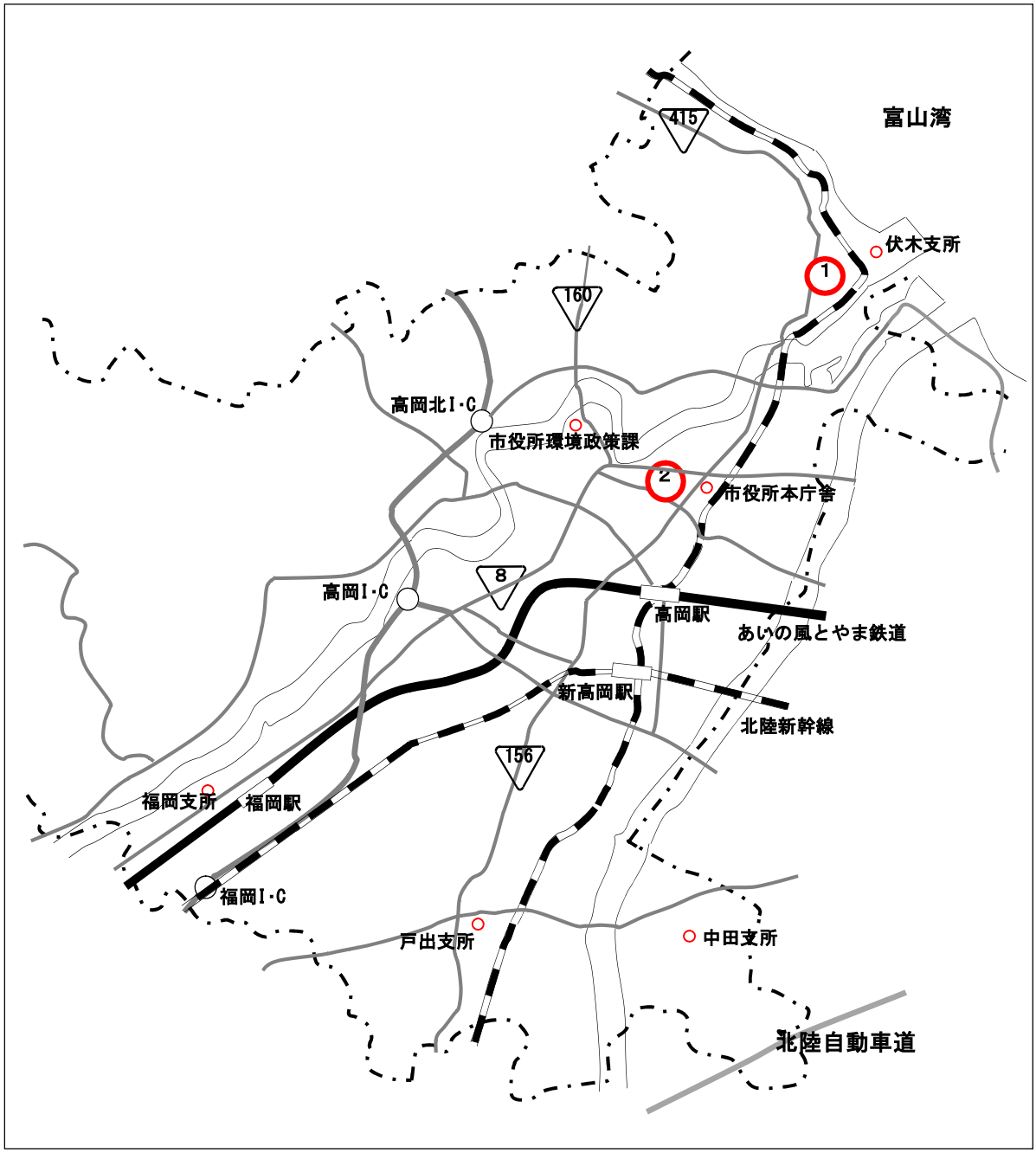


①　伏木観測局
（伏木小学校内）
②　大坪観測局
（国道８号沿い）

## 2 汚染物質別の現況

### (1) 大気汚染常時観測局（一般環境観測局）の測定結果

#### ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄（$SO_2$）は、主に硫黄分を含む石油や石炭の燃焼によって生じ、ぜん息等の公害病や酸性雨の原因となる。

$SO_2$による大気汚染は、高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって急速に悪化したため、排出規制や燃料中に含まれている硫黄分を規制するなどの対策が講じられた。この結果、$SO_2$濃度の年平均値は昭和40～50年代に比べると著しく減少している。

伏木観測局の年平均値は0.001ppmであった。

［関係資料　（大気）－１、（大気）－２］

**ロ　二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況**　　単位：ｐｐｍ

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | １時間値の最高値 | 日平均値の最高値 | 年平均値 | 日平均値の2%除外値 | 適合状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 短　期 | 長　期 |
| 伏　木 | １時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。 | 0.008 | 0.002 | 0.001 | 0.002 | ○ | ○ |

注１　短期的評価による適合とは、１日平均値がすべての有効測定日（欠測が４時間以内であること。）で0.04ppm以下であり、かつ、１時間値がすべての測定時間において0.1ppm以下をいう。

２　長期的評価による適合とは、１日平均値の上位の２％除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて１日平均値が0.04ppmを超える日が２日以上連続しないことをいう。

#### イ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（Suspended Particulate Matter, ＳＰＭ）とは、大気中に浮遊する粒子状物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μｍ（マイクロメートル）以下のものをいう。ＳＰＭは、工場から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

この物質は微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して、高濃度では呼吸器に悪影響を及ぼす。

伏木観測局の年平均値は0.011mg/$m^3$であった。

［関係資料　（大気）－１、（大気）－３］

**ロ　浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況**　　単位：ｍｇ／ｍ$^3$

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | １時間値の最高値 | 日平均値の最高値 | 年平均値 | 日平均値の2%除外値 | 適合状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 短　期 | 長　期 |
| 伏　木 | １時間値の１日平均値が0.10mg/m$^3$以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m$^3$以下であること。 | 0.073 | 0.045 | 0.011 | 0.027 | ○ | ○ |

注１　短期的評価による適合とは、１日平均値がすべての有効測定日（欠測が４時間以内であること。）で0.1mg／ｍ$^3$以下であり、かつ、１時間値がすべての測定時間において0.2mg／ｍ$^3$以下をいう。

２　長期的評価による適合とは、１日平均値の上位の２％除外値が0.1mg／ｍ$^3$以下であり、かつ、年間を通じて１日平均値が0.1mg／ｍ$^3$を超える日が２日以上連続しないことをいう。

**ウ　微小粒子状物質（PM2.5）**

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μｍ以下の粒子をいう。粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。

人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められ、年平均値15μg/m$^3$以下、かつ、日平均値の98％値が35μg/m$^3$以下とされている。

また、PM2.5による大気汚染のため、県内全域にわたって健康影響の可能性が懸念される日平均値が70μｇ/ｍ$^3$を超えると予想される場合など、県では、県関係部局や市町村を通じ、保育所・幼稚園、小・中・高校や、報道機関等に参考情報として、H25年3月から、注意喚起を行うこととしている。その他、県では県から個別の施設（保育所・幼稚園、小・中・高校等）に直接メールを配信するシステムを令和元年度から運用している。本市においても、関係課を通じ、市内保育園・幼稚園、小・中・義務教育学校、その他の144か所へ連絡している。

伏木観測局の年平均値は8.0μg/m$^3$、日平均値の98％値は20.0μg/m$^3$であった。

［関係資料　（大気）－１、（大気）－４］

**ロ　微小粒子状物質に係る環境基準の適合状況**　　単位：μｇ/ｍ$^3$

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | 日平均値の最高値 | 年平均値 | 日平均値の98%値 | 適合状況 | | 注意喚起実施状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 短期基準 | 長期基準 | |
| 伏　木 | １年平均値が15μg/m$^3$以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m$^3$以下であること。 | 32.3 | 8.0 | 20.0 | ○ | ○ | なし |

注１　短期基準による適合とは、１日平均値の98%値が35μg/m$^3$ 以下であることをいう。

２　長期基準による適合とは、１年平均値が15μg/m$^3$ 以下であることをいう。

**□　微小粒子状物質に係る注意喚起実施状況**

| 地　区 | 平成25 | 令和５ | 令和６ | 令和７ |
|---|---|---|---|---|
| 県　内　全　域 | 注意喚起２回 | なし | なし | なし |

**□　注意喚起の判断**

○午前中の早めの時間帯での判断

| | 区分 | 判断基準 |
|---|---|---|
| A | 日平均値70μg/㎥超過を予想 | ３時間平均値（午前５時から７時の１時間値を局別に平均）の中央値が85μg/㎥を超過 |
| B | 日平均値70μg/㎥超過のおそれ | ３時間平均値が１局でも85μg/㎥を超過 |

○午後からの活動に備えた判断

| | 区分 | 判断基準 |
|---|---|---|
| A | 日平均値70μg/㎥超過を予想 | ８時間平均値（午前５時から12時までの１時間値を局別に平均）が１局でも80μg/㎥を超過 |
| B | 日平均値70μg/㎥超過のおそれ | ８時間平均値が1局でも70μg/㎥を超過 |

**□　注意喚起の内容**

①　外出をできるだけ減らす。

②　屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。

③　屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の屋内への侵入を少なくし、その吸入を減らす。

④　高感受性者は、体調に応じて、より慎重に行動する。

⑤　PM2.5によって、健康に影響が生じた人や不安のある人は、最寄りの厚生センター（保健所）に連絡する。

**エ　二 酸 化 窒 素**

一酸化窒素、二酸化窒素等の窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源がある。

窒素酸化物は、酸性雨や光化学スモッグの原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

伏木観測局の年平均値は、0.003ppmであり、環境基準に適合していた。

［関係資料　（大気）－１、（大気）－５］

**□　二酸化窒素に係る環境基準の適合状況**　　単位：ｐｐｍ

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | 年平均値 | 日平均値の98%値 | 適合状況 |
|---|---|---|---|---|
| 伏　木 | １時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 0.003 | 0.008 | ○ |

注　適合状況は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

**オ　光化学オキシダント**

光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（ＮＯx）や炭化水素類（ＨＣ）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称であり、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。

光化学オキシダントは強い酸化力をもち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、農作物等にも被害を与える。

伏木観測局の年平均値は、0.035ppmであり、観測中に環境基準を超える時間があった。伏木観測局における環境基準に適合していた時間数の割合は、総時間数の95.6%であった。大気汚染緊急時の注意報は発令されなかった。

［関係資料　（大気）－１、（大気）－６］

**□　光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況**　　単位：ｐｐｍ

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | 年平均値 | １時間値の最高値 | 適合状況 |
|---|---|---|---|---|
| 伏　木 | １時間値が0.06ppm以下であること。 | 0.035 | 0.088 | × |

**□　光化学オキシダントに係る緊急時発令状況**

| 地区＼年度 | 昭和52 | 53 | 平成3 | 7 | 16 | 19 | 令和６ | 令和７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高岡射水地区 | 情報1回 | 情報３回<br>注意報1回 | 情報1回 | 注意報1回 | 注意報2回 | 注意報１回 | なし | なし |

### ⑵ 大気汚染常時観測局（自動車排出ガス観測局）の測定結果

自動車排出ガス（一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素）の測定は、国道８号熊野町交差点付近に県が設置する自動車排出ガス観測局（平成16年までは広小路局、以降は大坪局）において実施されている。また、微小粒子状物質の測定は平成23年度より測定が開始された。

測定の各項目の年平均値は、全項目においてここ数年横ばい状況である。

**□ 大坪局自動車排ガス濃度の年平均値の推移**　　単位：ｐｐｍ

| 項目＼年度 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一酸化炭素 | 0.4 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 |
| 一酸化窒素 | 0.011 | 0.010 | 0.008 | 0.008 | 0.007 | 0.007 | 0.007 | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.007 |
| 二酸化窒素 | 0.020 | 0.019 | 0.017 | 0.016 | 0.015 | 0.015 | 0.014 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.010 |
| 窒素酸化物 | 0.030 | 0.029 | 0.026 | 0.025 | 0.022 | 0.021 | 0.021 | 0.018 | 0.016 | 0.015 | 0.018 |
| 非メタン炭化水素 | 0.10 | 0.11 | 0.12 | 0.10 | 0.11 | 0.11 | 0.09 | 0.08 | 0.06 | 0.11 | 0.11 |
| メタン | 1.93 | 1.95 | 1.96 | 1.97 | 1.98 | 1.97 | 1.99 | 2.00 | 2.01 | 2.03 | 2.04 |
| 全炭化水素 | 2.03 | 2.06 | 2.08 | 2.07 | 2.09 | 2.09 | 2.08 | 2.08 | 2.07 | 2.14 | 2.15 |
| 浮遊粒子状物質 | 0.016 | 0.014 | 0.015 | 0.016 | 0.013 | 0.012 | 0.010 | 0.010 | 0.009 | 0.010 | 0.012 |
| 微小粒子状物質 | 15.6 | 14.3 | 12.2 | 12.4 | 11.0 | 10.7 | 11.8 | 12.1 | 9.6 | 9.0 | 10.1 |

注１　浮遊粒子状物質の単位は$mg/m^3$
　２　微小粒子状物質の単位は$\mu g/m^3$（平成24年度より測定開始）

**□ 二酸化窒素に係る環境基準の適合状況**　　単位：ｐｐｍ

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | 年平均値 | 日平均値の98%値 | 適合状況 |
|---|---|---|---|---|
| 大　坪 | １時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 0.010 | 0.020 | ○ |

注　適合状況は、国の指示に基づく長期的評価によるもので年間における１日平均値のうち、低い方から98%に相当する値をもって評価したものである。

**□ 一酸化炭素に係る環境基準の適合状況**　　単位：ｐｐｍ

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | 1 日平均値が10 ppmを超えた日が2 日以上連続の有無 | 長期的評価による適（○）否（×） |
|---|---|---|---|
| 大　坪 | 10 ppm 以下であること | 無し | ○ |

注１　測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法による。
　２　長期的評価による適（○）とは、年間における1 日平均値のうち測定値の高い方から２%の範囲にあるものを除外した後の最高値が10 ppm を超えず、かつ、年間を通じて１日平均値が10 ppm を超える日が２日以上連続しないことをいう。

**□　浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況**　　単位：ｍｇ/ｍ$^3$

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | １時間値の最高値 | 日平均値の最高値 | 年平均値 | 日平均値の2%除外値 | 適合状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 短期 | 長期 |
| 大　坪 | １時間値の１日平均値が0.10mg/m$^3$以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m$^3$以下であること。 | 0.076 | 0.050 | 0.012 | 0.031 | ○ | ○ |

注１　短期的評価による適合とは、１日平均値がすべての有効測定日（欠測が４時間以内であること。）で0.1mg/ｍ$^3$以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.2mg/ｍ$^3$以下をいう。
　２　長期的評価による適合とは、１日平均値の上位の2%除外値が0.1mg/ｍ$^3$以下であり、かつ、年間を通じ1日平均値が0.1mg/ｍ$^3$を超える日が２日以上連続しないことをいう。

**□　微小粒子状物質に係る環境基準の適合状況**　　単位：μｇ/ｍ$^3$

| 観測局 | 目　標　値（環境基準） | 日平均値の最高値 | 年平均値 | 日平均値の98%値 | 適合状況 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 短期基準 | 長期基準 |
| 大　坪 | １年平均値が15μg/m$^3$以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m$^3$以下であること | 38.4 | 10.1 | 24.9 | ○ | ○ |

注１　測定は、β 線吸収法による。
　２　短期基準による適（○）とは、１日平均値の98%値が35μg/m$^3$ 以下であることをいう。
　３　長期基準による適（○）とは、１年平均値が15μg/m$^3$ 以下であることをいう。

### ⑶　環境放射線

環境放射線は、モニタリングポストにより連続測定されている。モニタリングポストは、富山県高岡厚生センター（平成24年３月設置）のほか、県内全体で９箇所に設置されており、測定結果は、インターネットの画面で見ることができる。

令和７年度の県内の測定結果については、自然界の放射線のレベルの範囲内であり、異常は認められていない。環境放射線の測定結果のホームページのアドレスは、http://atom.pref.toyama.jp/monitoring/page/radiation/radiationMap.htmlである。

# 第２節　大 気 環 境 の 保 全 対 策

## １　法律・条例に基づく規制

大気汚染に関する特定施設は、大気汚染防止法、富山県公害防止条例及び高岡市公害防止条例に基づき規制されている。

### ⑴ 規 制 対 象 施 設

**ア　高岡市公害防止条例に基づくもの**

大気汚染防止法に係るばい煙発生施設・粉じん発生施設

**イ　富山県公害防止条例に基づくもの**

富山県公害防止条例に係る特定施設

### ⑵ 届 出 状 況

本市では、高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況については、次のとおりである。　　［関係資料　（届出）－１］

**ア　高岡市公害防止条例に基づく届出状況**

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届出事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| ば い 煙 発 生 施 設 | 168 | 430 |
| 粉 じ ん 発 生 施 設 | 23 | 80 |

**イ　富山県公害防止条例に基づく届出状況**

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届出事業所数 |
|---|---|
| ば い 煙 に 係 る も の | 9 |
| 粉じん又は有害ガスに係るもの | 726 |

### ⑶ 排 出 基 準 等

**ア　硫 黄 酸 化 物**

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の許容量として、$q = K \times 10^{-3} \cdot He^{2}$（ｑは硫黄酸化物排出量、Ｈｅは有効煙突高さ）で表示され、Ｋ値よる規制が行われている。高岡市内では、旧高岡市地内で2.34（昭和49年3月31日までに設置された施設は5.0）、旧福岡町地内では17.5の規制値となっている。

また、重油等燃料の最大使用量が0.3kℓ／時以上に該当する工場・事業場については、県のブルースカイ計画により、一層の硫黄酸化物の削減指導が行われている。

**イ　ば い じ ん**

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度について、発生施設の種類及び規模ごとに規制されている。

**ウ　有 害 物 質**

有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素化合物）の排出基準は、発生施設の種類及び規模ごとに定められている。

なお、県においては有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素・ふっ化水素及びふっ化けい素について、条例により更に厳しい上乗せ排出基準を設定している。

**エ　粉 じ ん**

**a**　一般粉じん発生施設には、フード、散水設備、防じんカバー等の構造並びに使用及び管理に関する基準が設定されている。

**b**　特定粉じんについては、工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度が規制されているほか、アスベストを含む建築物の解体等の作業について作業基準等が定められている。

### ⑷　有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあり、また発ガン性や慢性毒性を有する物質であり、その種類も多く、発生源も多様である。

各行政機関では、国の環境審議会で作成した有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質のリストをもとに、その物質の有害性、大気環境濃度に関する基礎的情報の収集整理が行われている。

大気汚染防止法では、早急に排出又は飛散を抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定し、指定物質を排出又は飛散させる施設（政令で定める施設）については、指定物質抑制基準が設けられている。

さらに、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質を「優先取組物質」とし、ダイオキシン類等の22物質を選定し、重点的調査の実施と事業所の自主的な排出抑制の促進に努めている。

### ⑸　大気汚染緊急時対策

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の４物質にかかる高濃度汚染の出現時に対応するため、県では大気汚染防止法に基づき、大規模工場の使用燃料削減等を伴う「富山県大気汚染緊急時対策要綱」を定めている。

また、微小粒子状物質については、高濃度が予想される場合等に対応するため、「富山県微小粒子状物質注意喚起実施要領」を定めている。

これらに基づき、本市では、小中学校、保育所等への緊急連絡体制を確保し、通報の迅速化を図り、被害の防止に努めている。　　［関係資料　（大気）－８］

### ２　工場・事業場への調査指導状況

環境調査にあわせて、発生源調査として令和７年度は９事業所に立ち入りし、特定施設及びその処理施設等の調査・指導を行った。

特に、公害防止協定締結工場に対しては、使用燃料中の硫黄分検査等を実施したところ、いずれも許容値を下回っていた。

なお、近年の大気関係の苦情については、法令対象外の小規模施設に対するものが多くなっており、これらへの適切な指導に努めている。

## 第３節　酸　性　雨

酸性雨とは、石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴って生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物が上空で化学的に変化し、雨に溶け込んで酸性が強くなったもので、通常はｐＨ5.6以下の雨のこととされていた。しかし、現在では、酸性の強い霧や雪（雨を含めて「湿性沈着物」という。）や、晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状（エアロゾル）あるいはガス状の酸（「乾性沈着物」という。）を併せたものとされている。

**□　全国の降水のｐＨ分布図**

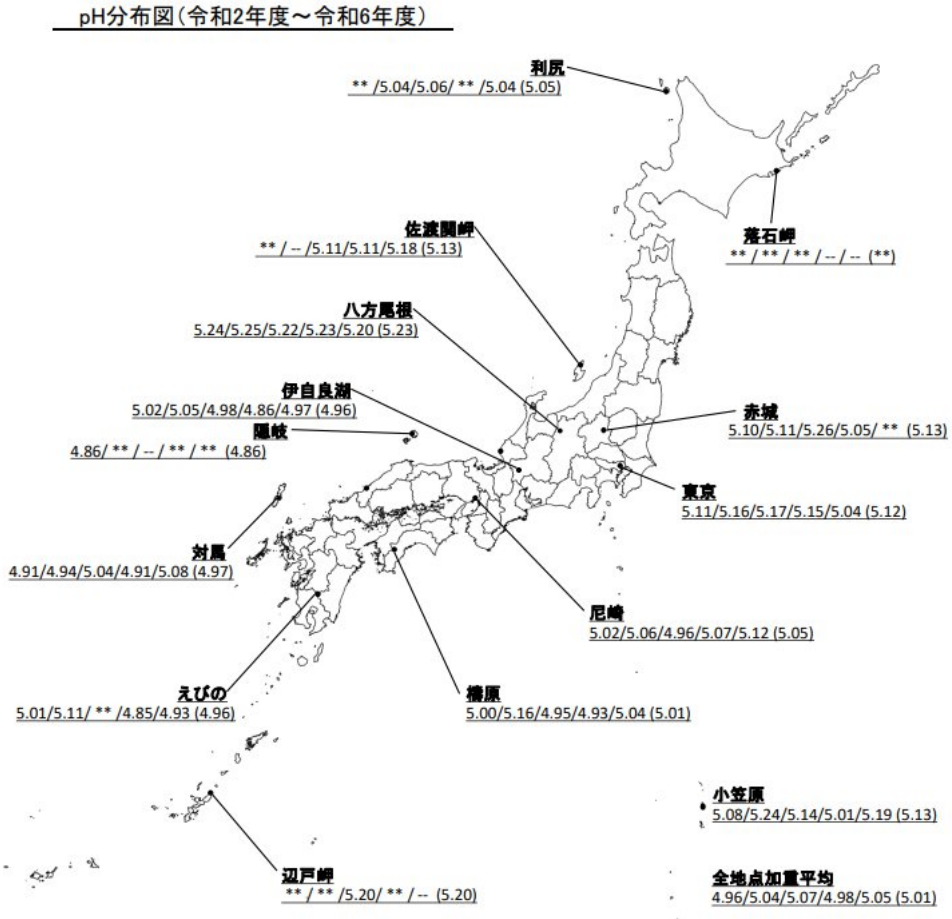


令和2年度/令和3年度/令和4年度/令和5年度/令和6年度（5年間平均値）
-- 測定せず
** 当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された
注：平均値は降水量加重平均により求めた

環境省の酸性雨対策調査結果(令和６年度)では、降水のｐＨ全国平均値は5.09(4.93～5.21の範囲)となっている。わが国における酸性雨による生態系等への影響は、現時点では明らかになっていないが、一般に酸性雨による陸水、土壌、植生等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられている。

本市の令和７年度における降水のｐＨ年平均値は4.6(3.4～5.7の範囲)であった。

［関係資料　（大気）－10］

**□　高岡市における降水のｐＨ年平均値の経年変化**

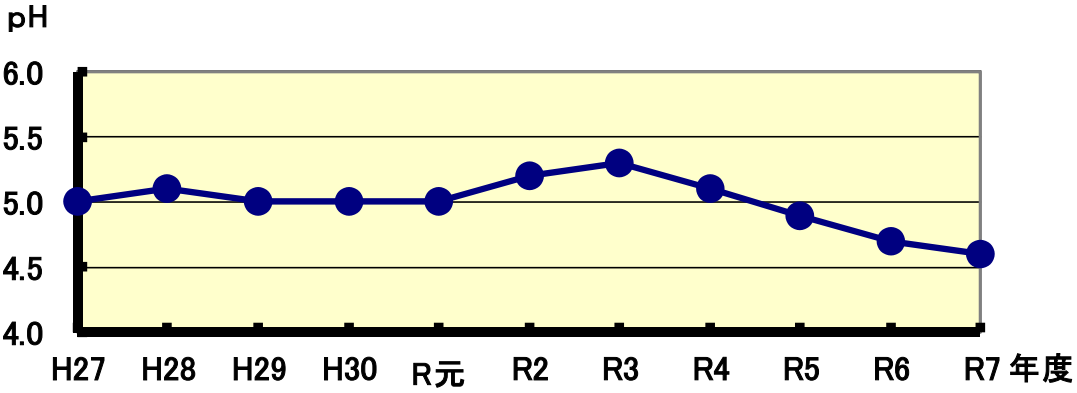


測定地点：**高岡市役所本庁舎屋上**

## 第４節　ダイオキシン類対策

### １　ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、物を燃やす過程などで非意図的に発生する有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナＰＣＢをまとめてダイオキシン類という。

無色の固体で、水にはほとんど溶けず、脂肪には溶けやすい。他の多くの化学物質とは反応しにくく安定しているが、太陽からの紫外線で徐々に分解されることが分かっている。

主な発生源は、ごみ焼却施設から大気中への排出であるが、他にも製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排ガスなどの人為的な発生源のほか、森林火災、火山活動などの自然発生源からも生じるといわれている。

ダイオキシン類は、多量に摂取する場合には強い急性毒性をもつことが知られており、ＷＨＯ（世界保健機構）では、ダイオキシン類の中で2,3,7,8-四塩化ダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）を発がん性物質に分類している。

なお、ダイオキシン類の濃度は、最も強い毒性を示す2,3,7,8-四塩化ダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を１として、他のダイオキシンの毒性強さを換算した毒性等量（ＴＥＱ）で表される。

## 2　ダイオキシン類の汚染状況と対策

### ⑴　ダイオキシン類の規制

ダイオキシン類の環境中への排出を減らすために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気や水質の環境基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に対する対策を定めている。これらの取り組みの結果、平成15年度には、我が国のダイオキシン類汚染の削減目標（ダイオキシン類の排出総量を平成9年度から95％削減する）が達成され、その後さらに削減が進んでいる。

### ⑵　ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類による汚染状況を調べるために、本市では平成10年度から大気環境中のダイオキシン類濃度調査を行っている。市内の広小路地区、戸出地区の２か所で、年２回（夏季・冬季）の測定を行った。その結果、年平均値は0.0052～0.0055pg-TEQ/$m^3$であり、いずれの地区においても環境基準に適合していた。

［関係資料　（大気）－11、（大気）－12］

**□　大気環境中ダイオキシン類調査結果**　　単位：pg-TEQ／$m^3$

| 令和７年度 | 測定値 | 平均値 | 環境基準 |
|---|---|---|---|
| 広小路地区 | 0.0052～0.0057 | 0.0055 | 0.6以下 |
| 戸出地区 | 0.0045～0.0058 | 0.0052 | |

# 第２章　水　　環　　境

## 第１節　現　　況

水は、生活用水として毎日の暮らしに必要不可欠であるばかりでなく、工業、農業などの産業活動にもなくてはならないものである。

昭和40年～50年代の産業の発展や近年の生活様式の高度化等により、著しい水質汚濁をもたらした。

このため、工場・事業場からの排水については水質汚濁防止法等で規制するとともに、生活排水については、公共下水道の処理区域の拡大や合併処理浄化槽設置の普及を図ることにより、主要河川の水質は逐次改善されてきた。

地下水の水質については、平成３年度から有害物質について計画的に水質測定を実施している。トリクロロエチレン等の有害物質による水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法等により、使用事業場に対し、地下浸透の防止など適正管理に努めるよう指導を行っている。

また、ダイオキシン類については、河川及び地下水の水質調査を実施しており、ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となる特定施設を設置している事業所は、ダイオキシン類の測定及び県知事への報告が義務付けられている。

### １　河川の汚濁状況

河川水質の汚濁状況を把握するため、生活環境項目について、庄川水系、小矢部川水系11河川、18地点で調査を行っている。

河川の汚濁指標であるＢＯＤは、いずれの地点においても環境基準に適合しており、庄川・小矢部川等の主要河川における水質は維持されている。

人の健康に関する項目であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンについては、６河川７地点で年２～４回の調査を実施した。その結果、いずれの地点においても検出されなかった。

全窒素、全りんについては11河川12地点において年２～４回の測定を行った。現在、本市の河川における全窒素、全りんを評価する基準はないが、一般的には人為的汚濁源の多い河川で数値が高く、調査結果についても有機汚濁とほぼ類似した傾向を示している。

［関係資料　（水質）－１～（水質）－７］

## □　河川環境の調査地点図

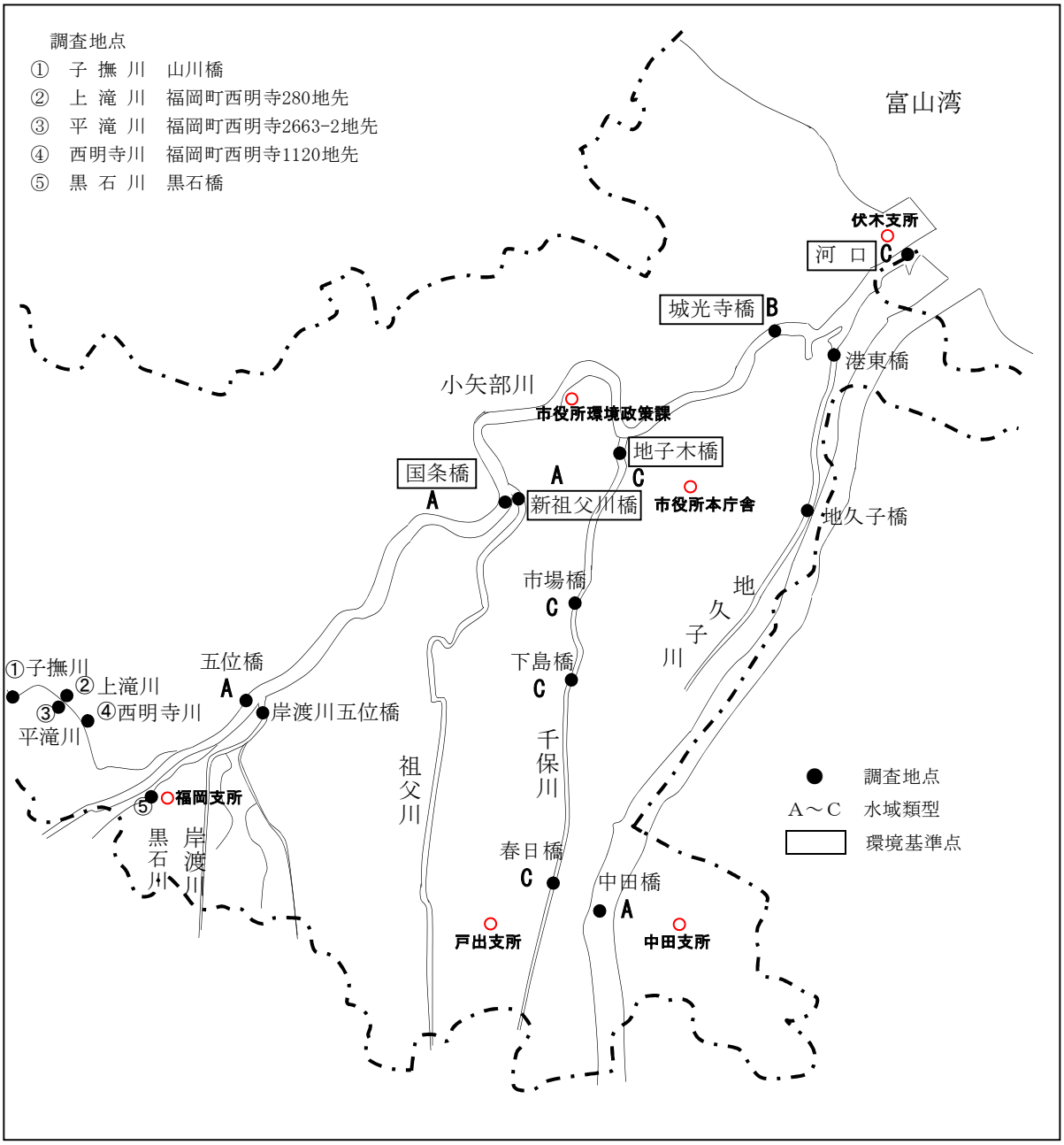


## □　庄川、小矢部川類型指定の模式図

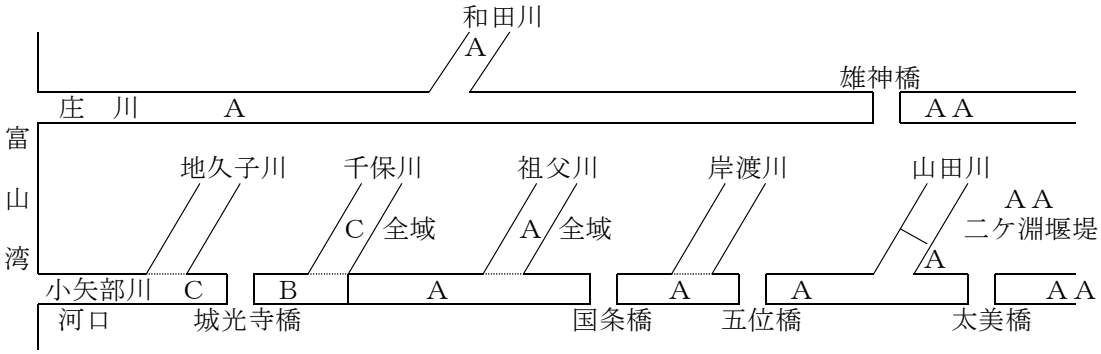

### □　各調査地点におけるＢＯＤ環境基準適合状況

| 水　域 | 河川名 | 調査地点 | 類　型 | BOD(mg/ℓ) | 適　否 | 調査機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 小矢部川 | 小矢部川 | 五位橋 | A | 1.5 | ○ | 市 |
| | | 国条橋 | | 1.3 | ○ | 国 |
| | | 城光寺橋 | B | 1.1 | ○ | 国 |
| | | 河口 | C | 1.4 | ○ | 国 |
| | 祖父川 | 新祖父川橋 | A | 0.8 | ○ | 県・市 |
| | 岸渡川 | 岸渡川五位橋 | － | 1.3 | － | 市 |
| | 千保川 | 春日橋 | C | 1.3 | ○ | 市 |
| | | 下島橋 | | 1.5 | ○ | 市 |
| | | 市場橋 | | 1.4 | ○ | 市 |
| | | 地子木橋 | | 0.9 | ○ | 県・市 |
| | 地久子川 | 地久子橋 | － | 1.0 | － | 市 |
| | | 港東橋 | | 1.4 | | 市 |
| | 子撫川 | 山川橋 | － | 1.6 | － | 市 |
| | 上滝川 | 福岡町西明寺280地先 | － | 1.5 | － | 市 |
| | 平滝川 | 福岡町西明寺2663-2地先 | － | 0.9 | － | 市 |
| | 西明寺川 | 福岡町西明寺1120地先 | － | 1.3 | － | 市 |
| | 黒石川 | 黒石橋 | － | 1.2 | － | 市 |
| 庄川 | 庄川 | 中田橋 | A | 0.8 | ○ | 市 |

注　ＢＯＤの数値は75%水質値である。「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×ｎ番目（ｎはデータ数）の値である。

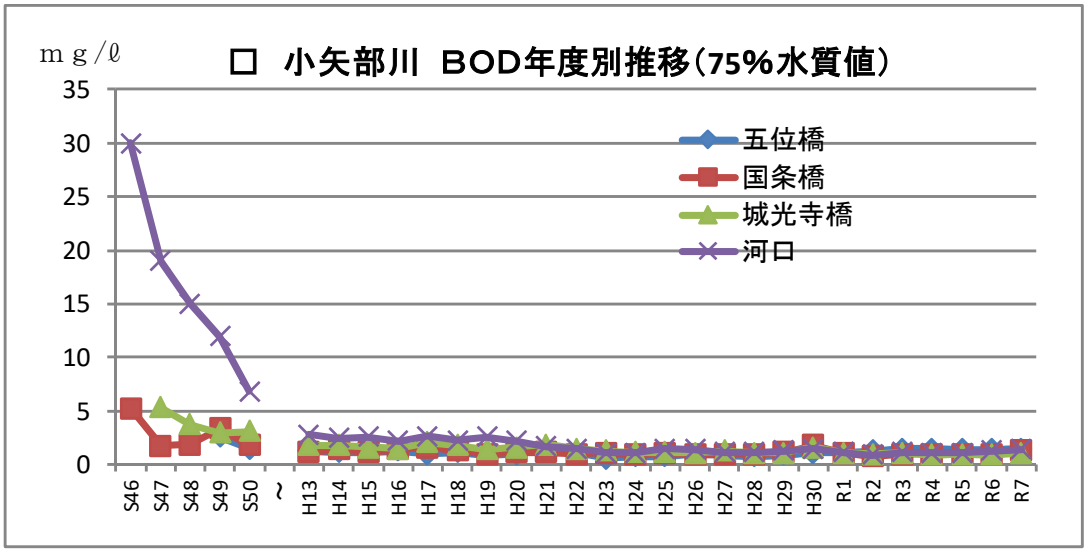

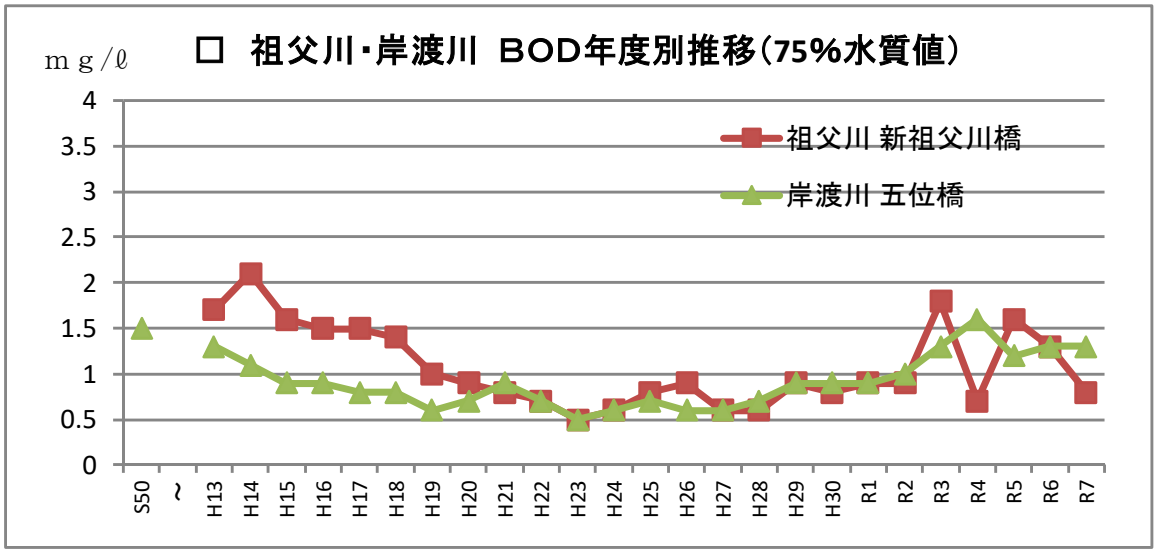
□ 祖父川・岸渡川 BOD年度別推移（75%水質値）
mg/ℓ
4
3.5
3
2.5
2
1.5
1
0.5
0
祖父川 新祖父川橋
岸渡川 五位橋
S50
~
H13
H14
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

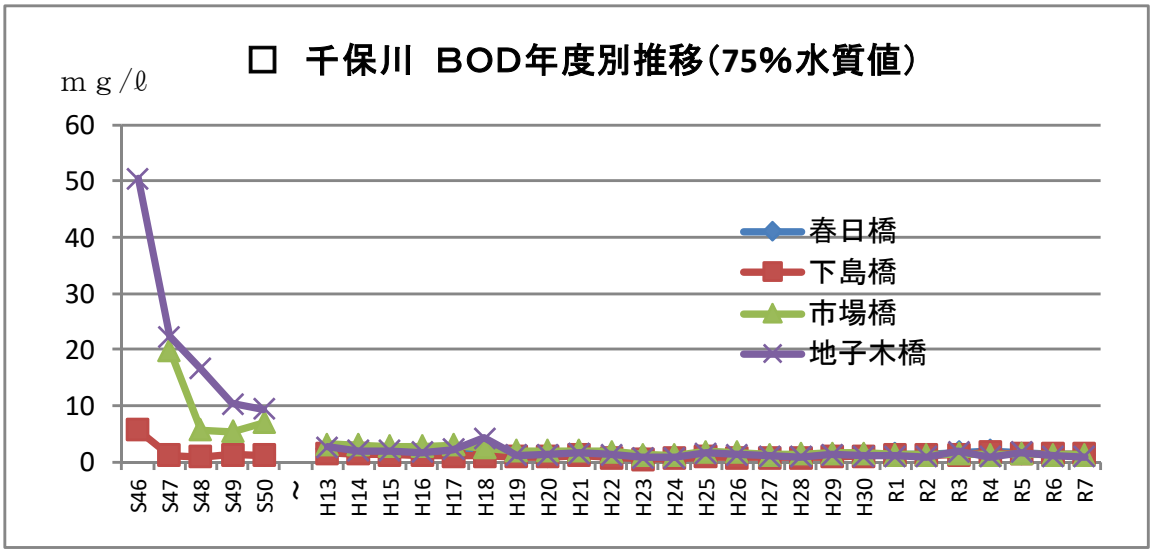
□ 千保川 BOD年度別推移（75%水質値）
mg/ℓ
60
50
40
30
20
10
0
春日橋
下島橋
市場橋
地子木橋
S46
S47
S48
S49
S50
~
H13
H14
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

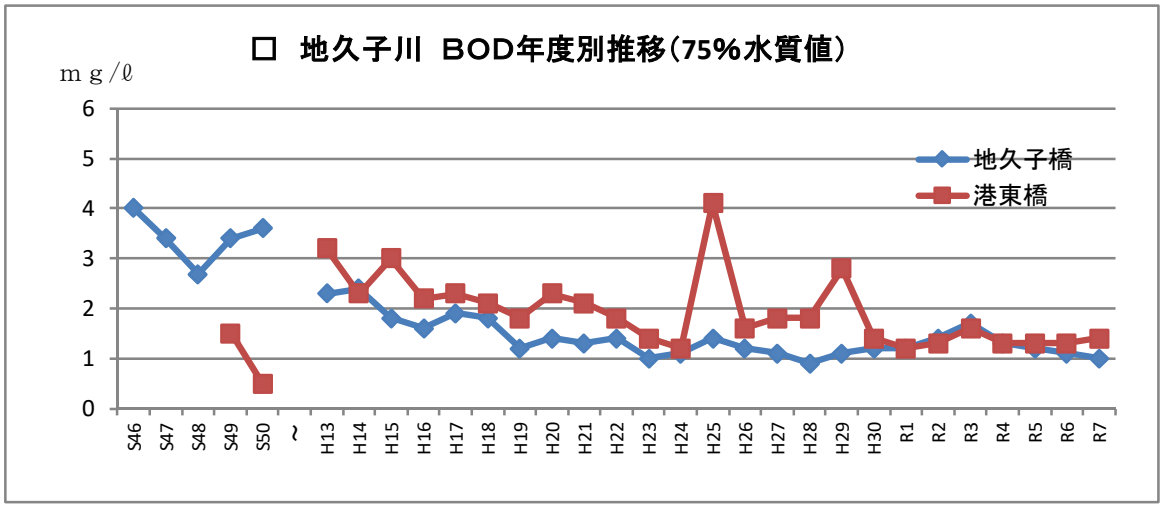
□ 地久子川 BOD年度別推移（75%水質値）
mg/ℓ
6
5
4
3
2
1
0
地久子橋
港東橋
S46
S47
S48
S49
S50
~
H13
H14
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

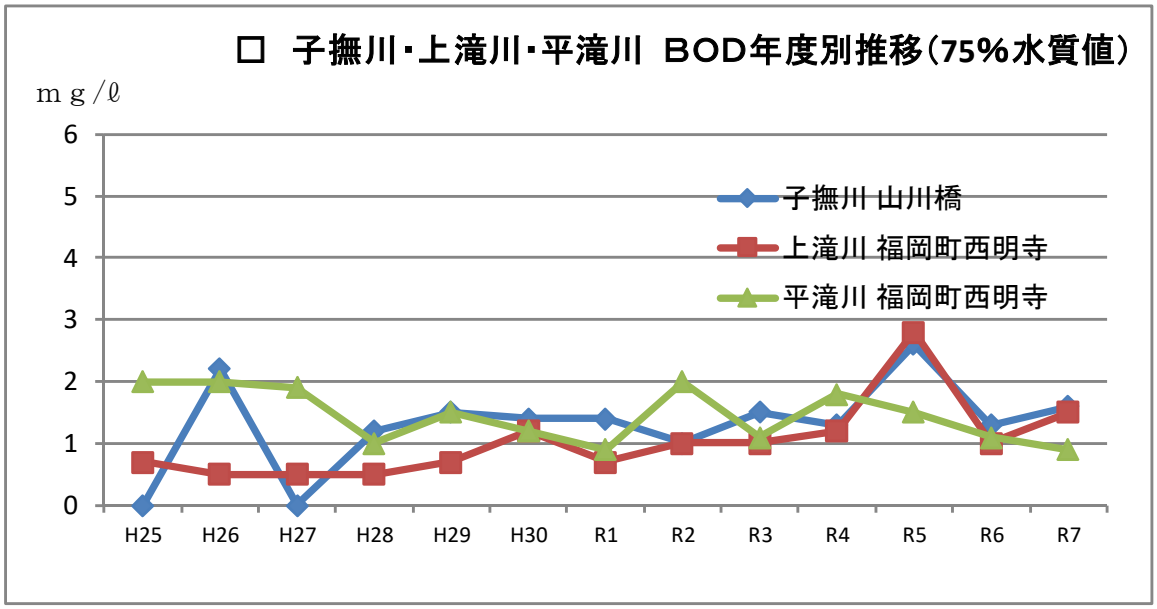
□ 子撫川・上滝川・平滝川 BOD年度別推移（75%水質値）
mg/ℓ
6
5
4
3
2
1
0
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
子撫川 山川橋
上滝川 福岡町西明寺
平滝川 福岡町西明寺

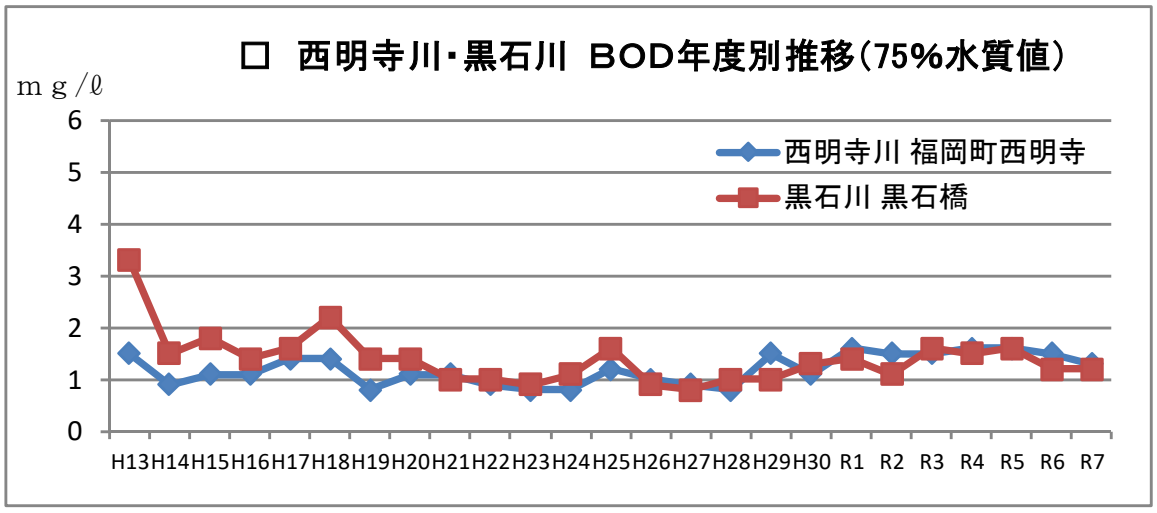
□ 西明寺川・黒石川 BOD年度別推移（75%水質値）
mg/ℓ
6
5
4
3
2
1
0
H13H14H15H16H17H18H19H20H21H22H23H24H25H26H27H28H29H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7
西明寺川 福岡町西明寺
黒石川 黒石橋

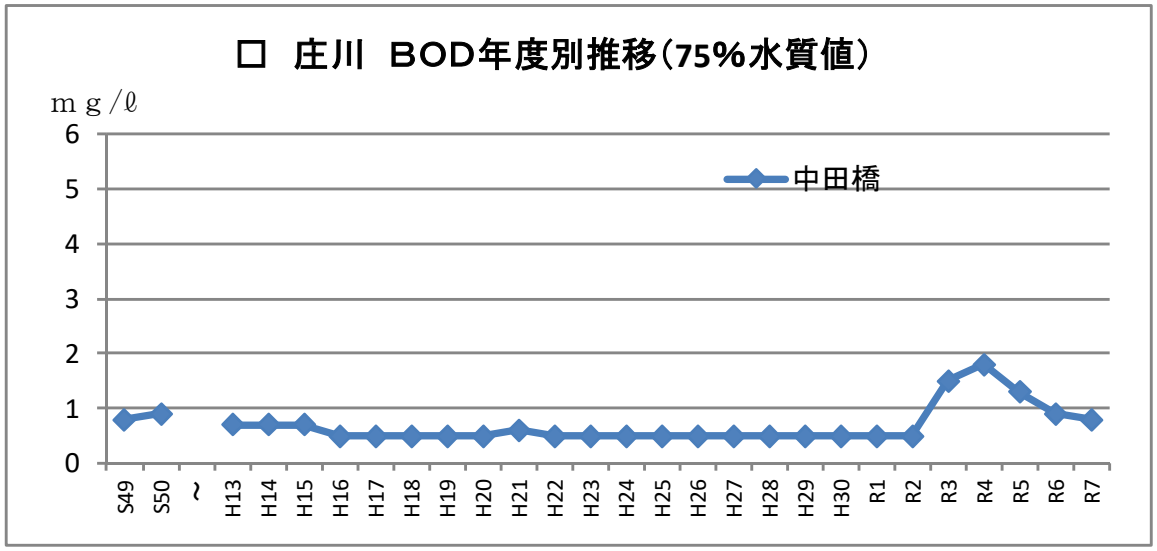
□ 庄川 BOD年度別推移（75%水質値）
mg/ℓ
6
5
4
3
2
1
0
S49
S50
~
H13
H14
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
中田橋

## □　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

| 項目／類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | 調査地点 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 水素イオン濃度（ｐＨ） | 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | 浮遊物質量（ＳＳ） | 溶存酸素量（ＤＯ） | |
| AA | 水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | |
| A | 水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | [小]五位橋<br>[小]国条橋<br>[小]新祖父川橋<br>[庄]中田橋 |
| B | 水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | [小]城光寺橋 |
| C | 水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの | 6.5～8.5 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | [小]春日橋<br>[小]下島橋<br>[小]市場橋<br>[小]地子木橋<br>[小]河口 |
| D | 工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの | 6.0～8.5 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | |
| E | 工業用水３級<br>環境保全 | 6.0～8.5 | 10mg/L 以下 | ゴミ等の浮遊が認められないこと | 2mg/L 以上 | |

注1　基準値は日間平均値とする。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度は6.0以上7.5以下、溶存酸素量は5mg/L以上とする。

3　[小]とは小矢部川水域、[庄]とは庄川水域である。

## 2　地下水の汚染状況

### ⑴　環境監視調査

県では、地下水の水質測定計画に基づき、カドミウム、全シアンなどの有害物質27項目を調査している。県内平野部全域を調査区域として、県東部地域では平成２年度から、本市を含む県西部地域では、平成３年度から継続して調査を実施している。

令和７年度は、本市域において県が９か所で調査を実施したほか、本市では、より詳細に把握するため、さらに26か所について調査を実施した。（２kmメッシュに１地点）

その結果、全ての地点において環境基準に適合していた。

［関係資料　（水質）－８］

### ⑵　汚染井戸調査

過去の調査で汚染が明らかになった地域で、汚染の推移を把握するため県と連携して定期モニタリング調査を実施している。

平成８年にテトラクロロエチレンによる地下水汚染が判明した戸出地内について継続調査を実施した結果、全ての地点において環境基準に適合していた。

**□　定期モニタリング調査（汚染井戸調査）結果**

単位：mg／ℓ

| 調査地域 | 調査項目 | 調　査<br>地点数 | 測定結果 | 地下水環境基準<br>超 過 地 点 数 | 地下水環境基準 | 定量限界 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 戸 出 町 | ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 3 | ND | 0 | 0.01 | 0.0005 |

注　ND(検出されず)とは、定量限界未満である。

## 3　ダイオキシン類の環境調査

河川及び地下水のダイオキシン類濃度を把握するため、河川水２地点、地下水２地点で調査を実施した。

その結果、河川水及び地下水については、いずれの地点においても環境基準に適合していた。

**□　水環境中ダイオキシン類の環境調査**　　単位：pg-TEQ/ℓ

| 実施主体 | 調　査　地　点 | | 測　定　値 | 環　境　基　準 |
|---|---|---|---|---|
| 市 | 河川水 | 祖 父 川　新祖父川橋 | 0.13 | 1以下 |
| | | 千 保 川　地子木橋 | 0.25 | |
| 市 | 地下水 | 麻生谷 | 0.026 | 1以下 |
| | | 四屋 | 0.030 | |

## 第２節　水環境の保全対策

### １　法律・条例に基づく規制

水質汚濁に関する特定施設は、水質汚濁防止法、富山県公害防止条例並びに高岡市公害防止条例に基づき規制されている。

#### ⑴　規制対象施設

**ア　高岡市公害防止条例に基づくもの**

水質汚濁防止法に係る特定施設

**イ　富山県公害防止条例に基づくもの**

富山県公害防止条例に係る特定施設

#### ⑵　規制対象工場・事業場

特定施設を設置し、公共用水域に汚水等を排出又は地下に特定地下浸透水を浸透する工場・事業場

#### ⑶　規制水域

市内全公共用水域及び地下水域

#### ⑷　規制対象物質及び項目

**ア　有害物質**

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀及びその他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサンの28項目

**イ　生活環境項目**

ｐＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、大腸菌群数、窒素、燐の15項目

#### ⑸　排水基準等

水質汚濁防止法の規定に基づき、県は小矢部川水域及び庄川水域等について、上乗せ排水基準を設定している。

また、富山県公害防止条例に係る特定施設についても、排水基準を設定している。
有害物質が検出される汚水等については、地下への浸透が禁止されている。

### ⑹ 届出状況

本市では、高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況については、次のとおりである。　［関係資料（届出）－２］

#### ア　高岡市公害防止条例に基づく届出状況

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届出事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 高岡市公害防止条例に係るもの | 318 | 1,732 |

#### イ　富山県公害防止条例に基づく届出状況

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届 出 事 業 所 数 |
|---|---|
| 富山県公害防止条例に係るもの | 91 |

## ２　工場・事業場への調査指導状況

### ⑴ 法令等に基づく調査指導状況

高岡市公害防止条例及び富山県公害防止条例に基づく規制工場・事業場を対象にして、排水基準の適合状況及び排水処理施設の維持管理状況等について立入調査を実施し、指導を行った。

立入調査件数等は、59か所の工場･事業場について、採水・調査を134回実施した。また、排水処理施設等の維持管理についても指導を行った。

#### ロ　業種別採水及び調査延べ件数

| 区　　分 | 工場・事業場 | 採水･調査件数 |
|---|---|---|
| 協　定　工　場 | 10 | 49 |
| 鉄鋼・アルミニウム | 6 | 9 |
| メッキ・皮膜 | 9 | 19 |
| 食　　品 | 11 | 17 |
| 窯業・その他の業種 | 23 | 40 |
| 合　　計 | 59 | 134 |

### ⑵ ゴルフ場周辺水質調査

#### ア　調査概要

ゴルフ場の農薬汚染の実態を把握するため、本市の公共用水域に影響を及ぼすと考えられるゴルフ場２か所において農薬に関する立入調査を実施した。

**イ　調査結果**

ゴルフ場の水質については、「富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱(最新改正平成10年)」に基づき、管理されていた。

**ロ　ゴルフ場周辺水域の農薬調査結果**

| 年度／項目 | 令和３年 | 令和４年 | 令和５年 | 令和６年 | 令和７年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 殺虫剤※1 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 |
| 殺菌剤※2 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 |
| 除草剤※3 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 | 県の指導値以下 |

※１（農薬名）アセフェート、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、トリクロルホン（DEP）、ピリダフェンチオン、フェニトロチオン（MEP）、ダイアノジン

※２（農薬名）イソプロチオラン、イプロジオン、エトリジアゾール（エクロメゾール）、メタラキシル、オキシン銅（有機銅）、キャプタン、クロロタロニル（TPN）、クロロネブ、メプロニル、チウラム（チラム）、トルクロホスメチル、フルトラニル、ペンシクロン

※３（農薬名）アシュラム、ジチオピル、シマジン（CAT）、テルブカルブ（MBPMC）、トリクロピル、ナプロパミド、ピリブチカルブ、ブタミホス、プロピザミド、ベンスリド（SAP）、ベンフルラリン（ベスロジン）、ペンディメタリン、メコプロップ（MCPP）、メチルダイムロン

## ３　浄化槽対策

浄化槽はし尿と雑排水を処理する個別分散型の汚水処理施設であり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として整備が進められている。一方、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は平成12年の浄化槽法改正により、平成13年以降の新設が禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存している。本市では、合併処理浄化槽への転換を推進するため、浄化槽管理者への立入調査や合併処理浄化槽の設置補助を実施している。

### ⑴　浄化槽の設置状況

本市では、公共下水道計画が当面無い地域において、浄化槽設置補助の実施等により、処理性能の高い合併処理浄化槽への転換を推進しており、合併処理浄化槽の比率は増加傾向にある。なお、合併処理浄化槽の全設置基数については、公共下水道の延伸に伴い、減少している。

| | Ｒ７年度の設置基数 | 比率の推移 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | Ｒ７年度 | Ｒ６年度 | Ｒ５年度 | Ｒ４年度 | H25年度 |
| 全設置基数 | 5,284基 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| （合併処理浄化槽） | 1,543基 | 29.2% | 28.9% | 28.5% | 28.3% | 23.2% |
| （単独処理浄化槽） | 3,741基 | 70.8% | 71.1% | 71.5% | 71.7% | 76.8% |

### ⑵　浄化槽管理者への調査、指導状況

浄化槽の適正な維持管理促進のため、10月１日の「浄化槽の日」を中心に富山県と合同で浄化槽法定検査未受検の浄化槽管理者への92件の立入指導等（内訳…42件の立入指導、36件の書面指導、２件の電話指導、12件の浄化槽台帳・下水道台帳調査）を実施

### ⑶　合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、指定した地域において、住宅に処理対象50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする際に補助要件を満たす方に対して、補助金の交付を行っている。

令和７年度までの利用件数は1,219件となっており、補助金総額は692,313千円である。

| 年　度 | 補助基数 | 補助額（千円） |
|---|---|---|
| 昭和63～令和３年度 | 1,182 | 668,268 |
| 令和４年度 | 10 | 6,652 |
| 令和５年度 | 8 | 5,521 |
| 令和６年度 | 10 | 6,814 |
| 令和７年度 | 9 | 5,058 |
| 合　計 | 1,219 | 692,313 |

※令和４年度から合併処理浄化槽水洗化促進補助制度（配管補助制度）の補助金額を含む。

### □　補助交付制度の概要

| 条　件 | 内　　容 |
|---|---|
| 設置される施設 | 主として居住の用に供する住宅 |
| 大きさ | 処理対象人員50人以下のもの |
| 性　能 | ＢＯＤ除去率90％以上、放流水のＢＯＤ20mg／ℓ 以下の機能を有するもの等 |
| 補助対象地域 | 次に掲げる地域を除く地域とする。<br>・下水道計画に基づいて事業が実施され、又は実施が予定されている処理区域<br>・農業集落排水事業が実施され、又は実施が予定されている地域 |
| 申請方法 | 工事に着手する前に、市に事前協議の上、申請すること |

### □　単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

○家庭などに設置するもので、水洗トイレからの汚水だけを処理して河川等に放流します。放流水は合併処理浄化槽よりも汚く、台所や洗濯などの生活雑排水はそのまま放流されるため河川等を汚染しています。

○平成13年から設置が禁止されました。

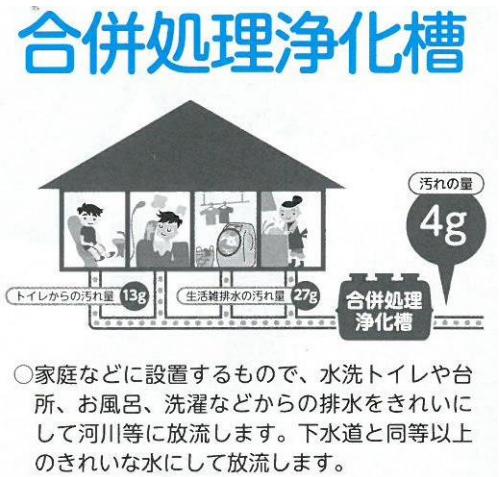


○家庭などに設置するもので、水洗トイレや台所、お風呂、洗濯などからの排水をきれいにして河川等に放流します。下水道と同等以上のきれいな水にして放流します。

出典：（公益社団法人）富山県浄化槽協会

# 第３章　騒　　音

## 第１節　現　　況

一般に騒音とは、「さわがしい音」あるいは「好ましくない音・望ましくない音」を総称したものとされている。

各種公害の中でも日常生活に最も関係深い問題であり、その判断は個人の主観的要素や感情的な問題（音の性状、周囲の環境、個人の性格、年齢、好み、健康状態あるいは馴れなど）により左右され、その内容・程度の受け止め方が違ってくる。

**ロ　騒音の大きさの例**

| | |
|---|---|
| １２０デシベル | 飛行機のエンジンの近く |
| １１０デシベル | 自動車の警笛（前方２ｍ） |
| | リベット打ち |
| １００デシベル | 電車が通る時のガード下 |
| | 大声による独唱 |
| ９０デシベル | 騒々しい工場の中 |
| ８０デシベル | 地下鉄の車内 |
| | 電話のベル |
| ７０デシベル | 騒々しい事務所の中 |
| | 静かな乗用車の中 |
| ６０デシベル | 普通の会話 |
| ５０デシベル | 静かな事務所 |
| | 市内の深夜 |
| ４０デシベル | 図書館 |
| | 郊外の深夜 |
| ３０デシベル | ささやき声 |
| | 木の葉のふれ合う音 |
| ２０デシベル | 置時計の秒針の音（前方１ｍ ） |

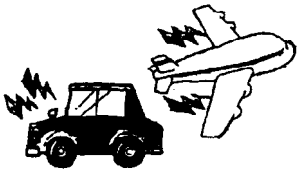

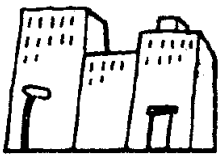

騒音を発生源別にみると、工場や建設現場からの騒音、自動車の走行に伴う自動車交通騒音、生活に密接な関係のある近隣騒音に大別される。

近年、工場や建設現場からの騒音や自動車交通騒音の他に近隣騒音も苦情の対象となってきており、いずれも発生源が住居と近接している場合に問題を生じやすい。

近隣騒音としては、家庭用の空調室外機、ボイラーの燃焼音、冷暖房用のクーリングタワー、冷凍機音、飲食店等のカラオケ、拡声器音などがあり、これらの対策としては、行政指導のみでは限界があり、市民一人ひとりの自覚が強く求められる。

本市では騒音規制法等に基づき、工場等に対し調査指導を実施するとともに、環境騒音の実態を把握するための調査を行っている。

また、自動車交通騒音については、自動車走行台数の多い地点等で調査を実施しているが、自動車の走行に由来する騒音であり、本市のみでは解決策は見いだし難く、自動車そのものの音源対策や主要道路の構造改善、さらには交通量の緩和など国、県の総合的施策による対応が必要とされる。

**と や ま の 音 風 景**

**高岡古城公園の野鳥と虫の声**

## 1　自動車交通騒音（地点評価）

### (1)　測定･評価体制

「騒音に係る環境基準」の設定されている道路に面する地域12地点について、自動車交通騒音の等価騒音レベルの測定を行い、地点評価を実施した。

#### □　自動車騒音地点評価地点

●：道路に面する地域の測定点　　(12地点)

### ⑵　騒音測定･評価結果

自動車交通騒音（地点評価）では、特例（幹線交通を担う道路に近接する空間）12地点で等価騒音レベルの測定を行った。

測定の結果、10地点で全ての時間帯で環境基準に適合、２地点で全ての時間帯で環境基準を超過していた。

［関係資料（騒音）－１，３］

**□　環境基準の適合状況　（道路に面する地域）**

単位：デシベル(A)

| 類型 | 地点 | 測定場所 | 測定値 | | 基準適否 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 |
| 特例 | 1 | 木町 | 72 | 67 | × | × |
| | 2 | 北島 | 73 | 67 | × | × |
| | 3 | 福岡町下蓑 | 67 | 62 | ○ | ○ |
| | 4 | 四屋 | 65 | 57 | ○ | ○ |
| | 5 | 鐘紡町 | 68 | 63 | ○ | ○ |
| | 6 | 伏木一宮二丁目 | 62 | 53 | ○ | ○ |
| | 7 | 下麻生 | 67 | 61 | ○ | ○ |
| | 8 | 伏木二丁目 | 65 | 54 | ○ | ○ |
| | 9 | 野村第二 | 68 | 63 | ○ | ○ |
| | 10 | 二上町 | 65 | 58 | ○ | ○ |
| | 11 | 昭和町一丁目 | 66 | 57 | ○ | ○ |
| | 12 | 駅南四丁目 | 62 | 55 | ○ | ○ |

**□　環境基準の適合状況（道路に面する地域）12地点**

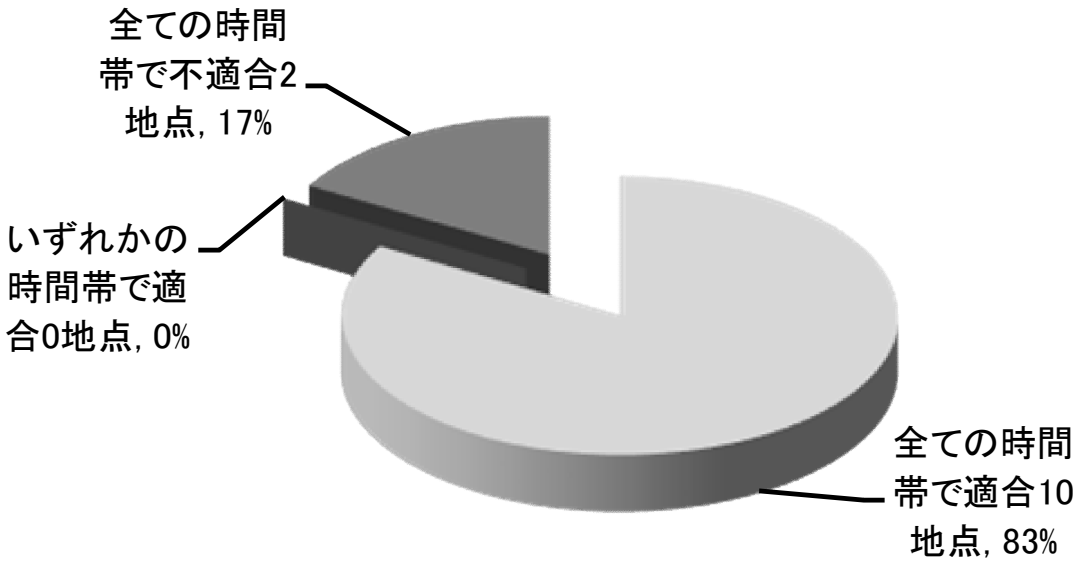

## □　騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル（A）

| 類　型 | | 地　域　の　区　分 | | 昼　間<br>午前６時～<br>午後10時 | 夜　間<br>午後10時～<br>翌日午前６時 |
|---|---|---|---|---|---|
| 道路に面しない地域 | AA | 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 | 道路に面する地域以外の地域 | 50以下 | 40以下 |
| | A | 専ら住居の用に供される地域 | | 55以下 | 45以下 |
| | B | 主として住居の用に供される地域 | | 55以下 | 45以下 |
| | C | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | | 60以下 | 50以下 |
| 道路に面する地域 | A | 専ら住居の用に供される地域 | ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60以下 | 55以下 |
| | B | 主として住居の用に供される地域 | | 65以下 | 60以下 |
| | C | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | 車線を有する道路に面する地域 | 65以下 | 60以下 |
| | 特例 | 幹線交通を担う道路に近接する空間 | 道路に面する地域 | 70以下<br>（45以下） | 65以下<br>（40以下） |

注１　地域の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第１・２種低層住居専用地域、

第１・２種中高層住居専用地域、　田園住居地域

○主として住居の用に供される地域

：第１・２種住居地域、　準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、　商業地域、　準工業地域、　工業地域

２　（　）内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

３　幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（４車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

## 2　自動車交通騒音（面的評価）

### (1)　測定･評価体制

自動車騒音の面的評価は自動車交通騒音の影響の大きい道路に面する地域で騒音に係る環境基準に基づき、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものである。

具体的には道路に面する地域（道路端から50メートルの地域）内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を達成する割合および達成する戸数を把握し、評価するものである。

本調査は全国的な調査として行われており、県の調査を継続し、平成24年度より本市が自動車騒音の状況を調査し、現状を把握･公表しているところである。

#### □　自動車騒音面的評価区間

### ⑵ 騒音測定･評価結果

令和７年度に測定した区間における自動車騒音面的評価については、環境基準を昼夜ともに達成したのは892戸中872戸（97.8%）であった。また、評価区間全体では環境基準を昼夜ともに達成したのは6,623戸中6,552戸（99.0%）であった。

（参考：令和６年度における評価区間全体での環境基準達成率　98.7%）

［関係資料（騒音）－４］

**□　自動車交通騒音の環境基準達成戸数（令和７年度の測定区間）**

| 評価道路 | 評価戸数 | 昼･夜共に達成戸数 | | 昼間のみ達成戸数 | | 夜間のみ達成戸数 | | 昼･夜共に超過戸数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (戸) | (戸) | (%) | (戸) | (%) | (戸) | (%) | (戸) | (%) |
| 一般国道８号（美幸町二丁目～六家） | 199 | 179 | 90 | 0 | 0 | 15 | 7.5 | 5 | 2.5 |
| 一般国道８号（六家～福岡町大滝） | 204 | 204 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般国道８号（福岡町大滝～福岡町本領） | 75 | 75 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般国道 415 号（能町～富岡町） | 155 | 155 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般県道中川南町線（古城～東下関） | 202 | 202 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般県道中川南町線（下関町～白金町） | 57 | 57 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和７年度全体 | 892 | 872 | 97.8 | 0 | 0 | 15 | 1.7 | 5 | 0.5 |

**□　自動車交通騒音の環境基準達成戸数（評価区間全体）**

| 評価道路 | 評価戸数 | 昼･夜共に達成戸数 | | 昼間のみ達成戸数 | | 夜間のみ達成戸数 | | 昼･夜共に超過戸数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (戸) | (戸) | (%) | (戸) | (%) | (戸) | (%) | (戸) | (%) |
| 高速自動車国道 | 15 | 15 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般国道 | 2,807 | 2,738 | 97.5 | 15 | 0.6 | 26 | 0.9 | 28 | 1.0 |
| 県道 | 3,801 | 3,799 | 99.9 | 0 | 0 | 2 | 0.1 | 0 | 0 |
| 全体 | 6,623 | 6,552 | 99.0 | 15 | 0.2 | 28 | 0.4 | 28 | 0.4 |

注　環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものである。

## □　騒音に係る環境基準の概要

単位：デシベル（A）

| 類　型 | | 地　域　の　区　分 | | 昼　間<br>午前６時～<br>午後10時 | 夜　間<br>午後10時～<br>翌日午前６時 |
|---|---|---|---|---|---|
| 道路に面しない地域 | AA | 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 | 道路に面する地域以外の地域 | 50以下 | 40以下 |
| | A | 専ら住居の用に供される地域 | | 55以下 | 45以下 |
| | B | 主として住居の用に供される地域 | | 55以下 | 45以下 |
| | C | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | | 60以下 | 50以下 |
| 道路に面する地域 | A | 専ら住居の用に供される地域 | ２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60以下 | 55以下 |
| | B | 主として住居の用に供される地域 | | 65以下 | 60以下 |
| | C | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | 車線を有する道路に面する地域 | 65以下 | 60以下 |
| | 特例 | 幹線交通を担う道路に近接する空間 | 道路に面する地域 | 70以下<br>（45以下） | 65以下<br>（40以下） |

注１　地域の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に掲げる地域のうち

○専ら住居の用に供される地域

：第１・２種低層住居専用地域、

第１・２種中高層住居専用地域、　田園住居地域

○主として住居の用に供される地域

：第１・２種住居地域、　準住居地域

○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

：近隣商業、　商業地域、　準工業地域、　工業地域

２　（　）内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

３　幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速道路、一般国道、県道、市道（４車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。

## 3　自動車交通騒音（要請限度）

### ⑴ 測定･評価体制

自動車交通騒音について、道路近傍の13地点で騒音規制法に定める自動車交通騒音の要請限度に適合しているかを調査した。

このうち、国道８号沿の２地点（木町、北島）については３日間、他の11地点については各々連続24時間の等価騒音レベルの測定を実施している。

［関係資料（騒音）－１，３］

### ⑵ 測 定 結 果

いずれの地点においても、自動車交通騒音の要請限度以下であった。

#### □　自動車交通騒音の要請限度の適合状況

単位：デシベル(A)

| 類型 | No. | 路線名 | 測定場所 | 測定値 | | 限度適否 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 |
| 特例 | 1 | 国道８号 | 木町 | 72 | 67 | ○ | ○ |
| | 2 | 国道８号 | 北島 | 73 | 67 | ○ | ○ |
| | 3 | 国道８号 | 福岡町下蓑 | 67 | 62 | ○ | ○ |
| | 4 | 国道 156 号 | 四屋 | 65 | 57 | ○ | ○ |
| | 5 | 国道 156 号 | 鐘紡町 | 68 | 63 | ○ | ○ |
| | 6 | 国道 160 号 | 長慶寺 | 68 | 62 | ○ | ○ |
| | 7 | 国道 415 号 | 伏木一宮二丁目 | 62 | 53 | ○ | ○ |
| | 8 | 主要地方道富山戸出小矢部線 | 下麻生 | 67 | 61 | ○ | ○ |
| | 9 | 主要地方道伏木港線 | 伏木二丁目 | 65 | 54 | ○ | ○ |
| | 10 | 主要地方道富山高岡線 | 野村第二 | 68 | 63 | ○ | ○ |
| | 11 | 主要地方道高岡環状線 | 二上町 | 65 | 58 | ○ | ○ |
| | 12 | 主要地方道高岡氷見線 | 昭和町一丁目 | 66 | 57 | ○ | ○ |
| | 13 | 市道清水町二丁目駅南一丁目線 | 駅南四丁目 | 62 | 55 | ○ | ○ |

#### □　公安委員会等に対する要請限度

単位：デシベル(A)

| 要請類型 | 区域の区分 | 車線の区分 | 昼間 | 夜間 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 午前６時～午後10時 | 午後10時～翌日午前６時 |
| a | 専ら住居の用に供される地域 | １車線の道路 | 65以下 | 55以下 |
| | | ２車線以上の道路 | 70以下 | 65以下 |
| b | 主として住居の用に供される地域 | １車線の道路 | 65以下 | 55以下 |
| | | ２車線以上の道路 | 75以下 | 70以下 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| c | 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 | 車線を有する道路 | 75以下 | 70以下 |
| 特例 | 幹線交通を担う道路に近接する区域 | —— | 75以下 | 70以下 |

注１　地域の区分は、都市計画法第８条第１項第１号に掲げる地域のうち
○専ら住居の用に供される地域
：第１・２種低層住居専用地域、
第１・２種中高層住居専用地域、　田園住居地域
○主として住居の用に供される地域
：第１・２種住居地域、　準住居地域
○相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
：近隣商業、　商業地域、　準工業地域、　工業地域、その他の指定地域
工業専用地域（境界から50ｍ内の範囲）

２　幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速道路、一般国道、県道、市道（４車線以上）で車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲を特定する。
・２車線以下の道路　　15ｍの範囲
・２車線を超える道路　20ｍの範囲

## ４　新幹線鉄道騒音

### ⑴　騒音測定･評価結果

新幹線鉄道騒音について、環境基準等の達成状況を把握し、今後の対策の基礎とするため、県が下記の騒音測定を実施した。

［関係資料（騒音）－２］

**□県内の新幹線鉄道騒音の調査結果の概要**

| 地域類型 | 主な用途 | 基　準　値 | 令和７年度調査地点数 | 環境基準超過地点数 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 住居地域など | 70デシベル以下（騒々しい街頭と同程度） | 全県　11 | 8 |
| | | | うち高岡市内　1 | 1 |
| Ⅱ | 商業地域など | 75デシベル以下（電車の車内と同程度） | 全県　2 | 1 |
| 計 | | | 全県　13 | 9 |
| | | | うち高岡市内　1 | 1 |

（注）１　測定は上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、その騒音のピークレベルを読みとる。

２　環境基準は、午前６時から午後12時までの間に、適用するものとする。

### ⑵　対応状況

環境基準達成のため環境基準達成のため、地点ごとの騒音レベルの推移やこれまでの対策の効果などを十分に考慮して、効果的かつ速やかな騒音防止対策を講じるよう西日本旅客鉄道株式会社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への音源対策を要請

県、沿線市町村、西日本旅客鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の関係者から構成される北陸新幹線環境基準連絡会議を定期的に開催し、情報共有・意見交換等の対応を行っている。

# 第２節　騒音防止対策

## １　法律・条例に基づく規制

### ⑴　騒音規制法に基づく規制

#### ア　規制地域

本市内のうち、都市計画法第８条第１項第１号に定める地域及び高岡市長が指定した区域

#### イ　規制対象騒音

工場騒音、特定建設作業騒音、自動車交通騒音

#### ウ　規制対象施設・作業

##### (ｱ)　工場騒音

金属加工機械、空気圧縮機等（騒音規制法施行令別表第１に定める施設）

##### (ｲ)　特定建設作業騒音

くい打機やさく岩機を使用する作業等（騒音規制法施施行令別表第２に定める作業）

#### エ　規制基準

##### (ｱ)　工場騒音

工場騒音の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

**□　騒音規制法特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）**

単位：デシベル（A）

| 適用地域 ＼ 区域 | 一般の地域 | | | 第1,2種に隣接 | | | 学校等の周辺 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昼 | 朝夕 | 夜 | 昼 | 朝夕 | 夜 | 昼 | 朝夕 | 夜 |
| 第１種区域 | 45 | 40 | 40 | 同　左 | | | 同　左 | | |
| 第２種区域 | 55 | 45 | 40 | 同　左 | | | 50 | 40 | 40 |
| 第３種区域 | 65 | 60 | 50 | 同　左 | | | 60 | 55 | 45 |
| 第４種区域 | 70 | 65 | 63 | 65 | 60 | 55 | 65 | 60 | 58 |

注１　区域の区分

第１種区域：第１・２種低層住居専用地域、　田園住居地域

第２種区域：第１・２種中高層住居専用地域、　第１・２種住居地域、準住居地域

第３種区域：近隣商業地域、　商業地域、　準工業地域、　その他の指定地域

第４種区域：工業地域、　工業専用地域（境界から50ｍ内の範囲）

２　時間の区分

昼：午前8:00～午後7:00　朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00

夜：午後10:00～翌日午前6:00

### (ｲ) 特定建設作業騒音

特定建設作業騒音の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

#### □ 特定建設作業（騒音）に関する規制

| 作業の種類 | | 規制基準 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 騒音の大きさ | 作業できない時間 | | 1日の作業時間 | | 同一場所の作業時間 | 日曜休日の作業 |
| | | | 第一号区域 | 第二号区域 | 第一号区域 | 第二号区域 | | |
| 1 | くい打機、くい抜き機を使用する作業等 | 85デシベル（A）を超えないこと | 午後7時から翌日の午前7時まで | 午後10時から翌日の午前6時まで | 10時間を超えないこと | 14時間を超えないこと | 連続して6日間を超えないこと | 禁止 |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | | | | | | | |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | | | | | | | |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | | | | | | | |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | | | | | | | |
| 6 | バックホウを使用する作業 | | | | | | | |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | | | | | | | |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | | | | | | | |

注　区域の区分

第一号区域：特定工場等の騒音に係る規制基準の第1種～第3種区域の全域並びに第4種区域で学校、保育所、病院、図書館等の敷地の周囲80m以内の区域

第二号区域：第一号区域以外の規制地域

### (ｳ) 自動車交通騒音

騒音規制法に基づく指定地域内には、自動車交通騒音の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べることができる。

### ⑵ 富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例による規制は、騒音規制法による規制を補完するものであり、同法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設（ファスナー自動植付機、走行クレーン等）を対象として、県内全域にわたっている。

規制基準は、騒音規制法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められている。

#### □ 富山県条例特定工場の騒音に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル(A)

| 区域＼適用地域等 | 一般の地域 | | | 第1,2種に隣接 | | | 学校等の周辺 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昼 | 朝夕 | 夜 | 昼 | 朝夕 | 夜 | 昼 | 朝夕 | 夜 |
| 第１種区域 | 45 | 40 | 40 | 同　左 | | | 同　左 | | |
| 第２種区域 | 55 | 45 | 40 | 同　左 | | | 50 | 40 | 40 |
| 第３種区域 | 65 | 60 | 50 | 同　左 | | | 60 | 55 | 45 |
| 第４種区域 | 70 | 65 | 63 | 65 | 60 | 55 | 65 | 60 | 58 |
| その他の地域 | 60 | 55 | 50 | 同　左 | | | 同　左 | | |

注１　区域の区分

・都市計画法第８条第１項第１号に定める地域及び県知事が指定した区域のうち

第１種区域：第１・２種低層住居専用地域、　田園住居地域

第２種区域：第１・２種中高層住居専用地域、　第１・２種住居地域、準住居地域

第３種区域：近隣商業地域、　商業地域、　準工業地域

第４種区域：工業地域、　工業専用地域（境界から50ｍ内の範囲）

その他の地域：上記以外の全ての地域

２　時間の区分

昼：午前8:00～午後7:00　朝・夕：午前6:00～午前8:00 午後7:00～午後10:00

夜：午後10:00～翌日午前6:00

### ⑶ 届 出 状 況

本市では、騒音規制法及び富山県公害防止条例に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。　［関係資料　(届出)－３，５］

#### ア 騒音規制法に基づく届出状況

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届出事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 騒音規制法に係るもの | 466 | 3,897 |

#### イ 富山県公害防止条例に基づく届出状況

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届出事業所数 |
|---|---|
| 富山県公害防止条例に係るもの | 468 |

### □　特定建設作業の実施届出状況（騒音規制法）

| 作　業　の　種　類 | | 法令に基づく届出件数 |
|---|---|---|
| 1 | くい打機を使用する作業 | 3 |
| 2 | びょう打機を使用する作業 | 0 |
| 3 | さく岩機を使用する作業 | 18 |
| 4 | 空気圧縮機を使用する作業 | 1 |
| 5 | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | 1 |
| 6 | バックホウを使用する作業 | 0 |
| 7 | トラクターショベルを使用する作業 | 0 |
| 8 | ブルドーザーを使用する作業 | 0 |
| 計 | | 23 |

注　届出件数は令和７年度中の届出件数である。

## ２　工場・事業場への調査指導状況

### ⑴　工 場 騒 音

工場騒音に関する問題としては、工場と住居が混在していること、特に中小規模の工場については敷地が狭いうえ、建物構造も簡易であるなど問題点が多い。

これらの問題を抱える事業所等に対しては、建物構造の改善、低騒音型機械への更新、作業時間の変更、作業場の移転等の指導を行うとともに、資金的な面では、富山県中小企業環境施設整備資金融資の斡旋をしている。

### ⑵　建 設 騒 音

騒音規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、作業開始日の７日前までに届け出を義務づけている。本市では届け出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底および低騒音工法の採用等の指導に努めている。

### ⑶　自動車交通騒音

現在、騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度を超過する地点はないが、今後とも引き続き騒音レベルの実態把握に努めることとしている。

# 第４章　振　　動

## 第１節　現　　況

一般に振動公害とは、振動源である工場、自動車等から地盤振動が発生し、この振動が地表あるいは地中を波動として伝わり、それが建屋を振動し、その中にいる人がその振動を直接感じたり、戸・障子等がガタガタ鳴るため振動を間接的に感じることにより心理的・感覚的被害を生じさせるものである。また、特に振動が大きい場合には、壁・タイルのひび割れ、立て付けの狂い等の物的被害もみられる。

したがって、振動公害は、騒音公害の場合と同様、主観的な性格を持っている。また、騒音公害と併せて発生する場合が多く、騒音とは切り離せない関係にある。

**ロ　振動レベルの例**

| | |
|---|---|
| ９０デシベル | 人体に生理的影響が生じ始める |
| ８０デシベル | 産業職場で振動が気になる（８時間振動にさらされた場合） |
| ７０デシベル | 深い睡眠に影響がで始める |
| | 浅い睡眠に影響がで始める |
| ６０デシベル | 振動を感じ始める |
| ５０デシベル | ほとんど睡眠に影響はない |
| ４０デシベル | 通常微動 |

## 1　道路交通振動

### ⑴　測 定 体 制

道路交通振動の実態を把握するため、市内の主要道路12地点で調査を実施した。

［関係資料　（振動）－１］

□　道路交通振動測定地点　　●：測定地点（12地点）

### ⑵　測 定 結 果

いずれの地点においても、振動規制法に定める道路交通振動の要請限度以下であり、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる地点はなかった。

### □　道路交通振動の要請限度の適合状況

単位：デシベル

| 要請区分 | No. | 路線名 | 測定場所 | 測定値 | | 限度適否 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 |
| Ⅱ | 1 | 国道８号 | 木町 | 49 | 41 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 2 | 国道８号 | 北島 | 48 | 36 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 3 | 国道８号 | 福岡町下蓑 | 37 | <30 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 4 | 国道 156 号 | 四屋 | 39 | 31 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 5 | 国道 156 号 | 鐘紡町 | 35 | <30 | ○ | ○ |
| Ⅰ | 6 | 国道 415 号 | 伏木一宮二丁目 | 30 | <30 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 7 | 主要地方道富山戸出小矢部線 | 下麻生 | 39 | <30 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 8 | 主要地方道伏木港線 | 伏木二丁目 | 47 | <30 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 9 | 主要地方道富山高岡線 | 野村第二 | 38 | 31 | ○ | ○ |
| Ⅰ | 10 | 主要地方道高岡環状線 | 二上町 | 44 | <30 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 11 | 主要地方道高岡氷見線 | 昭和町一丁目 | 40 | <30 | ○ | ○ |
| Ⅱ | 12 | 市道清水町二丁目駅南一丁目線 | 駅南四丁目 | 38 | <30 | ○ | ○ |

注　<30は、振動レベル計の定量下限値30未満を表す。

### □　道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

| 時間の区分 / 区域の区分 | | 昼　間 | 夜　間 |
|---|---|---|---|
| | | 午前8時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前8時まで |
| 第１種区域 | Ⅰ | 65 | 60 |
| 第２種区域 | Ⅱ | 70 | 65 |

注　区域の区分　（振動規制法の指定地域内とする。）

第１種区域：第１・２種低層住居専用地域、　第１・２種中高層住居専用地域、
第１・２種住居地域、　準住居地域、　田園住居地域

第２種区域：近隣商業、　商業地域、　準工業、　工業地域、　その他の指定地域

# 第２節　振動防止対策

## １　法律に基づく規制

### ⑴　規 制 地 域

本市内のうち、都市計画法第８条第１項第１号に定める地域及び高岡市長が指定した区域とする。

### ⑵　規制対象振動

工場振動、特定建設作業振動、道路交通振動

### ⑶　規制対象施設・作業

#### ア　工場振動

金属加工機械、圧縮機、織機等（振動規制法施行令別表第１に定める施設）

#### イ　特定建設作業振動

くい打機、ブレーカーを使用する作業等（振動規制法施施行令別表第２に定める作業）

### ⑷　規制基準

#### ア　工場振動

工場振動の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

#### □　特定工場等の振動に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル

| 適用地域等 / 区域 | 一般の地域 | | 第１種に隣接 | | 学校等の周辺 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 |
| 第１種区域 | 60 | 55 | 同　左 | | 55 | 50 |
| 第２種区域(1) | 65 | 60 | 同　左 | | 60 | 55 |
| 第２種区域(2) | 70 | 65 | 65 | 60 | 65 | 60 |

注１　区域の区分

第１種区域：第１・２種低層住居専用地域、　第１・２種中高層住居専用地域
第１・２種住居地域、　準住居地域、　田園住居地域

第２種区域(1)　：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他の指定地域

第２種区域(2)　：工業地域

２　時間の区分　昼：午前8:00～午後7:00　夜：午後7:00～翌日午前8:00

### イ　特定建設作業振動

特定建設作業振動の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

#### ロ　特定建設作業（振動）に関する規制

| 作業の種類 | | 規制基準 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 振動の大きさ | 作業できない時間 | | 1日の作業時間 | | 同一場所の作業時間 | 日曜休日の作業 |
| | | | 第一号区域 | 第二号区域 | 第一号区域 | 第二号区域 | | |
| 1 | くい打機、くい抜き機を使用する作業等 | 75デシベルを超えないこと | 午後7時から翌日の午前7時まで | 午後10時から翌日の午前6時まで | 10時間を超えないこと | 14時間を超えないこと | 連続して6日間を超えないこと | 禁止 |
| 2 | 鋼球を使用する破壊作業 | | | | | | | |
| 3 | 舗装版破砕機を使用する作業 | | | | | | | |
| 4 | ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業 | | | | | | | |

注　区域の区分

第一号区域：第１・２種低層住居専用地域、　第１・２種中高層住居専用地域
第１・２種住居地域、　準住居地域、　田園住居地域、
近隣商業地域、　商業地域、　準工業地域、　その他の指定地域、
工業地域のうち学校・保育所・病院等の敷地周辺

第二号区域：第一号区域以外の指定地域

### ウ　道路交通振動

振動規制法に基づく指定地域内には、道路交通振動の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べることができることになっている。

### ⑸ 届 出 状 況

本市では、振動規制法に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。

［関係資料　（届出）－４］

#### □　特定施設の届出状況

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届出事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 振動規制法に係るもの | 316 | 2,591 |

#### □　特定建設作業の実施届出状況

| 作　業　の　種　類 | | 法令に基づく届出件数 |
|---|---|---|
| 1 | くい打機を使用する作業 | 3 |
| 2 | 剛球を使用して破壊する作業 | 0 |
| 3 | 舗装版破砕機を使用する作業 | 0 |
| 4 | ブレーカーを使用する作業 | 17 |
| 計 | | 20 |

注　届出件数は令和７年度中の届出件数である。

## ２　工場・事業場への調査指導状況

### ⑴ 工 場 振 動

工場振動については、騒音と同時期に調査を行っており、その対策についても騒音防止と併せて指導を行っている。

### ⑵ 建 設 振 動

振動規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、騒音規制法と同様に作業開始日の７日前までに届け出することを義務づけている。

また、届出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底及び低振動工法の採用等の指導に努めている。

# 第５章　悪　　臭

## 第１節　現　　況

私たちのまわりにはいろいろな臭いがあるが、良好な生活環境を損なう臭いを悪臭という。

悪臭は、工場や事業場などから悪臭物質が私たちに不快感をもたらすことから、騒音や振動とともに感覚公害として生活に密着した問題である。

近年、悪臭苦情の特徴としては、住宅と工場が混在しているなどの立地状況に問題があることや生活水準の向上により、個人がより快適な環境を求めるようになってきたことがあげられる。

本市においても、工場・事業場の悪臭問題は、悪臭の効果的な防止技術や装置の導入を図り改善されてきたが、野焼きなどに対する悪臭の苦情が依然として見られる。

## 第２節　悪臭防止対策

悪臭の防止対策としては、悪臭防止法や富山県公害防止条例に基づく事業所等への規制がある。

悪臭防止法では、アンモニアなどの22物質を悪臭物質として指定し、これらの悪臭物質の規制基準を定めているが、悪臭原因物質個々の濃度の規制基準を満たしていても、複合臭として苦情となっている場合がある。

また、実際の苦情対象となる悪臭やその発生源は、必ずしも法や条例の規制対象になっているものばかりではなく、また、規制対象となっていても、規制基準を超えていない場合がある。

### １　法律・条例に基づく規制

#### ⑴　悪臭防止法に基づく規制

**ア　規制地域**

本市内のうち、都市計画法第８条第１項第１号に定める地域とする。

**イ　規制基準**

規制基準は、工場・事業場の敷地境界、気体排出施設の排出口及び排出水に含まれる悪臭物質について設定されている。

### □　悪臭防止法に定める悪臭物質と主な発生源

| 物　質　名 | においの種類 | 主　な　発　生　源 |
|---|---|---|
| ア　ン　モ　ニ　ア | し尿のような臭 | 畜産業､化製場､し尿処理場 |
| メチルメルカプタン | 腐ったたまねぎの臭 | パルプ工場､化製場､し尿処理場 |
| 硫　化　水　素 | 腐った卵の臭 | 畜産業､パルプ工場､し尿処理場 |
| 硫　化　メ　チ　ル | 腐ったキャベツの臭 | パルプ工場､化製場､し尿処理場 |
| 二 硫 化 メ チ ル | 腐ったキャベツの臭 | パルプ工場､化製場､し尿処理場 |
| トリメチルアミン | 腐った魚の臭 | 畜産業､化製場､し尿処理場 |
| アセトアルデヒド | 青くさい刺激臭 | 化学工場､たばこ製造業 |
| プロピオンアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 塗装工場､印刷工場 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 塗装工場､印刷工場 |
| イソブチルアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 塗装工場､印刷工場 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 塗装工場､印刷工場 |
| イソバレルアルデヒド | 甘酸っぱい焦げ臭 | 塗装工場､印刷工場 |
| イ ソ ブ タ ノ ー ル | 発酵した刺激臭 | 塗装工場､鋳物工場､印刷工場 |
| 酢　酸　エ　チ　ル | 刺激的なシンナー臭 | 塗装工場､鋳物工場､印刷工場 |
| メチルイソブチルケトン | 刺激的なシンナー臭 | 塗装工場､鋳物工場､印刷工場 |
| ト　ル　エ　ン | ガソリンのような臭 | 塗装工場､鋳物工場､印刷工場 |
| ス　チ　レ　ン | エーテルのような臭 | 化学工場､塗装工場 |
| キ　シ　レ　ン | ガソリンのような臭 | 塗装工場､鋳物工場､印刷工場 |
| プ ロ ピ オ ン 酸 | すっぱい刺激臭 | 畜産業､化製場､脂肪酸製造工場 |
| ノ ル マ ル 酪 酸 | 汗くさい臭 | 畜産業､化製場､でんぷん工場 |
| ノ ル マ ル 吉 草 酸 | むれたくつ下の臭 | 畜産業､化製場､でんぷん工場 |
| イ　ソ　吉　草　酸 | むれたくつ下の臭 | 畜産業､化製場､でんぷん工場 |

### ⑵　富山県公害防止条例に基づく規制

富山県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届け出を義務づけている。条例による届出状況は、ほとんどが家畜飼育施設である。

### □　特定施設の届出状況

令和８年３月31日現在

| 区　　分 | 届出事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 悪 臭 に 係 る も の | 18 | 49 |

## ２　工場・事業場への調査指導状況

悪臭の立入調査は、パルプ工場、下水処理場、化学工場、し尿処理場、廃棄物最終処分場の９事業所（測定回数延べ10回）において敷地境界等の臭気物質の濃度測定を実施した。

その結果、いずれの事業所においても規制値を下回っていたが、臭気発生の防止に努めるよう指導している。

［関係資料　（悪臭）－１、（悪臭）－２］

### □　悪臭関係立入事業所件数

| 事　業　内　容 | 調査事業所数 |
|---|---|
| クラフトパルプ工場 | 1 |
| 下水処理場 | 3 |
| 化学工場 | 4 |
| 自動車附属品製造工場 | 1 |
| 合計 | 9 |

### □　悪臭測定の風景

# 第６章　地　下　水

## 第１節　現　　況

本市は、良質で豊富な地下水に恵まれた庄川・小矢部川扇状地の扇端部及びその下流に位置し、地下水は産業活動や日常生活に多く利用されてきた。

地下水は適正な量の範囲内で利用すれば、恒久的に利用できる貴重な資源であるが、過度の揚水は地下水位の異常な低下、地盤沈下や塩水化などの地下水障害につながる。

このため、県は昭和51年に「富山県地下水の採取に関する条例」を制定し、地下水障害を防止するため、地域を指定して地下水の採取を規制している。

将来にわたって地下水の保全・適正利用を図るため、平野部の全域を対象とする「富山県地下水指針」（平成４年策定、令和５年度改訂）を策定し、指針で示した保全目標を達成するため、行政、事業者、県民がそれぞれの役割分担に従い、地下水の保全、活用や創水など、各種の施策を推進している。

また「富山県環境影響評価条例」（平成11年度策定）に基づき、工場等の新設・増設に伴う合計揚水量が日量8,000㎥以上などの大規模な事業を行う場合に、環境アセスメントの実施を義務付けている。

冬期間の地下水位低下対策としては、消雪設備の設置者・管理者を対象とした「富山県消雪設備維持管理マニュアル」（平成13年）が作成され、本市も県と連携して、地下水の保全と適正利用について啓発・指導に努めている。

このほか、本市では、地下水利用者及び関係行政機関等で組織している「庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会」等を通じて、地下水保全についての普及啓発活動を行っている。

条例に基づいて届出されている井戸の用途は、建築物用が最も多く、次いで道路等消雪用となっており、近年、消雪用の施設が増加している。

地下水障害の未然防止に資するため、県、市併せて11か所において地下水位の観測を実施しているほか、18地点において塩水化の調査を行っている。

## 1　地下水位の変動

地下水位の観測は、市管理６か所、県管理５か所の合計11か所において実施しており、地下水位の変動については、年平均水位としてはおおむね横ばいに推移している。

近年、消雪用井戸の増加に伴い、降雪時には消雪用井戸の密集する市街地において一時的に地下水位の低下が見られるが、春には回復している。

**地下水位観測井の位置及び県条例区域の概略**

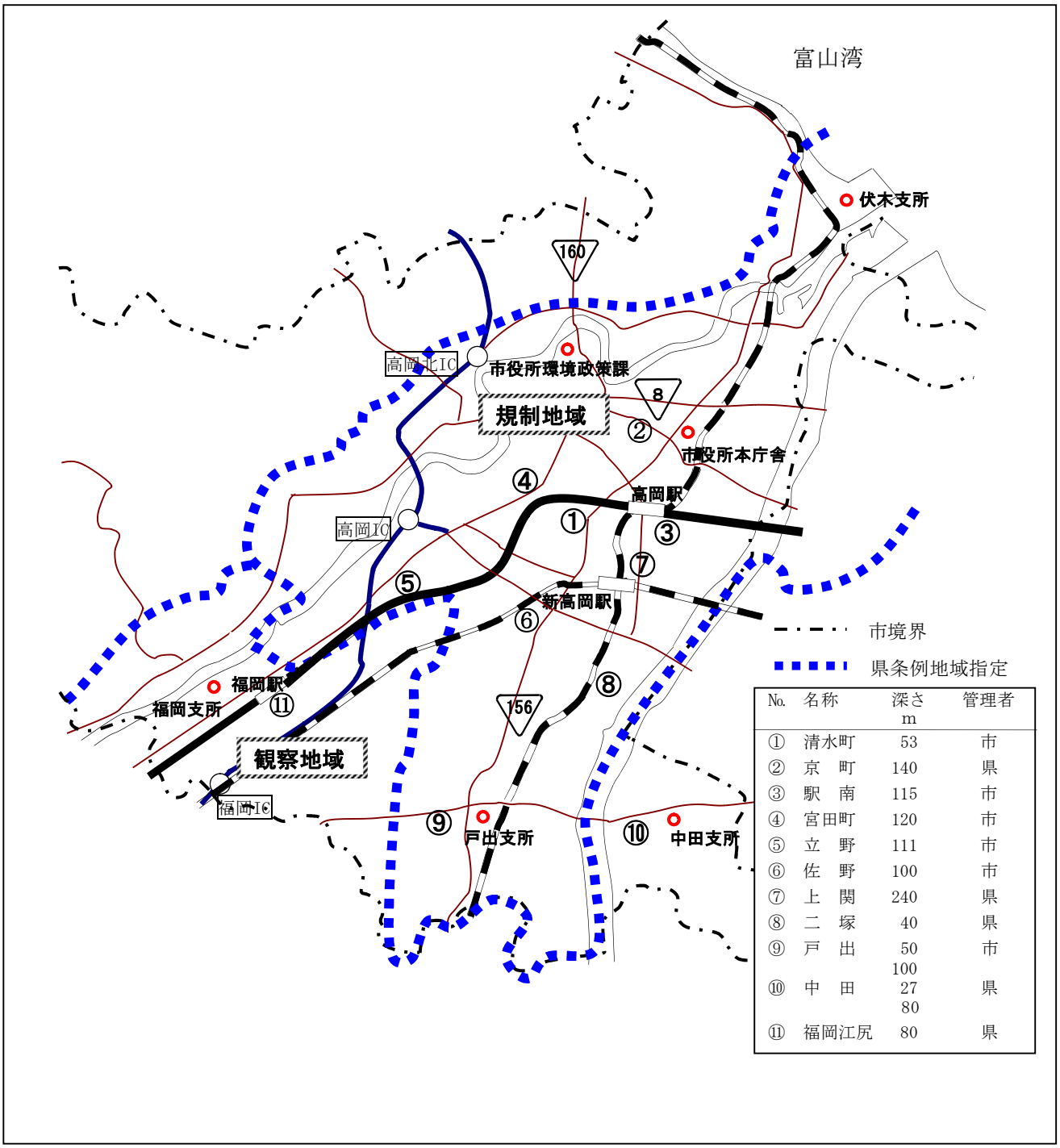


| No. | 名称 | 深さ m | 管理者 |
|---|---|---|---|
| ① | 清水町 | 53 | 市 |
| ② | 京　町 | 140 | 県 |
| ③ | 駅　南 | 115 | 市 |
| ④ | 宮田町 | 120 | 市 |
| ⑤ | 立　野 | 111 | 市 |
| ⑥ | 佐　野 | 100 | 市 |
| ⑦ | 上　関 | 240 | 県 |
| ⑧ | 二　塚 | 40 | 県 |
| ⑨ | 戸　出 | 50 | 市 |
| ⑩ | 中　田 | 100<br>27<br>80 | 県 |
| ⑪ | 福岡江尻 | 80 | 県 |

## □　地下水位の月平均値及び降雪量の推移

### （1） 市南部地域（扇端部扇央部）における地下水位

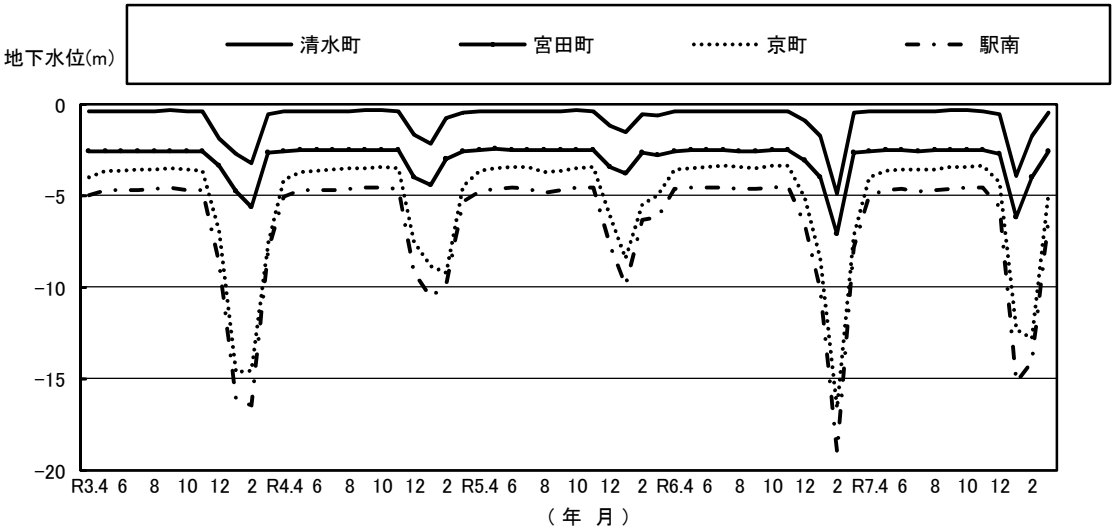


### （2） 市街地部．海岸部地域における地下水位

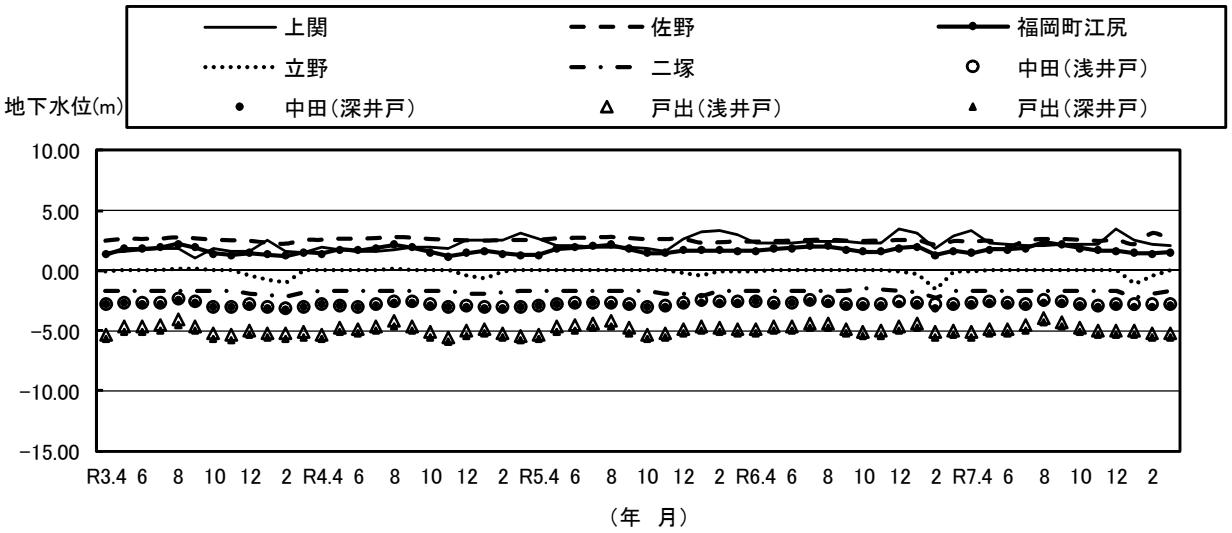


### （3） 降雪量

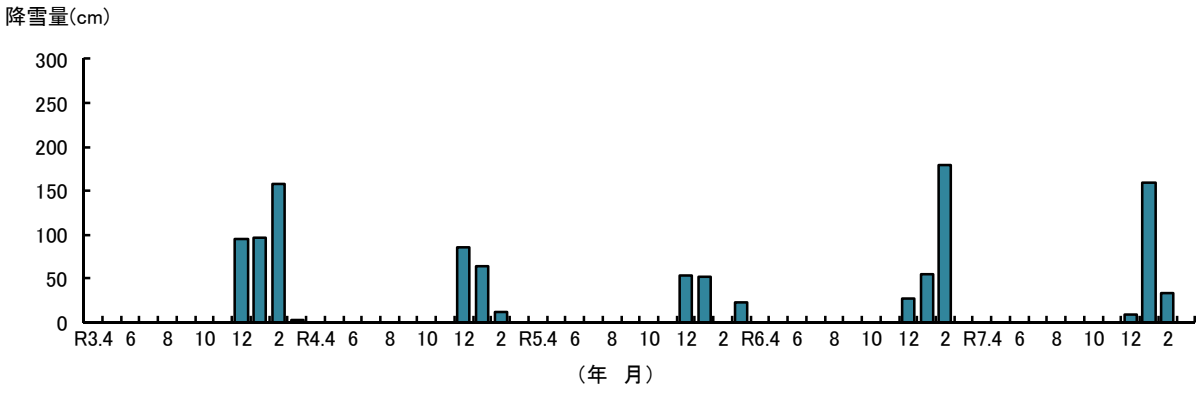

### □　年度別地下水位の推移

単位：cm

| 観測井＼年度 | | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 清水町 | | -66 | -115 | -55 | -44 | -97 | -95 | -67 | -58 | -93 | -81 |
| 京町 | | -499 | -634 | -454 | -381 | -584 | -607 | -492 | -444 | -539 | -522 |
| 駅南 | | -645 | -791 | -583 | -505 | -719 | -723 | -604 | -561 | -667 | -655 |
| 宮田町 | | -284 | -328 | -271 | -256 | -285 | -307 | -285 | -272 | -309 | -299 |
| 立野 | | -6 | -20 | +3 | +5 | -15 | -13 | -5 | -3 | -14 | -11 |
| 佐野 | | +263 | +257 | +260 | +260 | +256 | +255 | +262 | +260 | +248 | +252 |
| 上関 | | +257 | +181 | +193 | +159 | +173 | +168 | +211 | +237 | +251 | +240 |
| 二塚 | | -181 | -187 | -174 | -172 | -176 | -178 | -174 | -176 | -171 | -175 |
| 戸出 | 浅井戸 | -498 | -493 | -490 | -498 | -491 | -492 | -495 | -479 | -473 | -481 |
| | 深井戸 | -537 | -531 | -529 | -536 | -528 | -529 | -532 | -517 | -510 | -517 |
| 中田 | 浅井戸 | -294 | -285 | -287 | -296 | -293 | -280 | -285 | -271 | -267 | -271 |
| | 深井戸 | -299 | -291 | -290 | -294 | -288 | -288 | -293 | -279 | -279 | -284 |
| 福岡町江尻 | | +148 | +155 | +164 | +161 | +166 | +161 | +161 | +172 | +176 | +175 |

注　地下水位は地表面を基準とする。

## 2　地下水の塩水化

市内18地点において地下水の塩素イオン濃度を測定した。

その結果については、海岸沿い及び小矢部川下流地域にかけて、塩素イオン濃度が一部の地点で比較的高い値（100mg/ℓ を超える値）が見られるが、ここ数年変化は見られない。

# 第２節　地下水の保全対策

## １　条例に基づく規制

### ⑴　規制基準等の概要

#### □　富山県地下水の採取に関する条例の概要

<table>
<tr><td>制 定 目 的</td><td>地下水の水源の合理的な利用の確保及び生活環境の保全</td></tr>
<tr><td>指 定 地 域</td><td>
<table>
<tr><th>地域区分</th><th>規 制 内 容</th></tr>
<tr><td>規制地域</td><td>揚 水 設 備 届 出<br>揚水規制(取水基準)</td></tr>
<tr><td>観察地域</td><td>揚 水 設 備 届 出</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>対象揚水設備</td><td>揚水機の吐出口断面積が21㎝$^2$を超えるもの</td></tr>
<tr><td>取 水 基 準</td><td>
<table>
<tr><th>揚水設備区分</th><th>吐出口断面積(㎠)</th><th>地下水採取量(㎥/日)</th></tr>
<tr><td>既設(S52.2.28以前)</td><td>200以下</td><td>1,000以下</td></tr>
<tr><td>新設(S52.3. 1以後)</td><td>150以下</td><td>800以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>揚 水 設 備 の<br>届 出 内 容</td><td>・揚水設備の設置場所<br>・揚水機の吐出口断面積<br>・使用方法等</td></tr>
<tr><td>採取量の報告</td><td>水量測定器を設置するとともに、採取量を毎年知事に報告しなければならない。</td></tr>
</table>

### ⑵　富山県地下水の採取に関する条例に基づく届出状況

条例に基づく届出状況は事業所数が735、揚水設備数が937である。

用途別では建築物用が最も多く、303事業所365設備であり、次いで道路等消雪用が285事業所321設備、工業用の128事業所227設備の順となっており、近年、消雪用の設備が増加している。

#### □　揚水設備届出状況

令和８年３月31日現在

| 区分／年度 | 規 制 地 域 | | 観 察 地 域 | | 合　　計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業所数 | 揚水設備数 | 事業所数 | 揚水設備数 | 事業所数 | 揚水設備数 |
| 昭和 62 | 452 | 637 | 57 | 73 | 509 | 710 |
| 平成 29 | 598 | 774 | 116 | 137 | 714 | 911 |
| 平成 30 | 606 | 783 | 116 | 137 | 722 | 920 |
| 令和 元 | 602 | 781 | 122 | 143 | 724 | 924 |
| 令和 2 | 604 | 782 | 123 | 147 | 727 | 929 |
| 令和 3 | 607 | 786 | 123 | 147 | 730 | 933 |
| 令和 4 | 609 | 790 | 125 | 149 | 734 | 939 |
| 令和 5 | 608 | 789 | 125 | 151 | 733 | 940 |
| 令和 6 | 607 | 788 | 125 | 151 | 732 | 939 |
| 令和 7 | 610 | 786 | 125 | 151 | 735 | 937 |

**口　用途別届出状況**　　令和８年３月31日現在

| 区分 / 用途 | 規制地域 | | 観察地域 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業所数 | 揚水設備数 | 事業所数 | 揚水設備数 | 事業所数 | 揚水設備数 |
| 工業用 | 108 | 192 | 20 | 35 | 128 | 227 |
| 建築物用 | 262 | 317 | 41 | 48 | 303 | 365 |
| 水道用 | 1 | 6 | 4 | 4 | 5 | 10 |
| 農業水産用 | 1 | 1 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 道路等消雪 | 232 | 264 | 53 | 57 | 285 | 321 |
| その他 | 6 | 6 | 4 | 4 | 10 | 10 |
| 計 | 610 | 786 | 125 | 151 | 735 | 937 |

## ２　地下水位観測体制の整備

本市における地下水位の観測井戸は、県が昭和34年度に二塚地内に設置して以来、県、市において逐次整備を進め、現在、市管理が６か所、県管理が５か所の合計11か所で観測している。

## ３　行 政 指 導

市では、地下水の保全と合理的な利用を推進するため、井戸の設置者に対し、地下水の適正利用について指導を行うとともに、県と連携し、地下水条例の対象設備設置者への立入調査を実施し、取水基準の遵守等について指導を行っている。

## ４　富山県地下水指針の推進

富山県地下水指針の趣旨に沿って地下水の保全と適正利用を図るため、県との連携、協力のもと、本市をはじめ、関係行政機関及び地下水利用者等で組織している庄川・小矢部川地域地下水利用対策協議会とも協力しながら、地下水の保全と合理的な利用などを推進している。

### ⑴　富山県地下水指針の概要

#### ア　趣　　旨

本指針は、地下水を取り巻く状況の変化などを踏まえ、様々な課題に的確に対応していくため、県民、事業者及び行政が一体となって本県の貴重な地下水を保全し適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取組みの基本的な方針を示すものである。

#### イ　地下水の保全目標及び指標

「豊かで清らかな地下水の保全と次世代につなぐ健全な水循環の確保」を目指し、２つの取組み目標に「地下水の過剰採取に伴う地下水障害を防ぐ」「地下水涵養により健全な水環境を確保する」を定めており、この目標達成のための指標として「適正揚水量（年間）」「冬期間の注意喚起水位」「森林整備延べ面積」等が設定されている。

(7)　適正揚水量（年間）

適正揚水量とは、塩水化の進行や大幅な地下水位の低下等の地下水障害を生じさせない揚水量で、かつ、地域の特性や住民の意向などの社会的条件を考慮した量で、実際の地下水揚水量がこれを上回らないこととしている。

本市が位置する高岡・砺波地域における地下水区の概要及び適正揚水量は次のとおりである。

**□　高岡・砺波地域における適正揚水量**　　単位：万㎥／年

| 地下水区 | | 扇頂部 | 扇央部 | 扇端部 | 市街地部 | 海岸部 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 適正揚水量 | | 750 | 6,220 | 2,280 | 1,890 | 1,220 | 12,360 |
| 参考 | 平成４年度揚水量 | 260 | 4,200 | 2,250 | 1,910 | 710 | 9,330 |
| | 平成10年度揚水量 | 265 | 4,171 | 1,993 | 1,191 | 801 | 8,421 |
| | 平成15年度揚水量 | 264 | 3,854 | 1,251 | 757 | 715 | 6,841 |
| | 平成22年度揚水量 | 336 | 2,777 | 1,021 | 752 | 540 | 5,426 |
| | 平成27年度揚水量 | 237 | 2,152 | 946 | 395 | 323 | 4,053 |
| | 令和３年度揚水量 | 316 | 2,540 | 1,087 | 570 | 350 | 4,863 |

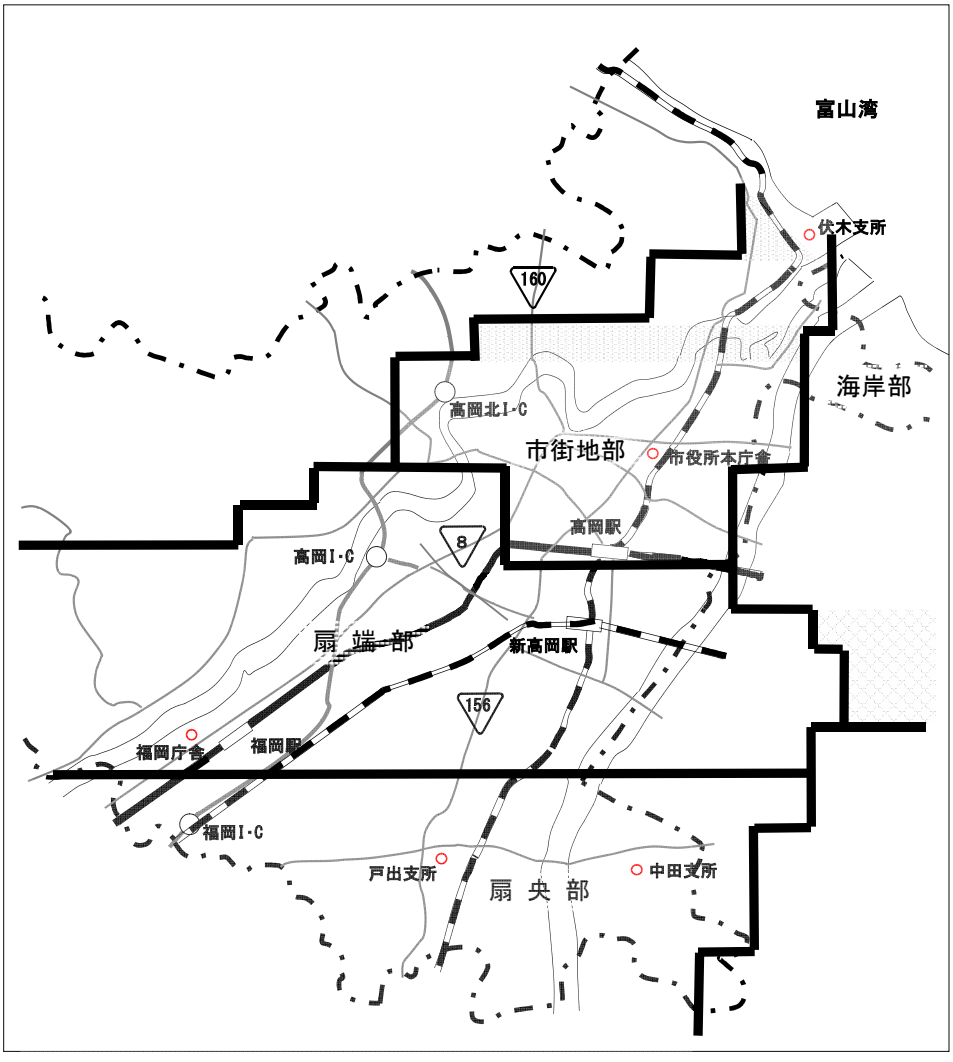

(ｲ) 冬期間の注意喚起水位

降雪時には市街地で地下水位の低下が見られる。水位低下により、一時的な井戸涸れや消雪設備停止のおそれがあることから、県では富山市および高岡市の地下水観測井に「注意喚起水位」を設定し、この水位を下回る状態が継続する場合、注意報や警報を発令し、地下水利用者に自主的な節水を呼びかけることとしている。

本市における観測井と注意喚起水位は次のとおりであり、令和７年度は市内での注意報の発令はなかった。

**□　観測井と注意喚起水位**

| 観測井 | 注意喚起水位 | |
|---|---|---|
| | 注意地下水位 | 警戒地下水位 |
| 京　町 | -21.1m | -23.9m |

(ｳ) 保安林の指定面積

地下水の利用と涵養の均衡を図り水循環系の健全性を確保する観点から、森林について国や県が指定する保安林（民有林）の指定面積を指標と定め、93,800ha[R８]まで増加させるとしている。(R６：92,750ha うち高岡市957ha)

## ⑵ 役　割　分　担

本指針の推進のための行政、事業者、県民・民間団体の役割は次のとおりである。

| | 役　　割 |
|---|---|
| 県 | ・地下水の保全と創水に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。<br>・必要に応じ、市町村が行う施策の広域的な調整を行う。<br>・自ら県民、事業者の立場として地下水の保全と涵養を進める。<br>・他の主体が実施する地下水の保全と涵養の取組みに協力し、支援する。 |
| 市町村 | ・基礎的な地方公共団体として、地域の特性や実情に応じた地下水の保全と創水に関する施策を推進する。<br>・自ら県民、事業者の立場として地下水の保全と涵養を進める。<br>・他の主体が実施する地下水の保全と涵養の取組みに協力し、支援する。 |
| 事業者 | ・地下水利用にあたっては、地下水の保全・適正利用に努める。<br>・地下水の利用者として、涵養の取組みに努める。<br>・他の主体が実施する地下水の保全と涵養の取組みに協力する。 |
| 県 民・民間団体 | ・地下水を利用している県民は、地下水の保全・適正利用に努める。<br>・地下水の涵養や名水・湧水の保全活動に取り組む。<br>・他の主体が実施する地下水の保全と涵養の取組みに協力する。 |

## ⑶ 地下水の涵養の普及・拡大

庄川・小矢部川流域の会員企業（61社）及び行政団体・商工団体（12団体）で構成する地下水利用対策協議会を通じて、地下水の合理的利用や涵養について普及啓発した。

また、地下水保全意識を次世代へ継承していくため、市内企業と連携し、水源涵養機能を有する森林の保全・整備を通して水の循環を学ぶ自然体験学習会を市内の小学生を対象に実施している。

# 第７章　公　害　苦　情

令和７年度の公害苦情処理数は、18件であった。

公害に関する苦情のここ数年の傾向は、建物の建築や解体に伴う騒音、事業所における粉じん、焼却や騒音・振動など、近隣住民への生活環境への影響に係るものが多い。

### □　公害苦情の種類別及び月別数

| 種別＼月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大気汚染 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 水質汚濁 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 騒音 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 6 |
| 振動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 悪臭 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 1 | 1 | 1 | 3 | 0 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 | 3 | 1 | 18 |

※表中の数は苦情対象となる事業所数

### □　公害苦情の用途地域別数

| 種別＼用途地域 | 住居地域 | 近隣商業<br>商業地域 | 準工業<br>地域 | 工業地域 | 工業専用<br>地域 | 市街化<br>調整区域<br>・その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大気汚染 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 |
| 水質汚濁 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 騒音 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 6 |
| 振動 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 悪臭 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 5 | 3 | 3 | 1 | 0 | 6 | 18 |

※表中の数は苦情対象となる事業所数

### □　年度別苦情件数

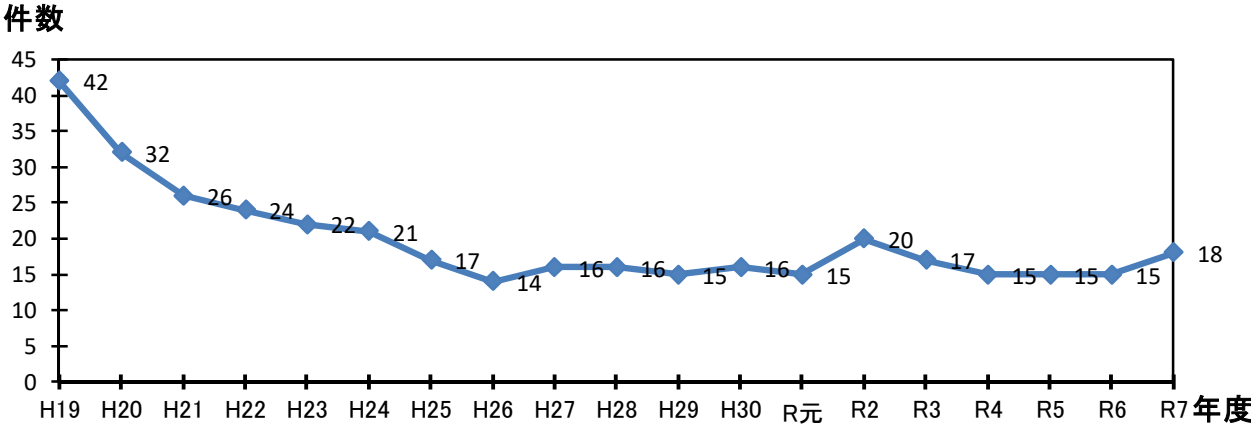

# 第８章　公 害 健 康 被 害 補 償

## 第１節　大気汚染健康障害者医療救済制度

昭和43年５月、本市独自で大気汚染の影響による吉久、能町北部及び富岡町の健康障害者を救済するため、「高岡市大気汚染健康障害者医療審議会要綱」を定め、昭和46年３月には市公害防止条例の制定により認定患者の救済を規定した。また、昭和53年４月には、国の公害健康被害補償法に準じて、市条例に療養手当と葬祭料の支給を加えた。救済を始めて30名の認定を行ったが、平成４年１月に認定患者が亡くなり、現在、該当者はいない。

# 第９章　脱炭素化社会推進に関する支援

## 第１節　脱炭素施設等整備資金利子補給制度

本制度は、2050年カーボンニュートラルに向けて、市内に工場、事業所を有する中小・小規模事業者が、金融機関から脱炭素施設等への必要資金の融資を受けた場合、借入資金の利子補給を行い、公害防止対策及び環境への負荷の低減を促進している。金融機関については、富山県中小企業脱炭素社会推進資金環境施設整備枠融資要綱に基づく取扱金融機関としている。令和５年度には、公害防止施設整備資金利子補給制度を改正し、脱炭素施設等への利子補給実施を可能とした。公害防止施設整備資金利子補給制度創設から現在までの制度利用件数は、362件となっており、総所要額約46億円の投資が行われてきている。

従来は工場・事業場の廃棄物焼却炉や排水処理施設の改善等に制度が利用されてきたが、今後は脱炭素施設への制度活用が期待される。

**□　脱炭素施設等の整備・利子補給状況**　　令和８年３月31日現在

| 年度 | 新規分 | | | | 継続分 利子補給額 | 計 | 利子補給終了件数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 所要額 | 利子補給対象額 | 利子補給額 | | | |
| | | 千円 | 千円 | 円 | 円 | 円 | |
| 昭和42～令和元 | 362 | 4,620,418 | 2,630,120 | 22,763,397 | 162,100,281 | 184,863,678 | 362 |
| 令和２ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和３ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和４ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和５ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和６ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和７ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 362 | 4,620,418 | 2,630,120 | 22,763,397 | 162,100,281 | 184,863,678 | 362 |

## 第２節　住宅用太陽光発電システム高度利用促進補助金制度

家庭で取り組む地球温暖化防止対策の充実に向け、本市では、平成21年度より住宅への太陽光発電システムの設置支援を開始し、再生可能エネルギーの利用を促進している。

令和４年度からは、蓄電等を活用した再生可能エネルギーの高度利用を促進するため、市内の住宅への蓄電池付太陽光発電システムに加え、ＰＰＡに基づく太陽光発電システム（電力の使用者がＰＰＡ事業者に敷地、屋根スペースを提供し、ＰＰＡ事業者は太陽光発電設備の無償設置、運用及び維持管理を行うシステム）設置への補助金交付を開始した。富山県でも、令和５年度から市と異なる支援制度を設け、設置支援をしている。

市と県を合計した令和７年度補助実績は36件であり、発電能力の計は199ｋＷ、蓄電容量の計は138ｋＷｈであった。補助開始以来のこれまでの累計は、補助件数1,775件、発電能力の計8,628ｋＷ、PPAに基づく太陽光発電システムの計11件、蓄電池付太陽光発電システムの計313件、蓄電容量の計1,949.5ｋＷｈとなった。

# 第１０章　快　適　環　境

## 第１節　富山新港地区緩衝緑地整備

富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）は、富山新港をとりまく臨海工業地帯からの公害を防止するため、その緩衝緑地として、工業地帯の西側に造成された南北1,700m、東西150mの25haの広さを持つグリーンベルトである。なお、この緩衝緑地は、県民公園新港の森として、多くの県民が利用できる芝生公園、修景広場や野球場等が整備されている。

**□　富山新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）の概要**

| | 内　　容 |
|---|---|
| 所在地 | 高岡市姫野・金屋、射水市二の丸・作道地内 |
| 面積 | 約25ha（高岡市約14ha、射水市約11ha） |
| 工期 | 昭和51年～58年 |
| 総事業費 | 約92億円 |
| 施設の概要 | 芝生広場、修景広場、野球場等 |
| 建設事業費負担者 | 国、県、高岡市、射水市、企業 |

## 第２節　啓 発 事 業

### １　環 境 月 間 行 事

環境保全対策の普及・啓発の一環として、環境月間である６月に各種行事を展開し、市民、事業者等の環境保全に対する意識の向上に努めている。

### □　環境月間（６月）行事の概要

| 行　　事 | 内　　容 |
|---|---|
| 学習用紙(再生紙)の贈呈 | 市内企業の協力による市内の小・中・義務教育・特別支援学校並びに幼稚園・保育園（こどもエコクラブ登録の31園）へ再生資源（年賀状、割り箸）を活用した学習用紙贈呈 |

## ２　環 境 啓 発 事 業

快適な環境を形成していくため、市民及び工場・事業場を対象に啓発事業を実施しているほか、「環境教室」や「こどもエコクラブ」の活動に対する支援を行っている。

令和７年度は市内21の保育園・幼稚園においてグリーンカーテンの育成を行ったほか、環境教室を１幼稚園で実施した。

グリーンカーテン育成の様子

環境教室の様子

川のすこやかさ調査の様子

### □　令和７年度の環境啓発事業の概要

| 啓　発　行　事 | 実 施 年 月 | 内　　容 |
|---|---|---|
| グリーンカーテン環境啓発事業 | 令和７年<br>４月～９月 | こどもエコクラブに登録した市内の幼稚園・保育園（21園）に必要な資材を各園に提供し、自然環境に対する意識を醸成した。<br>また、５月には苗植え式に併せた簡易環境教室を実施（１園） |
| 川のすこやかさ調べ<br>（小学校） | 令和７年７月 | 市内の河川や用水の「水辺のすこやかさ」を五感（見る・聞く・においをかぐ・味わう・触る）で判断する調査を実施し、環境保全の大切さについて理解を深めた。（１校） |
| 地域環境教室<br>（幼稚園・保育園・こども園） | 令和７年７月 | グリーンカーテン・環境啓発事業に取り組むこどもエコクラブに登録の園において、園児を対象とした環境教室を市内企業と合同で実施（１園） |
| （中止※）<br>市内企業の社有林での自然体験学習会<br>（小学校） | 令和７年10月 | 小学生を対象に市内企業の社有林での間伐、枝打ちの見学、オリエンテーリング等の体験を通して、貴重な森林資源の保全や森林の働きについて学ぶ自然体験学習会（２校）<br>（※全国的な熊出没のため、直前で中止。） |

**口　こどもエコクラブ会員名簿　令和８年７月31日現在**　　34クラブ　952人

| クラブ名など | | 人数 | クラブ名など | | 人数 |
|---|---|---|---|---|---|
| いしつつみエコクラブ | 石堤保育園 | 13 | おおたはまっこくらぶ | 太田保育園 | 5 |
| 第二エコキッズ | 第二幼稚園 | 20 | エコじょうず！かクラブ | 定塚保育園 | 29 |
| スマイル 第三!! | 第三幼稚園 | 62 | ちくばＥＣＯキッズ | 国吉ちくば保育園 | 28 |
| エコばとクラブ | こばと幼稚園 | 52 | 戸出西部保育園エコクラブ | 戸出西部保育園 | 50 |
| 和田保育園エコクラブ | 和田保育園 | 76 | だいいちエコクラブ | 第一幼稚園 | 23 |
| 高岡保育園エコクラブ | 高岡保育園 | 19 | 伏木スマイル♡ エコクラブ | 伏木保育園 | 11 |
| はんにゃのスマイル☺エコキッズ | 般若野保育園 | 22 | たてほクラブECOーズ!! | 立野保育所 | 19 |
| しょうとくエコレンジャーズ | 正徳保育園 | 23 | 国吉光徳エコレンジャー | 国吉光徳保育園 | 14 |
| よっさエコクラブ | 吉久ひなどり保育園 | 10 | 成美校下ひばり児童育成クラブ | 高岡市立成美小学校 | 42 |
| 中央なかよしグリーンクラブ | 中央保育園 | 28 | 万葉なかよしグリーンキッズ | 万葉なかよし保育園 | 17 |
| のむらエコクラブ | 野村保育園 | 39 | ふたばこども園エコクラブ | ふたばこども園 | 26 |
| エコレンジャー西部っ子 | 西部保育園 | 12 | エコ戦隊 すみれんじゃー | すみれ保育園 | 22 |
| ふたつかグリーンキッズ | 二塚保育園 | 22 | 高岡市立中田中学校 科学部 | 高岡市立中田中学校 | 19 |
| さかのしたグリーンフレーバーズ | 坂ノ下保育園 | 8 | はおかエコレンジャー | はおか保育園 | 13 |
| 認定こども園 いずみエコクラブ | いずみ幼稚園 | 34 | まきのエコ・グリーン | 牧野みどり保育園 | 36 |
| 牧野かぐらっこエコクラブ | 牧野かぐら保育園 | 22 | かたかごキッズ | かたかご幼稚園保育園 | 102 |
| かわらエコレンジャー | 川原保育園 | 25 | 福岡あおぞらこども園 | 福岡あおぞらこども園 | 9 |

### ３　とやま環境フェア2025での情報発信や環境啓発

富山県の豊かな環境を守るとともに、よりよい環境を創造することを目的に、令和７年10月11日（土）・12日（日）に富山県産業創造センター（高岡テクノドーム）をにて「とやま環境フェア2025」が開催された。本イベントは「水と緑に恵まれた幸せ富山をめざして～はじめよう、富山デコ活アクション！～」をテーマとし、企業・団体の環境保全の取組みや製品・サービスを見聞でき、体感・体験を通じて環境配慮を学ぶことができる「出展ブース」や、来場者が楽しく参加できるステージ・イベントを実施するなど、にぎやかで楽しめるイベントが開催された。

本市では、ブースを出展し、ブースでは「ＥＣＯ遊具で遊ぼう！」と題して、発電型エコ遊具等で遊ぶことを通じて、エネルギー環境を大切にする心を育むことにより、持続可能な社会構築のための行動が取れる素地を養うことを目指した。

## ４　たかおかクールアースフェスタでの脱炭素に係る情報発信やＰＲ

「脱炭素先行地域」に選定された高岡市におけるカーボンニュートラルの促進を図るため、地域の企業等と連携し、カーボンニュートラルやエコについて触れて、感じて、楽しむイベントを開催した。本イベントは、再生可能エネルギー由来の非化石証書を活用し、二酸化炭素排出量が実質ゼロとなるカーボンフリーな電気を使用し、ご家庭でできる環境にやさしい取り組みへ理解を深めていただいたほか、資源循環の一環として開催した服の交換会や楽しみながらエコに触れることができるモルックなど、多くの方にご参加いただいた。

## ５　資 源 循 環 啓 発 事 業

### ⑴　使用済み年賀状リサイクル

資源の循環や貴重な森林資源などの保全につなげることを目的に、市内企業の協力のもと使用済み年賀状を市役所、小・中・義務教育・特別支援学校、こどもエコクラブに登録している幼保園・保育園で回収し、再生紙にリサイクルしている。幼保園・保育園で実施している環境教室においても、この取り組みを身近なリサイクルとして感じてもらえるような工夫を凝らし、子どもたちの意識醸成を図っている。

リサイクルされた再生紙は、市内の小・中・義務教育・特別支援学校、こどもエコクラブに登録の幼保園・保育園へ贈呈され、子どもたちの学習に活用している。

（平成22年12月から開始。令和７年度回収実績 280kg）

### ⑵　割り箸リサイクル

今まで焼却処理してきた使用済み割り箸を各公民館などで回収し、市内企業が受け入れパルプ原料にリサイクルしている。

わりばしは分別して汚れを落とせば、割り箸３膳（６本）で、Ａ４コピー用紙１枚に生まれ変わることから、大量に消費される割り箸をゴミとして捨てずにリサイクルする本取組みは森林資源の保護につながっている。

（伏木校下の婦人会による同地区での取組みを平成19年10月から全市に拡大し、令和７年度の回収実績は408kgとなっている。）

### ⑶　フードドライブの実施

フードドライブは、家庭で余った食品を持ち寄ることを呼び掛け、社会福祉施設等へ寄附する活動である。本市では、平成30年10月のとやま環境フェア2018でエコライフを楽しむ市民の会高岡との共同の出展ブースで初めて実施し、令和８年３月末までに計24回実施している。

令和７年度は令和７年６月７日、７月22日～24日、８月30日、12月13日に小売事業者２社およびエコライフを楽しむ市民の会高岡と協力して、フードドライブを実施し、多くの食品が集まった。（令和７年度実績 656点）

また、スーパーマーケットでのフードドライブの実施に併せて、フードドライブに関する調査アンケートやちらし配布も行うことで、市民の方に食品ロス削減やフードドライブについての周知、啓発に努めた。

令和７年８月30日イオンモール高岡で開催

社会福祉協議会及び市社会福祉事務所に回収した食品の贈呈の様子

### ⑷　その他の事業

本市では家庭や食品に関する幅広い事業活動において発生する食品ロス・食品廃棄物の削減に向け、「3010（さんまるいちまる）運動」を実施している。

3010（さんまるいちまる）運動は、宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンで、乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010運動」と名付けられた。

本市では、「チャレンジ　3010　さんまるいちまる」をキーワードに食べ残しを減らす宴会時の取組みに加え、毎食30分をかけて食事をする、毎日10分の運動を奨める日常生活での取組み、毎月30日は冷蔵庫の中身をゼロにする、毎月10日は冷蔵庫の中の残り物で料理することを毎月の目標とする取り組みもあわせて3010運動として呼び掛けている。

「食品ロス削減チャレンジ3010運動」
普及啓発用の卓上三角柱POP

# 第１１章　その他の公害防止事業

## 第１節　公害防止協定

公害防止に取り組む施策の一環として、法律や条例による規制とは別に、本市と企業との間で公害防止協定を締結している。

公害防止協定に基づき立入り調査を行った協定工場においては、いずれも許容値を下回っていた。　［関係資料（協定）－１～（協定）－11］

**ロ　公害防止協定締結状況**

| 番号 | 工　場　名 | 締結年月日 | 番号 | 工　場　名 | 締結年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | サンエツ金属㈱砺波工場 | 昭和46. 8.31 | 12 | 福岡金属工業団地 | 昭和47.12. 1 |
| 2 | 中越パルプ工業㈱高岡工場 | 昭和47. 3. 6 | 13 | ヤマダアルミ建材㈱ | 昭和48. 5. 4 |
| 3 | 中越パルプ工業㈱生産本部二塚製造部 | 昭和48. 5.14 | 14 | ㈱北陸ヨシナカ富山工場 | 昭和49. 3.30 |
| 4 | 三協立山㈱佐加野工場 | 昭和48. 9.13 | 15 | 光陽製器㈱ | 昭和49. 6.18 |
| 5 | 東亜合成㈱高岡工場 | 平成12. 7. 7 | 16 | 福岡フレーム工業㈱ | 昭和49. 7.13 |
| 6 | 日本曹達㈱高岡工場 | 平成12. 7. 7 | 17 | ヤヨイ化学工業㈱ | 昭和49. 7.13 |
| 7 | 日本ゼオン㈱高岡工場 | 平成12. 7. 7 | 18 | ㈱小田原製作所 | 昭和51.11.25 |
| 8 | 協和ファーマケミカル㈱ | 平成12. 7. 7 | 19 | 鉄道機器㈱ | 昭和56. 8. 4 |
| 9 | 戸出着色処理協同組合 | 令和 6. 4. 1 | 20 | 三協化成㈱ | 平成元. 7.12 |
| 10 | 三協立山㈱福岡工場 | 昭和47. 5. 1 | 21 | ㈲技建工業 | 平成 7. 8. 1 |
| 11 | ㈱コートせいでん | 昭和47.11.10 | | | |

## 第２節　事前協議

本市では、公害の未然防止の一つの方法として、工場・事業場を新設又は増設しようとする事業者に対して、当該工場等が公害の発生するおそれのある場合には、事前に公害防止計画書の提出を求め、協議するよう指導している。

また、工場・事業場の新増設に伴う建築確認申請書及び開発行為許可申請書の提出に際して、事前に施主及び設計者に公害防止の方法等について指導している。

## 第３節　公害パトロール

環境保全及び公害の未然防止のため、工場・事業場の監視パトロールを実施している。

令和７年度は143事業所、延べ219回パトロールを実施した。

［関係資料（協定）－12］

# 第１２章　環境のまちづくり

## 第１節　環境基本条例

高岡の特性を活かし、快適で恵み豊かな環境の保全及び創造に関する施策を進めるための基本的な考え方などを示す「高岡市環境基本条例」を平成21年３月に制定した。

### １　基本理念

⑴　快適で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、将来の世代に引き継いでいく。

⑵　人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会をみんなで創る。

⑶　地球環境保全を積極的に推進する。

### ２　基本方針

⑴　大気、水、土壌などを良好な状態に保持すること。

例　公害の防止、下水道や廃棄物処理施設の整備

⑵　人と自然とのふれあいを図り、森林、緑地、水辺地などの自然環境を保全すること。

例　公園・緑地などの整備、自然とふれあいができる施設の整備

⑶　水や緑に親しむ生活空間の創出、良好な都市景観の形成、歴史・文化的資産の保全と活用などを図り、うるおいと安らぎのある快適な環境を創造すること。

例　緑化活動や環境美化活動への参加、良好な景観の保持や創出、歴史・文化的資産に親しむ。

⑷　資源・エネルギーの消費抑制と循環・効率的な利用、廃棄物の発生抑制などを推進することにより、温室効果ガスの排出を抑制すること。

例　日常の節電、省エネ機器・設備の導入、公共交通機関の利用、廃棄物の発生抑制
再生資源の回収活動

### ３　市、事業者、市民などの役割

⑴　市の役割

地域の自然・社会条件に応じた施策の策定・実施

⑵　事業者の役割

公害の防止、廃棄物の発生抑制、自然環境の保全のための措置
事業活動における環境への負荷の低減
市の環境施策への協力

⑶　市民・滞在者の役割

日常生活における環境への負荷の低減
旅行者等による環境への負荷の低減
市の環境施策への協力

### ４　環境基本計画

環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画の策定

### ５　基本的施策の推進

市・事業者・市民等が、基本方針に基づく施策を積極的に推進

### ６　環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項の調査・審議

## 第２節　環境基本計画（第２次）

本市では、高岡市環境基本条例で掲げる基本理念のもと、平成30年3月に高岡市環境基本計画（第２次）を策定し、環境に関する施策や事業を推進している。

### １　計画の期間

2018（平成30）年度から2027（令和９）年度の10年間とする。ただし、今後の環境に関する課題や経済社会状況の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

### ２　計画の目標

【環境都市像】「健やかで　美しく　豊かな環境共生のまち」

【環境目標】　(1)安全で健康的に暮らせる生活環境のまち（生活環境）
(2)環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち（地球環境）
(3)自然や歴史・文化を守り育てていくまち（歴史的・文化的快適環境）
(4)自然の恵みと共生するまち（自然環境）
(5)環境に高い関心を持ち自ら行動するまち（環境教育）

### ３　施策の展開

(1)安全で健康的に暮らせる生活環境のまち　（生活環境）

【基本方針】

○各主体が事業活動や日常生活から発生する環境負荷を抑制し、化学物質汚染等による公害から健康・生活を確保する。

【施策の方向】

1)安全で健康的に暮らせる生活環境の確保

①大気環境の保全

②水環境の保全

③水資源・土壌環境・地盤環境の保全

④騒音・振動の防止

⑤有害化学物質対策の推進

(2)環境への負荷の少ないエコライフスタイルのまち　(地球環境)

【基本方針】

○省エネルギー化や環境にやさしいエネルギー等を活用し、環境への負荷の少ないエコライフスタイルが定着した低炭素型社会の形成を図る。

○資源効率化や３Ｒ等により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を図る。

【施策の方向】

1)低炭素型まちづくりの推進

①省エネルギー化の促進

②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしいエネルギーの利活用の推進

③地球温暖化防止に向けた市民生活や事業活動の推進

④地域から取り組む森林保護対策の推進

2)循環型まちづくりの推進

①資源効率化・３Ｒの推進

②食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進

③廃棄物エネルギーの有効利用

④廃棄物適正処理の推進

(3)自然や歴史・文化を守り育てていくまち　(歴史的・文化的快適環境)

【基本方針】

○四季折々の花と緑が満ちあふれた快適な自然空間や美しい都市景観の形成、美しいまちづくりなど、まちの快適性の向上を図る。

○歴史・文化資産や環境にやさしい交通を活かし、来訪者にとっても歩いて楽しい地域環境づくりを図る。

【施策の方向】

1)花と緑のまちの創造

①公園などの緑空間の充実

②市民による身近な花と緑の確保

③親水空間の創造と活用

2)歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進

①快適に移動できるまちづくり

②歴史、文化資産、町人文化を活かしたまちづくり

③観光資源を活用したまちづくり

3)美しいまちづくり

①美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進

②美しい都市景観の形成の推進

(4)自然の恵みと共生するまち（自然環境）

【基本方針】

○森里川海のつながりを確保し、豊かな自然環境の保全と自然の恵みの持続的な活用を図る。

【施策の方向】

1)生物多様性の確保など貴重な自然の保全

①貴重な動物・植物・生態系の保全

②貴重な地形地質の保全

2)自然とのふれあいの推進

3)森林や農地などの保全・活用

①地域の特性に応じた森づくり

②森林資源を有効に活用できる森づくり

③市民参加による森づくり

④環境を育む農地の保全

⑤漁場環境の保全

(5)環境に高い関心を持ち自ら行動するまち　（環境教育）

【基本方針】

○環境に関する啓発・環境学習、ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動等を充実させ、各主体の自発的な環境行動の活性化を図る。

【施策の方向】

1)行政・市民・事業者の自主的な活動の推進

2)環境学習の機会の提供促進

3)環境情報の提供

## 4　分野横断的な施策の推進

「分野横断的」な施策の枠組みを設定し、人づくりの観点に重点を置くとともに、小さな取組みからより大きなエコライフムーブメント（運動）へ発展する施策を推進する。

(1)低炭素社会の形成　-身近な取組みから築く低炭素社会-

低炭素型の製品、サービス、ライフスタイル等、温暖化対策に資する「賢い選択」を促す運動のより一層の展開を図る。

【主な取組み】

・住まいからライフスタイルを変える運動

・ライフステージに合わせた環境意識の醸成

(2)循環型社会の形成　-もったいないの心で築く循環型社会-

「もったいない」の考えを再認識し、３Ｒの推進等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される取組みを促進する。

【主な取組み】

・食べ物からライフスタイルを変える運動

・まちの資源を再認識しライフスタイルを変える運動

(3)共生型社会の形成　-歴史・文化・自然環境と共生する社会-

森里川海の恵みである「良好な環境」、歴史的・文化的資源や公共交通を軸とした「歩いて楽しい魅力的なまち」などの地域資源について、その質の向上を図る。

【主な取組み】

・圏域をつなぐ豊かな水循環形成の推進

・圏域をつなぐ環境にやさしい交通の推進

# 第１３章　環境(公害)行政の体制

## 第１節　行 政 機 構

戦後の高度経済成長時代に我国の産業経済活動は急激に拡大した。その過程において自然環境及び生活環境の悪化がもたらされ、大きな社会問題となった。

本市では、このような社会情勢のなかで市民を公害から守るため、昭和39年、経済部工業振興課に公害係を設置し、その後の組織機構の見直しを経て現在に至っている。

### １　環 境 行 政 の 沿 革

| | |
|---|---|
| 昭和39年10月 | 経済部工業振興課に公害係を設置 |
| 昭和41年 7月 | 高岡市公害対策委員会を設置 |
| 昭和42年 4月 | 総合企画部企画課へ移管 |
| 7月 | 高岡市公害防止施設整備資金利子補給制度を発足 |
| 昭和43年 5月 | 高岡市大気汚染健康障害者医療審議会を設置 |
| 7月 | 高岡市公害対策委員会を高岡市公害対策審議会に改称 |
| 昭和45年 4月 | 企画課公害係を独立、衛生部公害課を設置、機構の強化と体制の整備 |
| 9月 | 高岡市議会公害対策特別委員会を設置 |
| 昭和46年 3月 | 高岡市公害防止条例を制定 |
| 昭和47年10月 | 衛生部を環境衛生部に改称 |
| 昭和47年11月 | 市独自の大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡母子寮屋上に設置 |
| 昭和48年 7月 | 高岡地区公害センター組合設立（高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町の3市1町） |
| 昭和49年 4月 | 高岡地区公害センター分析業務開始 |
| 昭和51年 1月 | 大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校屋上に設置 |
| 昭和52年11月 | 大気汚染中央監視局を市庁舎に設置 |
| | 大気汚染テレメーターシステム運用開始 |
| 昭和53年10月 | 高岡市大気汚染常時観測局（二塚局）を高岡消防団第12分団屯所屋上に設置 |
| 11月 | 高岡市大気汚染常時観測局（立野局）を五位中学校屋上に設置 |
| 昭和55年 4月 | 環境衛生部公害課を生活環境部公害対策課に改称 |
| 5月 | 市庁舎移転とともに大気汚染中央監視局を移転 |
| 昭和57年 9月 | 高岡市大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校屋上に移転 |
| 昭和60年 6月 | 高岡市議会公害対策特別委員会を廃止 |
| 昭和61年 3月 | 清水町水道公園に観測井戸（第1号）を設置 |

| | |
|---|---|
| 昭和61年 4月 | 公害対策課を環境保全課に改称 |
| 8月 | 成美小学校敷地内に観測井戸（第2号）を設置 |
| 昭和62年 9月 | 駅南1号公園内に観測井戸（第3号）を設置 |
| 昭和63年 4月 | 高岡市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を制定 |
| 平成 2年 9月 | 横田小学校敷地内に観測井戸（第4号）を設置 |
| 平成 3年10月 | 五位中学校敷地内に観測井戸（第5号）を設置 |
| 平成 4年10月 | 富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により立野局を廃止 |
| 10月 | 佐野公民館敷地内に観測井戸（第6号）を設置 |
| 平成 5年 2月 | 大気汚染テレメーターシステムの県内のネットワーク化 |
| 2月 | 高岡地区公害ｾﾝﾀｰ組合を高岡地区広域圏事務組合公害ｾﾝﾀｰに改組 |
| 平成 5年 4月 | 富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により二塚局を廃止 |
| 平成10年 9月 | 大気汚染常時観測局（能町局）を能町小学校校庭に移設（地上局化） |
| 平成11年 8月 | 大気汚染常時観測局（波岡局）を高岡西部中学校校庭に移設（ 〃 ） |
| 平成12年10月 | 地球温暖化防止高岡市役所実行計画を策定 |
| 平成14年 2月 | 高岡市環境ｻｰﾋﾞｽ課職員棟屋上に出力10kWの太陽光発電ｼｽﾃﾑを設置 |
| 平成15年 2月 | 高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得 |
| 平成15年 3月 | 戸出西部小学校敷地内に観測井戸（第7号）を設置 |
| 平成17年 4月 | 環境保全課を地域安全課（環境政策室）に改称 |
| 平成18年 2月 | 高岡市役所本庁舎を対象として環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証の更新 |
| 平成18年 2月 | 地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅱを策定 |
| 平成20年 3月 | 高岡市役所本庁舎及び福岡庁舎を対象として、高岡市独自の環境マネジメントマニュアルを策定 |
| 3月 | 環境行政の方向性を示す「環境指針」を策定 |
| 平成21年 3月 | 高岡市環境基本条例を制定 |
| 平成21年10月 | 高岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金要綱制定 |
| 平成22年 3月 | 高岡市環境基本計画を策定 |
| 3月 | 本庁舎駐車場内に電気自動車急速充電器設置<br>本庁舎玄関前カーポート及び福岡庁舎屋上の２か所に太陽光発電システムを設置 |
| 3月 | 大気汚染常時観測局（戸出局）を戸出中学校校庭に移設（地上局化） |
| 8月 | 電気自動車の導入 |
| 平成23年 8月 | 電気自動車の導入（２台目） |
| 平成24年 3月 | 地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅲを策定 |

平成24年 9月　　環境騒音の面的評価の開始
平成25年 3月　　PM2.5の注意喚起実施体制の開始
平成26年10月　　高岡広域エコ・クリーンセンターの完成に伴い、公害センターが高岡広域エコ・クリーンセンター内へ移転し、環境分析センターへ改名
平成27年 3月　　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定を見直し
平成27年 9月　　生活環境部を市民生活部に改称
平成27年12月　　中田ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰに太陽光発電・蓄電システムが設置され、高岡市内３ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ全てに太陽光発電・蓄電システム設置完了
平成28年 5月　　Ｇ７富山環境大臣会合開催
平成28年12月　　戸出消防署、福岡消防署に太陽光発電・蓄電システムを設置
平成29年 2月　　野村小学校に太陽光発電・蓄電システムを設置
平成29年 3月　　地球温暖化防止高岡市役所実行計画Ⅳを策定
平成30年 3月　　高岡市環境基本計画（第２次）を策定
平成30年 3月　　ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ　加入
平成30年 7月　　成美小学校敷地内の観測井戸（第２号）をオンライン化
平成31年 4月　　富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により本丸、戸出局を廃止
令和 3年 4月　　環境分析センターの組織改編（分析業務の委託化）
令和 4年 4月　　市民生活部を生活環境文化部に改称。地域安全課（環境政策室）と環境サービス課を統合し、環境政策課を設置
令和 5年 2月　　日産自動車株式会社と「電気自動車を活用した脱炭素化実現とSDGs達成に向けた連携協定」を締結
令和 5年 3月　　高岡市地球温暖化対策実行計画を策定
令和 5年11月　　高岡市が国の脱炭素先行地域（第４回）に選定
令和 5年12月　　ゼロカーボンシティ宣言（2050年二酸化炭素実質排出量ｾﾞﾛを表明）
令和 7年 4月　　環境政策課から脱炭素部門を分離し、脱炭素推進課を設置

## ２　機　　構　（環境政策課関係　令和８年４月１日 現在）

生活環境文化部・部長１

生活環境文化部・次長１

環境政策課・課長１　　脱炭素推進課・課長１、副課長１、係長１、主任１
（業　務　係）係長１、主任２、主任業務指導員３、主任業務士（兼）運転手22
（企　画　係）係長１、主任２、主任（兼）１、主事１
（環境保全係）係長１、主任１、主事２

## 第２節　環境審議会

平成21年3月に制定した高岡市環境基本条例に基づき公害対策審議会を環境審議会に改組した。

**□　高岡市環境審議会の構成**　　令和８年４月１日 現在

| 区　　分 | 委　　員 |
|---|---|
| 知識経験者<br>（８名） | 富山大学芸術文化学部芸術文化学科教授<br>富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科准教授<br>高岡商工会議所観光・サービス業部会部会長<br>高岡市農業協同組合女性部部長<br>高岡市環境保健衛生協会会長<br>富山県地球温暖化防止活動推進員<br>地域女性ネット高岡会長<br>高岡市立能町小学校校長 |
| 行政機関職員<br>（３名） | 富山地方気象台次長<br>富山県高岡厚生センター次長・衛生課長<br>富山県生活環境文化部環境政策課参事・課長 |

# 第１４章　環境マネジメントシステムの推進

## 第１節　高岡市地球温暖化対策実行計画の取り組み

本市ではこれまで、市役所の事務事業を対象として、「地球温暖化防止高岡市役所実行計画（第５次）」（計画期間 2017年度～2030年度）に基づき、電灯・ＯＡ機器の節電、両面コピー・再生紙の利用拡大、冷暖房温度管理の徹底、公用車のアイドリングストップ運動など環境に配慮した取り組みを実施し、温室効果ガスの排出削減に努めてきたところ。

### １　カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出量削減目標

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、その原因となる温室効果ガスの排出削減のための世界全体での取組が求められている。

2023年に開催されたCOP28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）では、パリ協定下で初めてパリ協定の実施状況を進捗・評価するグローバル・ストックテイク（パリ協定の長期目標の達成に向けた世界全体の進捗を評価する仕組み）に関する決定が行われ、気候変動による地球全体の気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、緊急な行動が必要であること、また世界全体の温室効果ガスの排出量を2030年までに43%、2035年までに60%削減する必要があることが強調された。

国では、2021年６月に地域脱炭素ロードマップを策定した。このロードマップでは、地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示している。（国においては2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%減の水準にすることを削減目標としている。）また、2021年５月に改正地球温暖化対策推進法が成立し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を法律に明記した。2022年度現在、国全体では温室効果ガス排出量を2013年度から約20%削減し目標に向けて着実に削減を進めている。

本市では、2023年３月に、高岡市地球温暖化対策実行計画（計画期間 2023年度～2030年度）を策定し、計画は、市全体を対象とした「区域施策編」と市役所の事務事業を対象とした「事務事業編」（地球温暖化防止高岡市役所実行計画（第５次）を全面改訂。）から成っている。「区域施策編」では2030年度まで2013年度と比較して、市全体で温室効果ガス排出量の51.6%削減を目指し、同様に「事務事業編」では市の事務事業において60%以上の削減を目指している。

また、2023年11月、本市は国の「脱炭素先行地域（第４回）」に選定され、主に高岡駅前中心市街地エリア、福岡金属工業団地において、先行的に中心市街地の脱炭素と地域における資源循環を推進するものとしている。あわせて、2023年12月、本市はゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した。

これらを踏まえ、本市では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを加速させていく。

### ２　取組実績

令和７年度の市の事務事業に関する温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量は、23,365t-$CO_2$で、基準年度2013年度（平成25年度）に比べて60.7%減少（36,089t-$CO_2$減少）し、2030年度（令和12年度）の国の目標である46%減（32,105t-$CO_2$）及び高岡市地球温暖化対策実行計画の目標である60%減（23,782t-$CO_2$）を達成することができた。

今後とも、一層の温室効果ガスの削減に向けて、LED照明への切り替えによる電力使用量削減等の省エネルギー対策の推進に努めていきたい。

**□　温室効果ガス(二酸化炭素換算)排出量等（対象：市関係の全施設）の実績**

| 取　組　項　目 | H25年度<br>(2013)<br>基準年度 | R６年度<br>(2024)<br>実　績 | R７年度<br>(2025)<br>実　績 | R12年度<br>(2030)<br>目　標 |
|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガス総排出量<br>(t-$CO_2$) | 59,454 | 25,408 | 23,365 | 国の削減目標<br>46％減<br>32,105ｔに相当<br><br>（高岡市地球温暖化対策実行計画<br>目標 60％減<br>23,782ｔに相当） |
| ⑴ 電力使用 | 30,909 | 16,373 | 14,758 | |
| ⑵ 冷暖房等燃料使用 | 8,984 | 6,971 | 6,712 | |
| ⑶ 公用車燃料使用 | 880 | 673 | 642 | |
| ⑷一般廃棄物に混入する廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類の焼却 | 16,101 | ― | ― | |
| ⑸二酸化炭素以外の温室効果ガスの量 | 2,580 | 1,390 | 1,253 | |
| 用紙類使用量（千枚） | 22,152 | 24,269 | 23,461 | 21,487以下 |
| 再生紙の使用割合（%） | 96.4 | 94.1 | 93.3 | 95.0以上 |
| 水道使用量（千$m^3$） | 541 | 393 | 382 | 524以下 |
| 可燃ごみの排出量（ｔ） | 576 | 456 | 440 | 558以下 |

## 第２節　環境マネジメントの取り組み

本市では、環境に配慮した取り組みの実効性を確保するとともに、より一層の充実を図るため、平成14年度より環境マネジメントシステムを構築し、事務事業における省資源・省エネ活動、環境に配慮した公共工事、環境保全事業を実践することによって、環境負荷の抑制に努め、持続可能で活力ある「環境共生のまち 高岡」の実現を目指すものである。

### １　本市システムの概要

本市の環境マネジメントシステムでは、「高岡市の環境方針」に基づき市独自の環境マネジメントマニュアルを策定し、目的・目標・プログラム等を定めシステムを運用している。

環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの枠組み(PDCAｻｲｸﾙ)

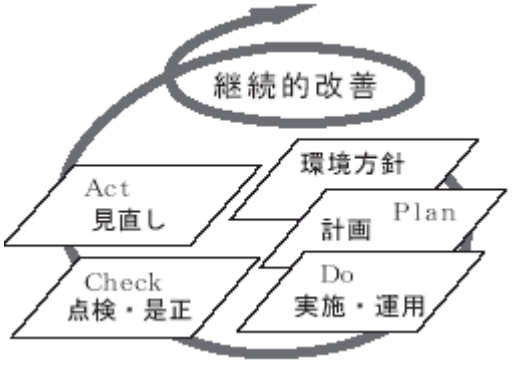

環境マネジメントシステムの対象として、平成20年度より、従来の本庁舎に加え福岡庁舎も対象としている。

環境目標は、次の３つの柱で構成されている。

⑴ 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進

⑵ 建築・土木工事に係る環境配慮

⑶ 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進

## ２ 実績

### ⑴ 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進

エコオフィス活動の実施状況は庁用車ガソリン量、庁舎水道使用量及び庁用車エコカー台数について前年度から改善することができたが、引き続き庁舎の使用エネルギー量、用紙使用量及びノーマイカーデー参加回数等についても取り組みの強化を図っていく。

#### □ 省資源・省エネルギー等の実績

| 取 組 項 目 | Ｒ５年度<br>実績 | Ｒ６年度<br>実績 | Ｒ７年度<br>実績 | 目 標 |
|---|---|---|---|---|
| 庁舎の使用エネルギー<br>（本庁舎・旧福岡庁舎）<br>原油換算量(kℓ ) | 531 | 521 | 553 | 庁舎の使用エネルギーを毎年1%削減 |
| 主な内訳：<br>電力使用量（千kWh）<br>都市ガス量（千㎥） | 電力 1,670<br>都市ガス 89 | 電力 1,621<br>都市ガス 92 | 電力 1,702<br>都市ガス102 | |
| 庁用車ガソリン量<br>（本庁・出先）（千ℓ ） | 52 | 50 | 46 | 毎年1%削減 |
| 庁舎水道使用量（千㎥）<br>（本庁舎・旧福岡庁舎） | 16.1 | 14.3 | 13.3 | 毎年1%削減 |
| 用紙使用量（千枚）<br>（本庁舎・旧福岡庁舎） | 6,998 | 7,349 | 7,523 | 毎年1%削減 |
| 庁用車エコカー台数(台)<br>ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ(HV)・電気(EV)<br>・ﾊﾞｲｵﾃﾞｨｰｾﾞﾙ(BDF) | 10<br>HV乗用:6<br>HVごみ収集:2<br>電気：2 | 13<br>HV乗用:6<br>HVごみ収集:2<br>電気：5 | 16<br>HV乗用:8<br>HVごみ収集:2<br>電気：6 | 増加を目指す |
| ノーマイカーデー参加<br>（回／月・人） | 0.8～1.4 | 1.0～1.2 | 0.8～1.2 | 増加を目指す |

### ⑵ 建築・土木工事に係る環境配慮

設計金額が3,000万円以上の工事について、排出ガスなど周辺環境に及ぼす影響の削減、及び節水型施設など環境配慮型の公共事業の推進に配慮した。

**□ 環境に配慮した公共工事の推進について**

| |
|---|
| ① 周辺環境に及ぼす影響の削減<br>ア　ばい煙発生設備の排ガス抑制　　イ　周辺環境に配慮した工事の施工<br>ウ　排出ガス削減及び騒音・振動の削減　　エ　建設廃材の適正管理<br>②環境配慮型の公共事業の推進<br>ア　節水型施設の検討　　イ　建物負荷の抑制<br>ウ　自然エネルギーの活用　　エ　オゾン層破壊物質の排出抑制<br>オ　熱帯雨林材の使用抑制<br>カ　リサイクル対策、建設廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の採用<br>キ　建設副産物のリサイクルの推進<br>ク　建設副産物の再利用（再生資材の使用）　など |

**□ 年度毎の対象工事**

| 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 |
|---|---|---|
| 計43件<br>舗装工事（３件 本領下老子線舗装工事他）、建築工事（４件 高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修工事他）、土木工事（６件 下伏間江福田線土留工事他）、管工事（３件 高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修機械設備工事他）、上下水道管渠工事（17件 野村地内配水本管布設替工事他）、解体工事（４件 高岡市立西条小学校解体工事他）、機械器具設置工事（１件 五位第１送水ポンプ場・第２送水ポンプ場機械電気設備工事）、電気・電気通信工事（４件 高陵中学校区小中一貫校校舎新築及び改修電気設備工事他）、さく井工事（１件 末広町本丸町線消雪井戸設置工事） | 計51件<br>舗装工事（３件 高岡市イベント広場人工芝改修工事他）、建築工事（５件 高岡市消防本部・高岡消防署庁舎改築工事他）、土木工事（11件 下伏間江福田線立体交差整備Ⅱ期その２工事他）、管工事（３件 高岡西部中学校区小中一貫校校舎増築及び改修機械設備工事他）、上下水道管渠工事（19件 野村地内（重要施設）配水本管布設替工事（本工事２）他）、水道施設工事（１件 新五位配水池・五位第２送水ポンプ場躯体設置工事）、機械器具設置工事（２件 四屋浄化センター用水設備外１改築工事他）、電気工事（４件 高岡市消防本部・高岡消防署庁舎改築電気設備工事他）、造園工事（３件 牧野河川公園多目的広場２整備その１工事他） | 計81件<br>舗装工事（１件 千保川左岸１号線道路災害復旧工事）、建築工事（６件 伏木中学校区小中一貫校校舎増築及び改修工事他）、土木工事（17件 下伏間江福田線立体交差整備二期その５工事他）、管工事（４件 伏木中学校区小中一貫校校舎増築及び改修機械設備工事他）、上下水道管渠工事（44件 伏木処理区下水道災害復旧工事他）、機械器具設置工事（１件 常国南町線外消雪施設遠隔管理装置設置工事）、電気工事（３件 伏木中学校区小中一貫校校舎増築及び改修電気設備工事他）、塗装工事（４件 六家四日市線（国東橋）橋梁補修その１工事他）、解体工事（１件 旧高岡市立平米小学校解体工事） |

**⑶ 環境保全対策の充実と緑化の効果的推進**

高岡市環境基本計画に基づき、環境関連事業のマネジメントを行った。

令和７年度に関する主な実績は次頁以降の表（環境保全対策の推進）のとおりであり、今後とも内容の改善や充実に努めてまいりたい。

## □　環境保全対策の推進

<table>
<tr><th>環境目的</th><th>環境目標ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ</th><th>主な実績</th></tr>
<tr><td>Ⅰ安全で健康的に暮らせる生活環境のまちをめざす</td><td>⑴安全で健康的に暮らせる生活環境の確保<br>①大気環境の保全<br>②水環境の保全<br>③水資源・土壌環境・地盤環境の保全<br>④騒音・振動の防止<br>⑤有害化学物質対策の推進</td><td>
○環境監視や、事業所等への調査・指導など、良好な環境の形成に努めた。
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>R５年度</th><th>R６年度</th><th>R７年度</th></tr>
<tr><td rowspan="6">大気汚染</td><td>$SO_2$</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td></tr>
<tr><td>SPM</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td></tr>
<tr><td>$NO_2$</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td></tr>
<tr><td>PM2.5</td><td>適合<br>注意喚起発令なし</td><td>適合<br>注意喚起発令なし</td><td>適合<br>注意喚起発令なし</td></tr>
<tr><td>OX</td><td>96%の時間帯で適合</td><td>96%の時間帯で適合</td><td>96%の時間帯で適合</td></tr>
<tr><td>大気汚染注意報</td><td>発令なし</td><td>発令なし</td><td>発令なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">河川水質</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下水水質</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td><td>全て適合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音</td><td>自動車騒音<br>(地点評価)</td><td>全時間帯適合<br>地点は83%</td><td>全時間帯適合<br>地点は100%</td><td>全時間帯適合<br>地点は83%</td></tr>
<tr><td>自動車騒音<br>(面的評価)</td><td>昼夜とも適合<br>地点は97.6%</td><td>昼夜とも適合<br>地点は98.7%</td><td>昼夜とも適合<br>地点は99.0%</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダイオキシン</td><td>大気、河川、地下水とも適合</td><td>大気、河川、地下水とも適合</td><td>大気、河川、地下水とも適合</td></tr>
</table>
○公共用水域の水質環境改善のため、公共下水道の整備促進に努めた。
<table>
<tr><th></th><th>R５年度</th><th>R６年度</th><th>R７年度</th><th>目標</th></tr>
<tr><td>下水道処理<br>人口普及率</td><td>93.2%</td><td>93.4%</td><td>93.5%</td><td>R8までに<br>93.8%</td></tr>
<tr><td>下水道水洗化<br>人口普及率</td><td>95.7%</td><td>95.9%</td><td>96.1%</td><td>R8までに<br>97.7%</td></tr>
</table>
○下水道の計画がない地域での住宅用合併処理浄化槽への設置補助を実施した
<table>
<tr><th></th><th>R５年度</th><th>R６年度</th><th>R７年度</th></tr>
<tr><td>合併処理浄化槽<br>設置補助件数</td><td>8</td><td>10</td><td>9</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>Ⅱ環境への負荷のないエフルライフコストのまちをめざす</td><td>⑴低炭素型まちづくりの推進<br>①省エネルギー化の推進<br>②再生可能エネルギーの導入や環境にやさしいエネルギーの利活用の推進<br>③地球温暖化防止に向けた市民生活や事業活動の推進<br>④地域から取り組む森林保護対策の推進</td><td>
○市事業に関連する二酸化炭素の排出量削減に努めた。
<table>
<tr><th></th><th>R５年度</th><th>R６年度</th><th>R７年度</th><th>目標</th></tr>
<tr><td>市事業の温室効果ガス排出量($t\text{-}CO_2$)</td><td>25,314</td><td>25,408</td><td>23,365</td><td>R12までに<br>32,105<br>($t\text{-}CO_2$)以下</td></tr>
</table>
○公共施設への太陽光発電システムの導入や住宅用太陽光発電システムの設置補助を実施した。
<table>
<tr><th></th><th>R５年度</th><th>R６年度</th><th>R７年度</th><th>目標</th></tr>
<tr><td>住宅用太陽光発電の設置補助(kW)<br>【発電能力の累計※】</td><td>8,043</td><td>8,430</td><td>8,628</td><td>R8までに<br>8,200kW</td></tr>
</table>
※R５年度から市と県の発電能力を合計している。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>⑵循環型まちづくりの推進<br>①資源効率化・３Ｒの推進<br>②食品ロス・食品廃棄物対策の市民運動の推進<br>③廃棄物エネルギーの有効利用<br>④廃棄物適正処理の推進</td><td>○循環型まちづくりの推進のため、省資源・３Ｒ対策の推進や、廃棄物適正処理の推進に努めた<br><table><tr><th></th><th>Ｒ５年度</th><th>Ｒ６年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>目標</th></tr><tr><td>ごみ排出量(t)（集団回収分を含む）</td><td>55,878</td><td>54,609</td><td>53,292</td><td>R9までに58,334t以下</td></tr><tr><td>ごみのリサイクル率(%)</td><td>20.4</td><td>20.0</td><td>19.6</td><td>R9までに27.0%</td></tr><tr><td>ごみの最終処分量(t)</td><td>5,943</td><td>5,951</td><td>5,620</td><td>R9までに5,563t以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ自然や歴史・文化を守り育てていくまちをめざす</td><td>⑴花と緑のまちの創造<br>①公園などの緑空間の充実<br>②市民による身近な花と緑の確保<br>③親水空間の創造と活用</td><td>○身近な緑を活かした美しいまちづくりに努めた。<br><table><tr><th></th><th>Ｒ５年度</th><th>Ｒ６年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>目標</th></tr><tr><td>小中学校でのかたかご植栽の取組み（校）</td><td>20</td><td>18</td><td>14</td><td>R13までに26校</td></tr><tr><td>景観の届出行為に関する緑地面積及び開発行為・区画整理事業による緑地面積の合計（累計）</td><td>17,727</td><td>6,886</td><td>3,141</td><td>Ｒ８までに累計25,000㎡</td></tr><tr><td>グリーンキーパー数（人）</td><td>323</td><td>307</td><td>299</td><td>R13までに342人</td></tr><tr><td>花いっぱい連盟の花苗配布数（累計）</td><td>48,046苗</td><td>44,493苗</td><td>40,514苗</td><td>Ｒ８までに52,817苗</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑵歩いて楽しい魅力あるまちづくりの推進<br>①快適に移動できるまちづくり<br>②歴史、文化資産、町人文化を活かしたまちづくり<br>③観光資源を活用したまちづくり</td><td>○歩いて楽しい魅力あるまちづくりを進めるため、中心市街地の活性化、歴史、文化資産の観光資源活用、公共交通機関の利用促進などに努めた。<br><table><tr><th></th><th>Ｒ５年度</th><th>Ｒ６年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>目標</th></tr><tr><td>公共交通機関利用者数（万葉線）（千人）</td><td>1,071</td><td>1,090</td><td>1,220</td><td>R9までに1,156千人</td></tr><tr><td>中心市街地における歩行者・自転車通行量（人／日）</td><td>12,845</td><td>16,880</td><td>18,409</td><td>R8までに15,000人／日</td></tr><tr><td>市内主要観光地入込客数（瑞龍寺と高岡御車山会館（万人／年））</td><td>27</td><td>23</td><td>27</td><td>R8までに23万人/年</td></tr><tr><td>観光客入込数（万人）（１～12月）</td><td>351</td><td>313</td><td>349</td><td>R8までに396.5万人</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>⑶美しいまちづくり<br>①美しいまちづくり市民総ぐるみ運動の推進<br>②美しい都市景観の形成の推進</td><td>○美しいまちづくりを進めるため、美化実践運動、美化重点地区･美化協定の締結など環境美化活動の促進に努めた。
<table>
<tr><td></td><td>Ｒ５年度</td><td>Ｒ６年度</td><td>Ｒ７年度</td><td>目標</td></tr>
<tr><td>地域で実施される美化活動の参加者数</td><td>30,000人</td><td>35,000人</td><td>35,000人</td><td>R8までに<br>35,000人／年</td></tr>
</table>
○美しい都市景観の形成の推進に努めた。
<table>
<tr><td></td><td>Ｒ５年度</td><td>Ｒ６年度</td><td>Ｒ７年度</td><td>目標</td></tr>
<tr><td>違反屋外広告物等の是正件数</td><td>４件</td><td>３件</td><td>３件</td><td>R8までに<br>10件／年</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅳ自然の恵みと共生するまちをめざす</td><td>⑴生物多様性の確保など貴重な自然の保全<br>①貴重な動物・植物・生態系の保全<br>②貴重な地形地質の保全</td><td>○自然に配慮した環境創造型用排水路を整備した。
<table>
<tr><td>Ｒ５年度</td><td>Ｒ６年度</td><td>Ｒ７年度</td></tr>
<tr><td>該当工事なし</td><td>該当工事なし</td><td>該当工事なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑵自然とのふれあいの推進</td><td>○自然とのふれあいの場の整備や、グリーンツーリズムの推進など、自然とのふれあいの機会の提供に努めた。
<table>
<tr><td></td><td>Ｒ５年度</td><td>Ｒ６年度</td><td>Ｒ７年度</td><td>目標</td></tr>
<tr><td>都市農村交流人口</td><td>2,380人</td><td>3,248人</td><td>3,119人</td><td>増加を図る</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑶森林や農地などの保全・活用<br>①地域の特性に応じた森づくり<br>②森林資源を有効に活用できる森づくり<br>③市民参加による森づくり<br>④環境を育む農地の保全<br>⑤漁場環境の保全</td><td>○里山整備事業を実施し、森林整備、管理、市民組織の支援に努めた。
<table>
<tr><td></td><td>Ｒ５年度</td><td>Ｒ６年度</td><td>Ｒ７年度</td><td>目標</td></tr>
<tr><td>高岡市里山交流センター利用者数</td><td>6,507人</td><td>7,305人</td><td>6,728人</td><td>増加を図る</td></tr>
<tr><td>環境保全型農業の取組面積</td><td>57.5ha</td><td>63.4ha</td><td>58.3ha</td><td>R7までに<br>56ha</td></tr>
<tr><td>広葉樹の面積</td><td>3,980ha</td><td>3,980ha</td><td>3,980ha</td><td>R9までに<br>3,995ha</td></tr>
<tr><td>里山の再整備面積</td><td>10ha</td><td>７ha</td><td>８ha</td><td>R3までに<br>15ha</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">Ⅴ環境に高い関心を持ち自ら行動するまちをめざす</td><td>⑴行政・市民・事業者の自主的な活動の推進</td><td>○環境に配慮した消費者教育の充実に努めた<table><tr><th>Ｒ５年度</th><th>Ｒ６年度</th><th>Ｒ７年度</th></tr><tr><td>◎自立した賢い消費者育成<br>・食品ロス削減啓発活動（出前講座２回、街頭啓発３回）<br><br>◎エコライフを楽しむ市民の会高岡によるエコ活動の実践と普及啓発活動の推進<br>・フードドライブの実施（２回）<br>・海岸清掃用砂ふるいの製作及び貸出し</td><td>◎自立した賢い消費者育成<br>・食品ロス削減啓発活動（街頭啓発３回）<br><br>◎エコライフを楽しむ市民の会高岡によるエコ活動の実践と普及啓発活動の推進<br>・フードドライブの実施（４回）<br>・海岸清掃用砂ふるいの製作及び貸出し</td><td>◎自立した賢い消費者育成<br>・食品ロス削減啓発活動（フードドライブの際の啓発３回、街頭啓発２回）<br><br>◎エコライフを楽しむ市民の会高岡によるエコ活動の実践と普及啓発活動の推進<br>・フードドライブの実施（４回）<br>・海岸清掃用砂ふるいの製作及び貸出し</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑵環境学習の機会の提供促進<br>⑶環境情報の提供</td><td>○環境教育・環境学習の取り組みを支援した<table><tr><th></th><th>Ｒ５年度</th><th>Ｒ６年度</th><th>Ｒ７年度</th><th>目標</th></tr><tr><td>こどもエコクラブ数</td><td>32園</td><td>31園</td><td>31園</td><td>Ｒ５までに33園／年</td></tr></table></td></tr>
</table>

## ３　継続的な取り組み

環境マネジメントシステムに定める手順に従い、環境負荷の抑制に努めるとともに、持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現に向けて、職員一人ひとりが自覚を持って実践・点検などを行い、環境の継続的改善に向けて一歩ずつ前進していくことが大切である。また、市のこのような取り組みが市民や事業者の環境に配慮した取り組みを促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成と地球環境の保全に大きく貢献することを期待するものである。

## 高岡市の環境方針

### １　基本理念

高岡市は、庄川と小矢部川によって生じた平野部及び二上山や西部丘陵地帯からなり、清らかな水、きれいな空気や緑など豊かな自然環境に恵まれ、多彩な産業と薫り高い文化をもつ県西部の中核都市として発展しています。

本市では、これまで市民の皆様や企業など各方面のご協力をいただき、この良好な環境の保全に努めてきています。

今日の環境問題は、地域の生活環境に影響を及ぼしたかつての公害問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模に拡がり、その影響が将来の世代に及ぶという深刻な状況になっており、その要因も複雑化しています。とりわけ、地球環境問題の解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄という今日の社会経済システムやライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割を果たすための活動が重要であると考えます。

高岡市では、温室効果ガスの削減に繋がる地球温暖化防止高岡市役所実行計画を策定し、省資源・省エネルギーに向けた取り組みを推進しています。この計画の実効性を確保し、環境に配慮した行動を実践するため、環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善を図っていきます。また、具体的な環境目的・目標を明確にし、これらを定期的に見直すことにより、環境負荷の抑制に努めるとともに、高岡市環境基本計画に掲げる持続可能で活力ある「環境共生のまち高岡」の実現を目指します。

### ２　基本方針

高岡市役所は、自ら行う事務事業について、継続的に環境の保全に配慮して取り組みます。

⑴　高岡市役所（本庁舎及び旧福岡庁舎）における日常業務活動については、地球温暖化防止高岡市役所実行計画に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルなどの取り組みを徹底します。

⑵　環境に配慮した公共工事の推進に努めます。

⑶　高岡市環境基本計画に基づき、環境保全施策をより効果的に推進します。

⑷　本市に適用される環境関連法令等は、これを順守します。

⑸　環境方針及び環境マネジメントシステムを全ての職員に周知します。

# 第３編　関　係　資　料

# 関　係　資　料　目　次


高岡地区広域圏事務組合環境分析センターの概要 …… 89

総務関係資料 …… 91
（総務）－ 1　令和８年度　環境施策及び公害対策に関する予算の内訳 … 91
（総務）－ 2　機器等整備状況 …… 91

法令届出関係資料 …… 92
（届出）－ 1　高岡市公害防止条例に基づく届出状況（大気関係） …… 92
（届出）－ 2　高岡市公害防止条例に基づく届出状況（水質関係） …… 92
（届出）－ 3　騒音規制法に基づく特定施設届出状況 …… 95
（届出）－ 4　振動規制法に基づく特定施設届出状況 …… 95
（届出）－ 5　富山県公害防止条例(騒音)に基づく特定施設届出状況 …… 96

大気関係資料 …… 97
（大気）－ 1　一般環境観測局（伏木局）の年平均値の推移…… 97
（大気）－ 2　二酸化硫黄測定結果(常時観測局における月間値)…… 97
（大気）－ 3　浮遊粒子状物質測定結果(常時観測局における月間値） …… 97
（大気）－ 4　微小粒子状物質(PM2.5）測定結果(常時観測局における月間値）… 98
（大気）－ 5　二酸化窒素測定結果（常時観測局における月間値） …… 98
（大気）－ 6　光化学オキシダント測定結果(常時観測局における月間値）‥ 98
（大気）－ 7　大気汚染に係る環境基準 …… 99
（大気）－ 8　緊急時の発令基準 …… 100
（大気）－ 9　雨水のｐＨの年度別推移 …… 100
（大気）－10　雨水中のイオン成分沈着量調査結果（令和６年度）…… 100
（大気）－11　令和６年度　全国のダイオキシン類に係る環境調査結果 …… 101
（大気）－12　ダイオキシン類の環境基準等 …… 101

水質関係資料 …… 102
（水質）－ 1　ｐＨ測定結果　（市測定分）…… 102
（水質）－ 2　ＳＳ測定結果　（市測定分）…… 103
（水質）－ 3　ＤＯ測定結果　（市測定分）…… 104
（水質）－ 4　ＢＯＤ測定結果　（市測定分）…… 105
（水質）－ 5　ＢＯＤ年度別推移　（75％水質値）…… 105
（水質）－ 6　人の健康の保護に関する項目調査結果 …… 106
（水質）－ 7　河川の全窒素、全燐測定結果 …… 106
（水質）－ 8　地下水定期モニタリング調査（環境監視調査）結果 …… 106

騒音・振動関係資料 …… 107
（騒音）－ 1　自動車交通騒音（地点評価、要請限度）調査結果 …… 107
（騒音）－ 2　北陸新幹線鉄道騒音調査結果 …… 108
（騒音）－ 3　３車種分類による自動車走行台数調査結果 …… 108
（騒音）－ 4　自動車交通騒音（面的評価）の環境基準達成状況 …… 109
（騒音）－ 5　告示事項（騒音関係）…… 110
（振動）－ 1　道路交通振動調査結果 …… 120
（振動）－ 2　告示事項（振動関係） …… 121

悪臭関係資料 …… 126
（悪臭）－ 1　悪臭測定結果 …… 126
（悪臭）－ 2　悪臭物質定量限界値一覧 …… 127
（悪臭）－ 3　告示事項（悪臭関係） …… 128

公害防止協定工場等への立入調査結果資料 …… 132
（協定）－ 1　[サンエツ金属(株)　砺波工場] …… 132
（協定）－ 2　[中越パルプ工業(株)　高岡工場] …… 133
（協定）－ 3　[中越パルプ工業(株)　生産本部二塚製造部] …… 134
（協定）－ 4　[三協立山(株)　福野工場　佐加野分工場] …… 134
（協定）－ 5　[アステラス製薬(株)　高岡工場] …… 135
（協定）－ 6　[戸出着色処理協同組合] …… 135
（協定）－ 7　[東亞合成(株)　高岡工場] …… 136
（協定）－ 8　[日本曹達(株)　高岡工場] …… 137
（協定）－ 9　[日本ゼオン(株)　高岡工場] …… 138
（協定）－10　[協和ファーマケミカル(株)] …… 139
（協定）－11　[戸出工業団地専用排水口] …… 139
（協定）－12　公害パトロール実施状況 …… 140
（協定）－13　水質測定定量限界値一覧 …… 140

# 高岡地区広域圏事務組合「環境分析センター」の概要

昭和46年９月25日、旧高岡市、氷見市、小矢部市、福岡町の３市１町による高岡地区広域市町村圏協議会が設立され、同会は翌年２月に「広域市町村圏振興整備措置要綱」に基づき高岡地区広域市町村圏振興整備計画を策定した。昭和48年７月20日に広域行政の重要施策の一環として、速やかに公害に対処し、かつ行政経費の効率運用を図るため、圏域構成市町が採取した公害試料の分析に関する事務を共同処理することを目的とした「高岡地区公害センター組合」が発足した。

その後、昭和49年５月15日に公害センター庁舎が完成し、分析業務を開始した。

平成５年２月10日に高岡地区公害センター組合の規約を全部変更し、「高岡地区広域圏事務組合」に改組した。

平成26年10月１日、高岡広域エコ・クリーンセンターの完成と同時に公害センターは高岡広域エコ・クリーンセンター内へ移転し、「環境分析センター」へ組織名称を改めた。

令和３年４月より組織改編し、分析業務を委託化している。

高岡地区広域圏事務組合の機構は、次のとおりである。

**名　　称**　　高岡地区広域圏事務組合
**事務局所在地**　　氷見市上田子字笹谷内50番地
**議 決 機 関**　　高岡地区広域圏事務組合議会
議員定数　14名

高岡市選出議員７名、氷見市選出議員４名
小矢部市選出議員３名

**組　　織（令和８年４月１日現在）**

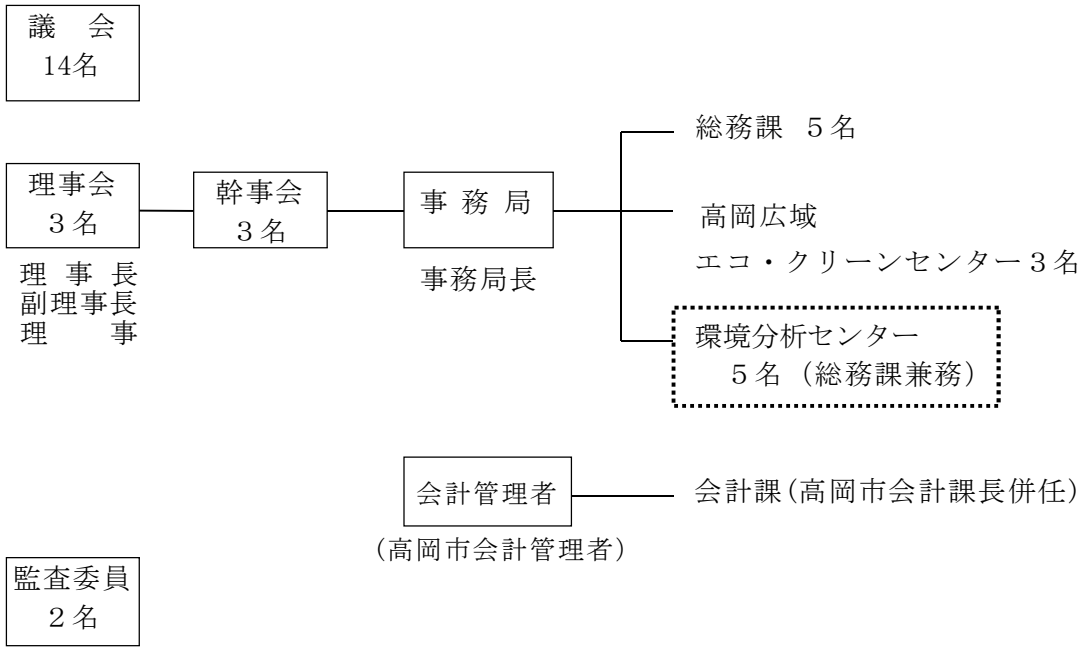

**委　託　業　務　内　容**

**大気関係分析**

項　　目 ： 降下ばいじん、窒素酸化物、ふっ素化合物、重油中硫黄分、酸性雨等

**水質関係分析**

生活環境項目 ： 水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量
浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール、銅、亜鉛、鉄、
マンガン、クロム、全窒素、全燐等

健 康 項 目 ： カドミウム、全シアン、ふっ素、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、ＰＣＢ、
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等

その他の項目 ： 塩化物イオン、過マンガン酸消費量、硬度、ニッケル等

**悪臭関係分析**

項　　目 ： アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、
トリメチルアミン、アルデヒド類、低級脂肪酸類等22物質

**口　分析実績状況（令和７年度）**

| | 高　岡　市 | 氷見市・小矢部市 | ３市　計（比率） |
|---|---|---|---|
| 水質汚濁関係 | 2,926 | 1,623 | 4,549　(95.5%) |
| 大気汚染関係 | 4 | 25 | 29　( 0.6%) |
| 悪　臭　関　係 | 126 | 58 | 184　( 3.9%) |
| そ　の　他 | 0 | 0 | 0　(　0%) |
| 計<br>(比率) | 3,056<br>(64.2%) | 1,706<br>(35.8%) | 4,762　(　100%)<br>(100 %) |

## 総務関係資料

### □（総務）－１　令和８年度　環境施策及び公害対策に関する予算の内訳

単位：千円

| 区　　分 | 金額(予算現計額) |
|---|---|
| 脱炭素化社会づくり事業費 | 2,777 |
| 脱炭素先行地域推進事業費 | 325,359 |
| 循環型社会づくり事業費 | 11,022 |
| 美しいまちづくり事業費 | 7,368 |
| 環境と共生する社会環境と共生する社会経済形成事業費 | 0 |
| 環境審議会委員報酬 | 105 |
| 高岡地区広域圏事務組合（環境分析センター）分担金 | 13,004 |
| 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 | 10,994 |
| 合併処理浄化槽維持管理費補助金 | 4,286 |
| 環境保全対策事業費 | 19,279 |
| 計 | 394,194 |
| 令和８年度高岡市一般会計予算 | 81,859,000 |

### □（総務）－２　機器等整備状況

令和８年４月１日現在

| 種別 | 品名 | 数量 | 型式 |
|---|---|---|---|
| 騒音振動 | 普通騒音計・精密騒音計 | 5台 | リオン　NL-04、NL-06、NL-15、NL-42、NL-52 |
| | 振動レベル計 | 2台 | リオン　VM-52A、VM-55EXK |
| | 騒音振動レベル処理器 | 2台 | リオン　SV-73、SV-76 |
| | 高速レベルレコーダー | 2台 | リオン　LR-04、LR-06 |
| | 1/3オクターブ周波数分析器 | 2台 | リオン　SA-59、SA-59A |
| 水質地下水 | 卓上型pH・水質分析計 | 1台 | 堀場製作所　F-72 |
| | 地下水位観測井 | 6井 | 清水町、駅南、宮田町、立野、佐野、戸出 |
| | 地下水用自記水位計 | 6台 | 横河ウエザック |
| | 井戸用水位測定器 | 2台 | ヤマヨ測定機器　ミリオン水位計 |
| その他 | 公害パトロール車 | 1台 | 日産　NV100クリッパー　660cc　軽ライトバン |

## 法令届出関係資料

### □（届出）－１　高岡市公害防止条例に基づく届出状況（大気関係）

令和８年３月31日現在

| 区分 | 施設名 | 届出事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|---|
| ばい煙発生施設 | 1 ボイラー | 123 | 262 |
| | 2 ガス発生炉及び加熱炉 | 1 | 1 |
| | 3 焙焼炉・焼結炉・か焼炉 | 3 | 3 |
| | 4 溶鉱炉、転炉、平炉 | 0 | 0 |
| | 5 金属溶解炉 | 29 | 56 |
| | 6 金属加熱炉 | 9 | 42 |
| | 9 窯業製品焼成炉、溶融炉 | 1 | 3 |
| | 10 反応炉、直火炉 | 1 | 12 |
| | 11 乾燥炉 | 7 | 10 |
| | 12 電気炉 | 2 | 2 |
| | 13 廃棄物焼却炉 | 7 | 11 |
| | 19 塩素・塩化水素反応施設等 | 2 | 26 |
| | 30 ディーゼル機関 | 1 | 2 |
| | 計 | 168 | 430 |
| 粉じん発生施設 | 2 堆積場 | 17 | 24 |
| | 3 ベルトコンベア・バケットコンベア | 7 | 34 |
| | 4 粉砕機・摩砕機 | 8 | 17 |
| | 5 ふるい | 4 | 5 |
| | 計 | 23 | 80 |

注　届出事業所数の合計値は実数である。

### □（届出）－２　高岡市公害防止条例に基づく届出状況（水質関係）

令和８年３月31日現在

| 特定施設名 | 届出事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設 | | |
| イ 豚房施設 | 1 | 2 |
| ロ 牛房施設 | 4 | 9 |
| 3 水産食料品製造業の用に供する施設 | | |
| イ 水産動物原料処理施設 | 3 | 10 |
| ロ 洗浄施設 | 3 | 9 |
| ホ 湯煮施設 | 7 | 37 |
| 4 保存食料品製造業の用に供する施設 | | |
| イ 原料処理施設 | 1 | 1 |
| ロ 洗浄施設 | 2 | 3 |
| ニ 湯煮施設 | 1 | 2 |
| 5 みそ、しょうゆ等の製造業の用に供する施設 | | |
| ロ 洗浄施設 | 3 | 3 |
| ハ 湯煮施設 | 5 | 6 |
| ニ 濃縮施設 | 1 | 1 |
| 8 菓子製造業等の用に供する粗製あんの沈でんそう | 1 | 2 |
| 9 米菓製造業等洗米機 | 1 | 1 |
| 10 飲料製造業の用に供する施設 | | |
| ロ 洗浄施設 | 4 | 5 |
| ニ ろ過施設 | 4 | 4 |

| | | |
|---|---|---|
| 16 めん類製造業の用に供する施設 | | |
| 湯煮施設 | 1 | 4 |
| 17 豆腐又は煮豆製造業の用に供する施設 | | |
| 湯煮施設 | 6 | 6 |
| 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設 | | |
| イ 原料処理施設 | 2 | 4 |
| ロ 湯煮施設 | 1 | 1 |
| 21の3 合板製造業の用に供する施設 | | |
| 接着機洗浄施設 | 2 | 8 |
| 22 木材薬品処理製造業の用に供する施設 | | |
| ロ 薬液浸透施設 | 10 | 21 |
| 23 パルプ、紙又は紙加工品製造業の用に供する施設 | | |
| イ 原料浸せき施設 | 3 | 8 |
| ハ 砕木機 | 1 | 4 |
| ニ 蒸解施設 | 3 | 5 |
| ホ 蒸解廃液濃縮施設 | 2 | 3 |
| ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 | 2 | 36 |
| ト 漂白施設 | 4 | 24 |
| チ 抄紙施設 | 4 | 12 |
| ル 廃ガス洗浄施設 | 2 | 5 |
| 23の2 新聞業、出版業、印刷業、又は製版業の用に供する施設 | | |
| イ 自動式フィルム現像洗浄施設 | 2 | 2 |
| ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 | 1 | 1 |
| 27 無機化学製品製造業の用に供する施設 | | |
| イ ろ過施設 | 3 | 26 |
| ロ 遠心分離機 | 1 | 1 |
| ヌ 廃ガス洗浄施設 | 5 | 52 |
| 33 合成樹脂製造業の用に供する施設 | | |
| イ 縮合反応施設 | 2 | 5 |
| ロ 水洗施設 | 1 | 6 |
| ハ 遠心分離機 | 1 | 13 |
| ニ 静置分離機 | 1 | 1 |
| ヌ 湿式集じん施設 | 1 | 2 |
| 34 合成ゴム製造業の用に供する施設 | | |
| ロ 脱水施設 | 1 | 6 |
| ハ 水洗施設 | 1 | 1 |
| 37 石油化学工業の用に供する施設 | | |
| ハ ろ過施設 | 1 | 3 |
| ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設等 | 1 | 3 |
| タ 廃ガス洗浄施設 | 1 | 5 |
| 38 石けん製造業の用に供する施設 | | |
| イ 原料精製施設 | 1 | 1 |
| ロ 塩析施設 | 1 | 1 |
| 46 有機化学製品製造業の用に供する施設 | | |
| イ 水洗施設 | 2 | 43 |
| ロ ろ過施設 | 1 | 34 |
| ハ 濃縮施設 | 1 | 2 |
| ニ 廃ガス洗浄施設 | 5 | 107 |
| 47 医薬品製造業の用に供する施設 | | |
| ロ ろ過施設 | 2 | 35 |
| ハ 分離施設 | 2 | 33 |
| ニ 混合施設 | 1 | 29 |
| ホ 廃ガス洗浄施設 | 1 | 49 |

| | | |
|---|---|---|
| 49 農薬製造業の用に供する施設 | | |
| 混合施設 | 1 | 3 |
| 53 ガラス又はガラス製品製造業の用に供する施設 | | |
| イ 研磨洗浄施設 | 4 | 28 |
| ロ 廃ガス洗浄施設 | 1 | 1 |
| 54 セメント製品製造業の用に供する施設 | | |
| ロ 成型機 | 1 | 2 |
| ハ 水養生施設 | 3 | 12 |
| 55 生コンクリート製造業の用に供する施設 | | |
| バッチャープラント | 9 | 9 |
| 60 砂利採取業の用に供する施設 | | |
| 水洗式分別施設 | 8 | 13 |
| 61 鉄鋼業の用に供する施設 | | |
| ハ 圧延施設 | 1 | 2 |
| ニ 焼入れ施設 | 1 | 1 |
| ホ 湿式集じん施設 | 3 | 3 |
| 62 非鉄金属製造業の用に供する施設 | | |
| ロ 電解施設 | 2 | 3 |
| ホ 廃ガス洗浄施設 | 3 | 7 |
| ヘ 湿式集じん施設 | 7 | 11 |
| 63 金属製品又は機械器具製造業の用に供する施設 | | |
| イ 焼入れ施設 | 4 | 9 |
| ロ 電解式洗浄施設 | 1 | 1 |
| ハ 廃ガス洗浄施設 | 24 | 75 |
| 64の2 水道施設又は自家用工業用水道の施設 | | |
| イ 沈でん施設 | 2 | 9 |
| ロ ろ過施設 | 2 | 5 |
| 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 | 49 | 149 |
| 66 電気メッキ施設 | 11 | 81 |
| 66の3 旅館業の用に供する施設 | | |
| イ ちゅう房施設 | 46 | 58 |
| ロ 洗たく施設 | 28 | 30 |
| ハ 入浴施設 | 48 | 176 |
| 66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業に供するちゅう房施設 | 4 | 5 |
| 66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設 | 3 | 3 |
| 67 洗たく業の用に供する洗浄施設 | 16 | 43 |
| 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 | 3 | 4 |
| 69の2 地方卸売市場に設置される施設 | | |
| イ 卸売場 | 1 | 1 |
| 70の2 自動車分解整備事業の用に供する洗車施設 | 3 | 8 |
| 71 自動式車両洗浄施設 | 60 | 65 |
| 71の2 科学技術に関する研究、試験、検査等を行う事業場 | | |
| イ 洗浄施設 | 12 | 143 |
| 71の4 産業廃棄物処理施設 | 2 | 5 |
| 71の5 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設 | 7 | 9 |
| 71の6 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設 | 3 | 23 |
| 72 し尿処理施設 | 7 | 7 |
| 73 下水道処理施設 | 4 | 4 |
| 74 特定事業場から排出される水の処理施設 | 10 | 27 |
| 合計 | 318 | 1,732 |

注　届出事業所数の合計値は実数である。

## ロ（届出）－３　騒音規制法に基づく特定施設届出状況

令和８年３月31日現在

| 特定施設の種類 | 事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 1　金　属　加　工　機　械 | 143 | 689 |
| 2　空気圧縮機及び送風機 | 187 | 1,909 |
| 3　土石用又は鉱物用の機械（破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機） | 11 | 61 |
| 4　織　機 | 4 | 645 |
| 5　建設用資材製造機械 | 4 | 8 |
| 7　木　材　加　工　機　械 | 62 | 261 |
| 8　抄　紙　機 | 2 | 8 |
| 9　印　刷　機　械 | 35 | 108 |
| 10　合成樹脂射出成形機 | 9 | 145 |
| 11　鋳　型　造　型　機 | 9 | 63 |
| 合　計 | 466 | 3,897 |

注　事業所数の合計値は実数である。

## ロ（届出）－４　振動規制法に基づく特定施設届出状況

令和８年３月31日現在

| 特定施設の種類 | 事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 1　金　属　加　工　機　械 | 105 | 862 |
| 2　圧　縮　機 | 135 | 832 |
| 3　土石用又は鉱物用の機械（破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機） | 14 | 70 |
| 4　織　機 | 4 | 539 |
| 5　建設用資材製造機械 | 1 | 10 |
| 6　木　材　加　工　機　械 | 16 | 33 |
| 7　印　刷　機　械 | 12 | 25 |
| 8　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | 1 | 2 |
| 9　合成樹脂射出成形機 | 10 | 146 |
| 10　鋳　型　造　型　機 | 18 | 72 |
| 合　計 | 316 | 2,591 |

注　事業所数の合計値は実数である。

## ロ（届出）－５　富山県公害防止条例（騒音）に基づく特定施設届出状況

令和８年３月31日現在

| 特定施設の種類 | 事業所数 | 届出施設数 |
|---|---|---|
| 1　金属加工機械 | 98 | 898 |
| 2　圧縮機及び送風機及び蒸気タービン | 183 | 838 |
| 3　粉砕機 | 46 | 143 |
| 4　繊維機械 | 17 | 430 |
| 5　建設用資材製造機械 | 8 | 9 |
| 6　木材加工機械 | 13 | 43 |
| 7　抄紙機 | 2 | 6 |
| 8　印刷機械 | 10 | 22 |
| 9　合成樹脂射出成形機 | 16 | 125 |
| 10　鋳型造型機 | 5 | 12 |
| 11　電気炉 | 3 | 5 |
| 13　集じん装置 | 162 | 432 |
| 14　ディゼルエンジン及びガソリンエンジン | 84 | 110 |
| 15　走行クレーン | 21 | 51 |
| 合計 | 468 | 3,124 |

注　事業所数の合計値は実数である。

## 大気関係資料

### ロ（大気）－１　一般環境観測局（伏木局）の年平均値の推移

| 項目＼年度 | | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二酸化硫黄 | (ppm) | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| 浮遊粒子状物質 | (mg/m³) | 0.020 | 0.019 | 0.020 | 0.020 | 0.018 | 0.019 | 0.021 | 0.011 | 0.011 | 0.010 | 0.011 |
| 微小粒子状物質(PM2.5) | (μg/m³) | 13.1 | 11.6 | 10.5 | 10.7 | 9.6 | 9.4 | 9.1 | 7.9 | 7.4 | 7.5 | 8.0 |
| 二酸化窒素 | (ppm) | 0.005 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.004 | 0.003 | 0.003 |
| 光化学オキシダント | (ppm) | 0.038 | 0.038 | 0.038 | 0.037 | 0.036 | 0.035 | 0.037 | 0.037 | 0.039 | 0.036 | 0.035 |

### ロ（大気）－２　二酸化硫黄測定結果（常時観測局における月間値）

| | 項目 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 伏木 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 365 |
| | 測定時間 | (時間) | 714 | 739 | 715 | 737 | 739 | 714 | 739 | 715 | 738 | 739 | 667 | 738 | 8694 |
| | 月平均値 | (ppm) | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| | 1時間値が0.1ppmを超えた時間 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.04ppmを超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.008 | 0.002 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.004 | 0.007 | 0.008 |
| | 日平均値の最高値 | (ppm) | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.002 | 0.001 | 0.002 |

### ロ（大気）－３　浮遊粒子状物質測定結果(常時観測局における月間値)

| | 項目 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 伏木 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 29 | 28 | 31 | 363 |
| | 測定時間 | (時間) | 720 | 742 | 718 | 742 | 742 | 716 | 742 | 717 | 740 | 701 | 659 | 743 | 8682 |
| | 月平均値 | (mg/m³) | 0.011 | 0.012 | 0.012 | 0.018 | 0.017 | 0.011 | 0.009 | 0.008 | 0.006 | 0.006 | 0.011 | 0.012 | 0.011 |
| | 1時間値が0.20mg/m³を超えた時間 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.10mg/m³を超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (mg/m³) | 0.034 | 0.045 | 0.03 | 0.073 | 0.048 | 0.028 | 0.024 | 0.026 | 0.028 | 0.033 | 0.061 | 0.039 | 0.073 |
| | 日平均値の最高値 | (mg/m³) | 0.022 | 0.026 | 0.023 | 0.045 | 0.031 | 0.018 | 0.015 | 0.017 | 0.019 | 0.02 | 0.023 | 0.029 | 0.045 |

## 大気関係資料

### ロ（大気）－４　微小粒子状物質(PM2.5)測定結果（常時観測局における月間値）

| | 項目 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 伏木 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 29 | 28 | 31 | 363 |
| | 測定時間 | (時間) | 719 | 743 | 718 | 743 | 743 | 719 | 743 | 719 | 743 | 712 | 671 | 743 | 8716 |
| | 月平均値 | (μg/m³) | 9.5 | 9.4 | 9.3 | 10.8 | 9.2 | 5.4 | 5.5 | 6.3 | 5.5 | 5.5 | 8.8 | 10.5 | 8 |
| | 日平均値の最高値 | (μg/m³) | 16.9 | 20 | 17.9 | 29.6 | 19.1 | 10.9 | 9.3 | 14 | 12.2 | 14.8 | 15.3 | 32.3 | 32.3 |
| | 日平均値が35μg/m³を超えた日数 | (μg/m³) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### ロ（大気）－５　二酸化窒素測定結果（常時観測局における月間値）

| | 項目 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 伏木 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 365 |
| | 測定時間 | (時間) | 714 | 734 | 715 | 733 | 739 | 714 | 736 | 715 | 738 | 739 | 666 | 739 | 8682 |
| | 月平均値 | (ppm) | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.002 | 0.003 | 0.003 | 0.004 | 0.004 | 0.005 | 0.005 | 0.003 | 0.003 |
| | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.021 | 0.02 | 0.011 | 0.011 | 0.011 | 0.034 | 0.02 | 0.029 | 0.022 | 0.028 | 0.025 | 0.016 | 0.034 |
| | 日平均値の最高値 | (ppm) | 0.007 | 0.007 | 0.005 | 0.004 | 0.003 | 0.006 | 0.009 | 0.009 | 0.01 | 0.009 | 0.011 | 0.006 | 0.011 |
| | 1時間値が0.2ppmを超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.06ppmを超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### ロ（大気）－６ 光化学オキシダント測定結果(常時観測局における月間値)

| | 項目 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 伏木 | 有効測定日数 | (日) | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 30 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 365 |
| | 測定時間 | (時間) | 446 | 465 | 447 | 465 | 462 | 450 | 462 | 450 | 462 | 465 | 420 | 461 | 5455 |
| | 1時間値の月平均値 | (ppm) | 0.052 | 0.048 | 0.046 | 0.035 | 0.032 | 0.034 | 0.032 | 0.03 | 0.03 | 0.032 | 0.037 | 0.043 | 0.038 |
| | 1時間値が0.06ppmを超えた日数 | (日) | 13 | 10 | 14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 43 |
| | 1時間値が0.06ppmを超えた時間数 | (時間) | 82 | 54 | 93 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 239 |
| | 1時間値が0.12ppmを超えた日数 | (日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値が0.12ppmを超えた時間数 | (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1時間値の最高値 | (ppm) | 0.088 | 0.078 | 0.077 | 0.061 | 0.057 | 0.06 | 0.051 | 0.051 | 0.049 | 0.049 | 0.061 | 0.064 | 0.088 |
| | 日最高1時間値の月平均値 | (ppm) | 0.061 | 0.058 | 0.056 | 0.046 | 0.042 | 0.044 | 0.041 | 0.04 | 0.038 | 0.038 | 0.045 | 0.051 | 0.047 |

## ロ（大気）－7　大気汚染に係る環境基準

| 物　　質 | 環 境 上 の 条 件 | 達 成 期 間 | 測 定 方 法 | 告示年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 二酸化硫黄 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 維持され、又は原則として、5年以内において達成されるよう努めるものとする。 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 | 昭和48年環告25<br>改正昭和48年環告35<br>改正平成 8年環告73 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。 | 非分散型赤外線分析計を用いる方法 | 昭和48年環告25 |
| 浮遊粒子状物　　質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m$^3$以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m$^3$以下であること。 | 同上 | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 | 昭和48年環告25<br>改正昭和56年環告47 |
| 光 化 学 オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 同上 | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法 | 昭和48年環告25<br>改正平成 8年環告73 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | ① 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。<br>② 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。<br>③ 環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制の他、各種の施策を総合的かつ有効適切に講ずるものとする。 | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 | 昭和53年環告38<br>改正平成 8年環告74 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m$^3$以下であること。 | 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 | 平成 9年環告4 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m$^3$以下であること。 | 同上 | 同上 | 平成 9年環告4 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m$^3$以下であること。 | 同上 | 同上 | 平成 9年環告4 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m$^3$以下であること。 | 同上 | 同上 | 平成13年環告30 |
| 微小粒子状物　　質 | 1時間値の1年平均値が15μg/m$^3$以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m$^3$以下であること。 | 維持され、又は早期に達成されるよう努めるものとする。 | 濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 | 平成21年環告33 |
| ダイオキシン類 | 1年間の平均値が0.6pg-TEQ/m$^3$以下であること。 | ① 環境基準が達成されていない地域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。<br>② 環境基準が現に達成されている地域又は環境基準が達成された地域にあっては、その維持に努めること。 | ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑを装着した採取筒を石英繊維ろ紙後段に取り付けたｴｱｰｻﾝﾌﾟﾗｰにより採取した試料を高分解能ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析計により測定する方法 | 平成11年環告68 |

注　ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づくもの。

## ロ（大気）－8　緊急時の発令基準

| 対象物質 | 発令基準 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 情報 | 注意報 | 警報 | 重大警報 |
| 硫黄酸化物 | 0.2ppm　2時間<br>0.3ppm | 0.2ppm　3時間<br>0.3ppm　2時間<br>0.5ppm<br>48時間平均値が<br>0.15ppm以上 | 0.5ppm　2時間 | 0.5ppm　3時間<br>0.7ppm　2時間 |
| 光化学オキシダント | 0.1ppm | 0.12ppm | 0.24ppm | 0.4ppm |
| 浮遊粒子状物質 | 2.0mg/m$^3$ | 2.0mg/m$^3$ 2時間 | — | 3.0mg/m$^3$ 3時間 |
| 二酸化窒素 | 0.4ppm | 0.5ppm | — | 1.0ppm |

注　表中の時間は、当該濃度が継続した時間を表す。

## ロ（大気）－9　雨水のｐＨの年度別推移

| 年度 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和２ | 令和３ | 令和４ | 令和５ | 令和６ | 令和７ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 最大値 | 7.0 | 6.6 | 6.6 | 6.7 | 6.9 | 6.8 | 6.2 | 6.2 | 5.9 | 5.7 |
| 最小値 | 4.5 | 4.4 | 4.3 | 4.5 | 4.3 | 4.2 | 3.9 | 3.5 | 3.8 | 3.4 |
| 平均値 | 5.1 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 5.2 | 5.3 | 5.1 | 4.9 | 4.7 | 4.6 |

注　平均値は降雨量を加味した加重平均値である。

## ロ（大気）－10　雨水中のイオン成分沈着量調査結果(令和６年度)

単位：meq/m$^2$/年

| 項目 | $SO_4^{2-}$ | nss・$SO_4^{2-}$ | $NO_3^-$ | $Cl^-$ | $H^+$ | $NH_4^+$ | $Ca^{2+}$ | $Mg^{2+}$ | $K^+$ | $Na^+$ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県内測定値<br>(富山県・環境科学センター) | 75 | 40 | 39 | 342 | 21 | 42 | 24 | 67 | 8.1 | 288 |

注　nss-$SO_4^{2-}$(nssとはnon sea saltの略)は、海洋に由来しない成分、すなわち陸上由来の硫酸イオン沈着量を表す。

資料出典：富山県令和７年版環境白書　イオン成分沈着量調査結果(令和６年度)より

## ロ（大気）－11　令和６年度 全国のダイオキシン類に係る環境調査結果

| 環境媒体 | 地点数 | 環境基準超過地点 | 平均値 | 濃度範囲 |
|---|---|---|---|---|
| 大気 | 512 | 0 | 0.013 pg-TEQ/m³ | 0.0017～0.32 pg-TEQ/m³ |
| 公共用水域水質 | 1,264 | 29 | 0.20 pg-TEQ/L | 0.0086～2.6 pg-TEQ/L |
| 公共用水域底質 | 1,002 | 1 | 5.8 pg-TEQ/g | 0.035～290 pg-TEQ/g |
| 地下水水質 | 442 | 0 | 0.049 pg-TEQ/L | 0.0073～0.93 pg-TEQ/L |
| 土壌 | 658 | 0 | 2.0 pg-TEQ/g | 0～130 pg-TEQ/g |

（環境省全国調査）

## ロ（大気）－12　ダイオキシン類の環境基準等

| 項目 | | 内容 | 基準値 |
|---|---|---|---|
| 耐容一日摂取量（ＴＤＩ） | | 人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量 | 4pg-TEQ/kg体重/日 |
| 環境基準 | 大気 | 人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 | 0.6 pg-TEQ/m³ |
| | 水質 | | 1 pg-TEQ/L |
| | 底質 | | 150 pg-TEQ/g |
| | 土壌 | | 1,000pg-TEQ/g |

注　土壌汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準（調査基準）：250pg-TEQ/g

## 水質関係資料

### 口（水質）－１　ｐＨ　測定結果　　（市測定分）

| 水域 | 小矢部川 | | | | | | | | | | | | | | 庄川 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 河川名 | 小矢部川 | 祖父川 | 岸渡川 | 千保川 | | | | 地久子川 | | 子撫川 | 上滝川 | 平滝川 | 西明寺川 | 黒石川 | 庄川 |
| 調査地点 | 五位橋 | 新祖父川橋 | 岸渡川五位橋 | 春日橋 | 下島橋 | 市場橋 | 地子木橋 | 地久子橋 | 港東橋 | 山川橋 | 福岡町西明寺280地先 | 福岡町西明寺2663地先 | 福岡町西明寺1120地先 | 黒石橋 | 中田橋 |
| 類型 | A | A | － | C | | | | － | | － | － | － | － | － | A |
| 基準値 | 6.5～8.5 | 6.5～8.5 | － | 6.5～8.5 | | | | － | | － | － | － | － | － | 6.5～8.5 |
| 年月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R7. 4 | 7.2 | 7.4 | 7.3 | 7.9 | 6.8 | 7.3 | 7.6 | 7.4 | 7.2 | 7.4 | 7.0 | 7.8 | 7.7 | 7.3 | 7.5 |
| R7. 5 | 7.1 | 7.7 | 7.0 | 7.4 | 7.1 | 7.2 | 7.8 | 7.3 | 7.2 | － | － | － | 7.7 | 7.1 | 7.4 |
| R7. 6 | 7.3 | 7.3 | 7.2 | 7.6 | 7.2 | 7.3 | 7.3 | 7.5 | 7.2 | － | － | － | 8.0 | 8.2 | 7.5 |
| R7. 7 | 7.3 | 7.2 | 7.2 | 8.0 | 7.2 | 7.6 | 7.3 | 8.1 | 7.3 | － | － | － | 8.0 | 8.0 | 7.5 |
| R7. 8 | 8.0 | 7.1 | 7.3 | 7.6 | 7.0 | 7.3 | 7.2 | 7.7 | 7.2 | － | － | － | 8.5 | 8.0 | 7.2 |
| R7. 9 | 7.3 | 7.0 | 7.2 | 7.7 | 7.0 | 7.3 | 6.9 | 7.5 | 7.2 | － | － | － | 7.7 | 7.6 | 7.5 |
| R7.10 | 7.4 | 7.5 | 7.2 | 7.8 | 7.2 | 7.4 | 7.5 | 7.8 | 7.3 | 7.4 | 7.9 | 8.0 | 7.8 | 7.4 | 7.1 |
| R7.11 | 7.4 | 7.6 | 7.3 | 7.7 | 7.1 | 7.2 | 7.4 | 7.6 | 7.2 | － | － | － | 7.6 | 7.5 | 7.9 |
| R7.12 | 7.5 | 6.8 | 7.2 | 7.7 | 7.1 | 7.3 | 7.4 | 7.4 | 7.2 | － | － | － | 7.7 | 7.4 | 7.3 |
| R8. 1 | 7.1 | 7.5 | 7.1 | 7.5 | 6.9 | 7.2 | 7.5 | 7.5 | 7.3 | － | － | － | 7.4 | 7.2 | 7.5 |
| R8. 2 | 7.2 | 7.5 | 7.1 | 7.3 | 6.9 | 7.2 | 7.5 | 7.3 | 7.2 | － | － | － | 7.4 | 7.2 | 7.4 |
| R8. 3 | 7.3 | 7.4 | 7.2 | 7.4 | 7.1 | 7.3 | 7.4 | 7.4 | 7.3 | － | － | － | 7.7 | 7.4 | 7.5 |
| 最高値 | 8.0 | 7.7 | 7.3 | 8.0 | 7.2 | 7.6 | 7.8 | 8.1 | 7.3 | 7.4 | 7.9 | 8.0 | 8.5 | 8.2 | 7.9 |
| 最低値 | 7.1 | 6.8 | 7.0 | 7.3 | 6.8 | 7.2 | 6.9 | 7.3 | 7.2 | 7.4 | 7.0 | 7.8 | 7.4 | 7.1 | 7.1 |

注　pHとは水素イオン濃度をいう。

## ロ（水質）－２　ＳＳ　測定結果　　（市測定分）

単位：mg／ℓ

| 水域 | 小矢部川 | | | | | | | | | | | | | | 庄川 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 河川名 | 小矢部川 | 祖父川 | 岸渡川 | 千保川 | | | | 地久子川 | | 子撫川 | 上滝川 | 平滝川 | 西明寺川 | 黒石川 | 庄川 |
| 調査地点 | 五位橋 | 新祖父川橋 | 岸渡川五位橋 | 春日橋 | 下島橋 | 市場橋 | 地子木橋 | 地久子橋 | 港東橋 | 山川橋 | 福岡町西明寺280地先 | 福岡町西明寺2663地先 | 福岡町西明寺1120地先 | 黒石橋 | 中田橋 |
| 類型 | A | A | － | C | | | | － | | － | － | － | － | － | A |
| 基準値 | 25以下 | 25以下 | － | 50以下 | | | | － | | － | － | － | － | － | 25以下 |
| 年月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R7. 4 | 6 | 3 | 2 | 5 | 8 | 4 | 4 | 6 | 7 | 14 | 6 | 16 | 2 | 6 | 3 |
| R7. 5 | 13 | 8 | 9 | 20 | 7 | 6 | 6 | 14 | 16 | － | － | － | 4 | 17 | 3 |
| R7. 6 | 8 | 11 | 13 | 7 | 6 | 7 | 10 | 8 | 12 | － | － | － | 5 | 8 | 2 |
| R7. 7 | 4 | 15 | 6 | 11 | 5 | 5 | 6 | 8 | 4 | － | － | － | 5 | 3 | 1未満 |
| R7. 8 | 3 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 4 | 4 | － | － | － | 4 | 10 | 1未満 |
| R7. 9 | 5 | 2 | 3 | 7 | 7 | 4 | 3 | 3 | 9 | － | － | － | 18 | 12 | 2 |
| R7.10 | 3 | 6 | 6 | 3 | 4 | 3 | 4 | 2 | 5 | 1未満 | 64 | 3 | 5 | 4 | 1未満 |
| R7.11 | 3 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 7 | － | － | － | 11 | 3 | 1 |
| R7.12 | 3 | 8 | 4 | 2 | 2 | 3 | 10 | 2 | 4 | － | － | － | 3 | 2 | 1未満 |
| R8. 1 | 4 | 15 | 2 | 2 | 2 | 2 | 11 | 1 | 3 | － | － | － | 64 | 1 | 1 |
| R8. 2 | 3 | 2 | 6 | 4 | 3 | 3 | 5 | 3 | 4 | － | － | － | 5 | 2 | 3 |
| R8. 3 | 3 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 6 | － | － | － | 3 | 2 | 6 |
| 最高値 | 13 | 15 | 13 | 20 | 8 | 7 | 11 | 14 | 16 | 14 | 64 | 16 | 64 | 17 | 6 |
| 最低値 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 3 | 14 | 6 | 3 | 2 | 1 | 1未満 |
| 平均値 | 5 | 7 | 5 | 6 | 5 | 4 | 6 | 5 | 7 | 2 | 35.0 | 10 | 11 | 6 | 2 |

注　ＳＳ(浮遊物質－Suspended Solidの略)とは、粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。

## 口（水質）－３　ＤＯ　測定結果　　（市測定分）

単位：mg／ℓ

| 水域 | 小矢部川 | | | | | | | | | | | | | | 庄川 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 河川名 | 小矢部川 | 祖父川 | 岸渡川 | 千保川 | | | | 地久子川 | | 子撫川 | 上滝川 | 平滝川 | 西明寺川 | 黒石川 | 庄川 |
| 調査地点 | 五位橋 | 新祖父川橋 | 岸渡川五位橋 | 春日橋 | 下島橋 | 市場橋 | 地子木橋 | 地久子橋 | 港東橋 | 山川橋 | 福岡町西明寺280地先 | 福岡町西明寺2663地先 | 福岡町西明寺1120地先 | 黒石橋 | 中田橋 |
| 類型 | A | A | － | C | | | | － | | － | － | － | － | － | A |
| 基準値 | 7.5以上 | 7.5以上 | － | 5以上 | | | | － | | － | － | － | － | － | 7.5以上 |
| 年月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R7. 4 | 12 | 12 | 13 | 12 | 11 | 11 | 11 | 12 | 10 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| R7. 5 | 10 | 11 | 10 | 11 | 10 | 10 | 10 | 11 | 9.2 | － | － | － | 10 | 10 | 11 |
| R7. 6 | 9.1 | 10 | 10 | 9.6 | 10 | 10 | 9.8 | 10 | 7.2 | － | － | － | 9.3 | 13 | 10 |
| R7. 7 | 8.5 | 9.5 | 9.1 | 8.3 | 9.9 | 9.0 | 9.3 | 9.6 | 7.1 | － | － | － | 8.3 | 12 | 8.3 |
| R7. 8 | 9.8 | 9.8 | 9.1 | 8.5 | 8.9 | 9.0 | 9.7 | 9.2 | 6.5 | － | － | － | 9.2 | 12 | 7.3 |
| R7. 9 | 8.2 | 9.8 | 9.2 | 8.5 | 8.7 | 9.0 | 9.4 | 8.7 | 6.4 | － | － | － | 8.4 | 11 | 8.4 |
| R7.10 | 9.0 | 9.6 | 10 | 9.6 | 10 | 10 | 9.1 | 11 | 6.6 | 9.2 | 8.8 | 9.9 | 9.4 | 11 | 8 |
| R7.11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 10 | 11 | 6.3 | － | － | － | 11 | 13 | 12 |
| R7.12 | 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 10 | 9.8 | 10 | 7.0 | － | － | － | 10 | 12 | 10 |
| R8. 1 | 12 | 12 | 11 | 13 | 11 | 11 | 11 | 12 | 11 | － | － | － | 12 | 12 | 13 |
| R8. 2 | 13 | 13 | 12 | 13 | 10 | 11 | 11 | 13 | 11 | － | － | － | 12 | 14 | 13 |
| R8. 3 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 | 11 | 10 | 11 | 10 | － | － | － | 12 | 13 | 12 |
| 最高値 | 13 | 13 | 13 | 13 | 11 | 11 | 11 | 13 | 11 | 11.9 | 12 | 12 | 12 | 14 | 13 |
| 最低値 | 8.2 | 9.5 | 9.1 | 8.3 | 8.7 | 9.0 | 9.1 | 8.7 | 6.3 | 9.2 | 8.8 | 9.9 | 8.3 | 10.1 | 7.3 |
| 平均値 | 10 | 11 | 10 | 11 | 10 | 10 | 10 | 11 | 8.1 | 10.6 | 10 | 10.9 | 10 | 12 | 10 |

注　ＤＯ(溶存酸素量－Dissolved Oxygenの略)とは、水に溶けこんでいる酸素の濃度をいう。

## □（水質）－４　ＢＯＤ　測定結果　　（市測定分）

単位：mg／ℓ

| 水域 | 小矢部川 | | | | | | | | | | | | | | 庄川 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 河川名 | 小矢部川 | 祖父川 | 岸渡川 | 千保川 | | | | 地久子川 | | 子撫川 | 上滝川 | 平滝川 | 西明寺川 | 黒石川 | 庄川 |
| 調査地点 | 五位橋 | 新祖父川橋 | 岸渡川五位橋 | 春日橋 | 下島橋 | 市場橋 | 地子木橋 | 地久子橋 | 港東橋 | 山川橋 | 280地先 福岡町西明寺 | 2663-2地先 福岡町西明寺 | 1120地先 福岡町西明寺 | 黒石橋 | 中田橋 |
| 類型 | A | A | － | C | | | | － | | － | － | － | － | － | A |
| 基準値 | 2以下 | 2以下 | － | 5以下 | | | | － | | － | － | － | － | － | 2以下 |
| 年月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| R7. 4 | 0.8 | 0.5未満 | 1.3 | 1.3 | 2.4 | 1.1 | 0.8 | 0.8 | 0.9 | 1.3 | 0.8 | 0.8 | 0.9 | 1.2 | 0.7 |
| R7. 5 | 1.5 | 0.5未満 | 1.1 | 1.4 | 1.9 | 1.5 | 0.6 | 1.1 | 1.5 | － | － | － | 1.6 | 1.5 | 0.8 |
| R7. 6 | 1.3 | 0.7 | 1.3 | 1.3 | 0.9 | 1.5 | 0.9 | 0.9 | 1.2 | － | － | － | 1.2 | 1.1 | 0.8 |
| R7. 7 | 1.5 | 0.6 | 1.1 | 1.2 | 1.3 | 1.2 | 0.8 | 1.0 | 1.1 | － | － | － | 1.3 | 1.3 | 0.5未満 |
| R7. 8 | 1.6 | 0.8 | 1.7 | 1.2 | 1.0 | 1.1 | 0.9 | 0.9 | 1.0 | － | － | － | 1.3 | 1.1 | 0.7 |
| R7. 9 | 1.0 | 0.5未満 | 1.6 | 1.3 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.9 | 1.5 | － | － | － | 1.0 | 1.0 | 0.7 |
| R7.10 | 1.6 | 0.8 | 1.3 | 1.9 | 1.5 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.4 | 1.6 | 1.5 | 0.9 | 1.1 | 1.2 | 1.2 |
| R7.11 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.9 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.7 | － | － | － | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 |
| R7.12 | 4.7 | 0.9 | 0.5 | 2.8 | 4.3 | 3.8 | 2.8 | 2.3 | 5.1 | － | － | － | 2.3 | 2.3 | 2.2 |
| R8. 1 | 0.7 | 0.9 | 1.0 | 0.9 | 0.8 | 0.8 | 2.3 | 0.6 | 1.3 | － | － | － | 0.6 | 0.5 | 0.5 |
| R8. 2 | 0.6 | 0.5 | 1.2 | 0.6 | 0.5未満 | 0.8 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | － | － | － | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 |
| R8. 3 | 0.9 | 0.6 | 0.6 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.7 | 0.9 | 0.8 | － | － | － | 0.8 | 0.9 | 0.8 |
| 最高値 | 4.7 | 0.9 | 1.7 | 2.8 | 4.3 | 3.8 | 2.8 | 2.3 | 5.1 | 1.6 | 1.5 | 0.9 | 2.3 | 2.3 | 2.2 |
| 最低値 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5 | 1.3 | 0.8 | 0.8 | 0.5未満 | 0.5未満 | 0.5未満 |
| 平均値 | 1.4 | 0.7 | 1.1 | 1.3 | 1.4 | 1.3 | 1.1 | 1.0 | 1.4 | 1.5 | 1.2 | 0.9 | 1.1 | 1.1 | 0.8 |
| 75%水質値 | 1.5 | 0.8 | 1.3 | 1.3 | 1.5 | 1.4 | 0.9 | 1.0 | 1.4 | 1.6 | 1.5 | 0.9 | 1.3 | 1.2 | 0.8 |

注１　ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量－Biochemical Oxygen Demandの略)とは、水中の汚濁物質(有機物)が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに必要とされる酸素量をもって表している。

２　「75%水質値」とは、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×ｎ番目(ｎはデータ数)の値である

## □（水質）－５　ＢＯＤ　年度別推移　（75%水質値）

単位：mg／ℓ

| 水域 | 河川名 | 調査地点 | 類型 | R２年度 | R３年度 | R４年度 | R５年度 | R６年度 | R７年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小矢部川 | 小矢部川 | 五位橋 | A | 1.3 | 1.5 | 1.5 | 1.4 | 1.4 | 1.5 |
| | | 国条橋 | | 0.8 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.3 |
| | | 城光寺橋 | B | 1.0 | 1.1 | 0.9 | 1.0 | 0.9 | 1.1 |
| | | 河口 | C | 0.9 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.3 | 1.4 |
| | 祖父川 | 新祖父川橋 | A | 0.9 | 1.8 | 0.7 | 1.6 | 1.3 | 0.8 |
| | 岸渡川 | 岸渡川五位橋 | － | 1.0 | 1.3 | 1.6 | 1.2 | 1.3 | 1.3 |
| | 千保川 | 春日橋 | C | 1.3 | 1.8 | 2.0 | 1.6 | 1.4 | 1.3 |
| | | 下島橋 | | 1.2 | 1.4 | 1.7 | 1.5 | 1.5 | 1.5 |
| | | 市場橋 | | 1.3 | 1.5 | 1.3 | 1.5 | 1.4 | 1.4 |
| | | 地子木橋 | | 1.0 | 1.9 | 0.9 | 1.7 | 1.1 | 0.9 |
| | 地久子川 | 地久子橋 | － | 1.4 | 1.7 | 1.3 | 1.2 | 1.1 | 1.0 |
| | | 港東橋 | | 1.3 | 1.6 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 1.4 |
| | 子撫川 | 山川橋 | － | 1.0 | 1.5 | 1.3 | 2.6 | 1.3 | 1.6 |
| | 上滝川 | 福岡町西明寺280地先 | － | 1.0 | 1.0 | 1.2 | 2.8 | 1.0 | 1.5 |
| | 平滝川 | 福岡町西明寺2663-2地先 | － | 2.0 | 1.1 | 1.8 | 1.5 | 1.1 | 0.9 |
| | 西明寺川 | 福岡町西明寺1120地先 | － | 1.5 | 1.5 | 1.6 | 1.6 | 1.2 | 1.3 |
| | 黒石川 | 黒石橋 | － | 1.1 | 1.6 | 1.5 | 1.6 | 1.5 | 1.2 |
| 庄川 | 庄川 | 中田橋 | － A | 0.5未満 | 1.5 | 1.8 | 1.3 | 0.9 | 0.8 |

## □（水質）－６　人の健康の保護に関する項目調査結果

単位：mg／ℓ

| 河川名 | 小矢部川 | 祖父川 | 岸渡川 | 千保川 | 地久子川 | | 庄川 | 環境基準 | 定量限界 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査地点 / 項目 | 城光寺橋 | 新祖父川橋 | 岸渡川五位橋 | 地子木橋 | 地久子橋 | 港東橋 | 中田橋 | | |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.01 | 0.001 |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 0.01 | 0.0005 |
| 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | 1 | 0.0005 |

注　ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

## □（水質）－７　河川の全窒素、全燐調査結果

単位：mg／ℓ

| 河川名 | 小矢部川 | 岸渡川 | 地久子川 | | 庄川 | 定量限界 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査地点 / 項目 | 城光寺橋 | 岸渡川五位橋 | 地久子橋 | 港東橋 | 中田橋 | |
| 全窒素 | 0.7 | 0.7～0.8 | 0.3～0.5 | 0.3～0.5 | 0.2～0.3 | 0.2 |
| 全燐 | 0.04～0.05 | 0.02～0.04 | 0.03～0.07 | 0.03～0.06 | 0.01 | 0.01 |

## □（水質）－８　地下水定期モニタリング調査（環境監視調査）結果

単位：mg／ℓ

| 調査項目 | 調査地点数 | 測定結果 | 環境基準を超えた地点数 | 環境基準 | 定量限界 |
|---|---|---|---|---|---|
| ｶﾄﾞﾐｳﾑ | 35 | ＮＤ | 0 | 0.01 | 0.001 |
| ｼｱﾝ | 35 | ＮＤ | 0 | 検出されないこと | 0.1 |
| 鉛 | 35 | ＮＤ | 0 | 0.01 | 0.005 |
| 六価ｸﾛﾑ | 35 | ＮＤ | 0 | 0.05 | 0.04 |
| 砒素 | 35 | ＮＤ | 0 | 0.01 | 0.005 |
| 総水銀 | 35 | ＮＤ | 0 | 0.0005 | 0.0005 |
| ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.02 | 0.002 |
| 四塩化炭素 | 35 | ＮＤ | 0 | 0.002 | 0.0002 |
| 塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.002 | 0.0002 |
| 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.004 | 0.0004 |
| 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.02 | 0.002 |
| 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.04 | 0.004 |
| 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | 35 | ＮＤ | 0 | 1 | 0.0005 |
| 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.006 | 0.0006 |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 35 | ＮＤ | 0 | 0.03 | 0.002 |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | 38 | ＮＤ | 0 | 0.01 | 0.0005 |
| 1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.002 | 0.0002 |
| ﾁｳﾗﾑ | 9 | ＮＤ | 0 | 0.006 | 0.0006 |
| ｼﾏｼﾞﾝ | 9 | ＮＤ | 0 | 0.003 | 0.0003 |
| ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ | 9 | ＮＤ | 0 | 0.02 | 0.002 |
| ﾍﾞﾝｾﾞﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.01 | 0.001 |
| ｾﾚﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.01 | 0.002 |
| 硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 | 35 | ＮＤ～1.6 | 0 | 10 | 0.1 |
| ふっ素 | 35 | ＮＤ～0.23 | 0 | 0.8 | 0.08 |
| ほう素 | 17 | ＮＤ | 0 | 1 | 0.1 |
| 1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ | 17 | ＮＤ | 0 | 0.05 | 0.005 |

注1　ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

2　上記26項目の他、アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定を実施する。

## 騒音・振動関係資料

### ロ（騒音）－１　　自動車交通騒音(地点評価、要請限度)調査結果

単位：デシベル（A）

| 測定地点 | | | | LAeq | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路<br>路線名 | 地区名 | 測定<br>年月 | 時間<br>区分 | 要請<br>限度値 | 令和<br>2<br>年度 | 令和<br>3<br>年度 | 令和<br>4<br>年度 | 令和<br>5<br>年度 | 令和<br>6<br>年度 | 令和<br>7<br>年度 |
| 国道8号 | 能町南<br>一丁目 | － | 昼間 | 75 | 69 | － | 69 | － | 68 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 64 | － | 64 | － | 62 | － |
| | 木　町 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 70 | － | 71 | － | 72 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 66 | － | 66 | － | 67 |
| | 本　郷<br>一丁目 | － | 昼間 | 75 | 67 | － | 67 | － | 68 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 63 | － | 63 | － | 64 | － |
| | 北　島 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 71 | － | 72 | － | 73 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 66 | － | 67 | － | 67 |
| | 上　渡 | － | 昼間 | 75 | 70 | － | 70 | － | 69 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 66 | － | 65 | － | 64 | － |
| | 福岡町<br>下　蓑 | R７．９ | 昼間 | 75 | － | 67 | － | 67 | － | 67 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 63 | － | 63 | － | 62 |
| 国道156号 | 四　屋 | R７.11 | 昼間 | 75 | － | 68 | － | 68 | － | 68 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 59 | － | 60 | － | 57 |
| | 丸の内 | － | 昼間 | 75 | 67 | － | 66 | － | 65 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 61 | － | 59 | － | 59 | － |
| | 鐘紡町 | R７．９ | 昼間 | 75 | － | 68 | － | 68 | － | 68 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 61 | － | 61 | － | 63 |
| | 戸出町<br>四丁目 | － | 昼間 | 75 | 67 | － | 67 | － | 67 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 59 | － | 60 | － | 61 | － |
| 国道160号 | 長慶寺 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 70 | － | 69 | － | 68 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 64 | － | 64 | － | 62 |
| 国道415号 | 伏木一宮<br>二丁目 | R７.11 | 昼間 | 75 | － | 62 | － | 60 | － | 62 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 53 | － | 53 | － | 53 |
| 主要地方道富山<br>戸出小矢部線 | 下麻生 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 66 | － | 66 | － | 67 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 60 | － | 60 | － | 61 |
| 主要地方道<br>新湊庄川線 | 中曽根 | － | 昼間 | 75 | 65 | － | 65 | － | 64 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 58 | － | 56 | － | 56 | － |
| 主要地方道<br>伏木港線 | 伏木二丁目 | R７.12 | 昼間 | 75 | － | 65 | － | 64 | － | 65 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 56 | － | 55 | － | 54 |
| | 荻布 | － | 昼間 | 75 | 67 | － | 66 | － | 66 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 59 | － | 58 | － | 58 | － |
| 主要地方道<br>富山高岡線 | 野　村<br>第　二 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 67 | － | 66 | － | 68 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 61 | － | 62 | － | 63 |
| 主要地方道<br>高岡環状線 | 能　町 | － | 昼間 | 75 | 67 | － | 66 | － | 67 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 59 | － | 61 | － | 60 | － |
| | 二上町 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 64 | － | 65 | － | 65 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 57 | － | 60 | － | 58 |
| 主要地方道<br>高岡小杉線 | 赤祖父 | － | 昼間 | 75 | 68 | － | 68 | － | 67 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 59 | － | 59 | － | 58 | － |

単位：デシベル（A）

| 測定地点 | | | | LAeq | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路<br>路線名 | 地区名 | 測定<br>年月 | 時間<br>区分 | 要請<br>限度値 | 令和<br>2<br>年度 | 令和<br>3<br>年度 | 令和<br>4<br>年度 | 令和<br>5<br>年度 | 令和<br>6<br>年度 | 令和<br>7<br>年度 |
| 主要地方道<br>高岡氷見線 | 昭和町<br>一丁目 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 66 | － | 66 | － | 66 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 56 | － | 58 | － | 57 |
| 市道羽広二丁目<br>南幸町線 | 羽広<br>二丁目 | － | 昼間 | 75 | 64 | － | 63 | － | 64 | － |
| | | | 夜間 | 70 | 57 | － | 56 | － | 56 | － |
| 市道清水町二丁目<br>駅南一丁目線 | 駅南<br>四丁目 | R７.10 | 昼間 | 75 | － | 63 | － | 61 | － | 62 |
| | | | 夜間 | 70 | － | 55 | － | 54 | － | 55 |

注１　LAeqは等価騒音レベルのことである。
　２　国道８号沿い（５地点）の騒音レベル値は、３日間の時間区分ごとのパワー平均値である。その他の地点は、24時間の時間区分ごとのパワー平均値である。
　３　平成30年度から市内の測定地点において、隔年で測定を実施。

## ロ（騒音）－２　　北陸新幹線鉄道騒音調査結果

| 調査地点 | 測定地点側の軌道<br>（上下の別） | 地域類型 | 騒音評価値<br>（dB） |
|---|---|---|---|
| 下伏間江付近 | 下 | Ⅰ | 71 |
| 下黒田付近 | 上 | Ⅰ | 72 |
| 佐野付近 | 上 | Ⅰ | 67 |
| 辻付近 | 上 | Ⅰ | 69 |
| 駒方付近 | 上 | Ⅰ | 70 |
| **福岡町一歩二歩付近** | **下** | **Ⅰ** | **71** |
| 福岡町大滝付近 | 下 | Ⅰ | 73 |

注　地域類型Ⅰ（住居地域など）の環境基準は70デシベル以下
　　地域類型Ⅱ（商業地域など）の環境基準は75デシベル以下である。

## ロ（騒音）－３　　３車種分類による自動車走行台数調査結果

| 調査地点 | | 昼間 | | | | | | | | 夜間 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 午前10:00～10:10 | | | | 午後3:00～3:10 | | | | 午後10:00～10:10 | | | | 午前 3:00～3:10 | | | |
| 地区名 | 調査<br>年月 | 大型<br>% | 小型<br>% | 二輪<br>% | 計 | 大型<br>% | 小型<br>% | 二輪<br>% | 計 | 大型<br>% | 小型<br>% | 二輪<br>% | 計 | 大型<br>% | 小型<br>% | 二輪<br>% | 計 |
| 木町 | R７.10 | 92<br>25.5% | 265<br>73.6% | 3<br>0.8% | 360 | 62<br>15.7% | 331<br>83.6% | 3<br>0.8% | 396 | 4<br>4.2% | 92<br>95.8% | 0<br>0.0% | 96 | 9<br>34.6% | 17<br>65.4% | 0<br>0.0% | 26 |
| 北島 | R７.10 | 55<br>18.0% | 250<br>81.7% | 1<br>0.3% | 306 | 31<br>9.8% | 285<br>89.9% | 1<br>0.3% | 317 | 4<br>3.6% | 106<br>96.4% | 0<br>0.0% | 110 | 6<br>37.5% | 10<br>62.5% | 0<br>0.0% | 16 |

注　各欄の下段の数値は、各調査毎の当該車種の占有比率を示す。

## ロ（騒音）－４　　自動車交通騒音(面的評価)の環境基準達成状況

| 評価地点 | | | | 環境基準達成状況 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路路線名 | 地区名 | 区間番号 | 距離(km) | 評価対象戸数(戸) | 昼･夜共に達成した戸数(戸) | 昼間のみ達成した戸数(戸) | 夜間のみ達成した戸数(戸) | 昼･夜共に超過した戸数(戸) | 令和６年度環境基準達成率(%) | 令和７年度環境基準達成率(%) |
| 北陸自動車道 | 小泉新 | 120 | 1.7 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| **国道8号** | 能町南一丁目 | 10210 | 1.9 | 255 | 247 | 0 | 0 | 8 | **92.2** | **93.9** |
| | 木町 | 10220 | 1.7 | 173 | 147 | 15 | 0 | 11 | | |
| | 本郷二丁目 | 10240 | 0.8 | 26 | 23 | 0 | 0 | 3 | | |
| | **北島** | **10250** | **3.2** | **199** | **179** | **0** | **15** | **5** | | |
| | **福岡町下蓑** | **10260** | **5.1** | **204** | **204** | **0** | **0** | **0** | | |
| | **福岡町大滝** | **10270** | **2.3** | **75** | **75** | **0** | **0** | **0** | | |
| 国道156号 | 戸出町 | 10510 | 7.4 | 406 | 395 | 0 | 10 | 1 | 99.3 | 99.3 |
| | 鐘紡町 | 10520 | 2.0 | 306 | 306 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 清水町一丁目 | 10530 | 1.1 | 372 | 372 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 丸の内 | 10540 | 1.2 | 260 | 260 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 京町 | 10550 | 1.9 | 186 | 186 | 0 | 0 | 0 | | |
| **国道415号** | 米島 | 10860 | 0.7 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 | **99.7** | **99.7** |
| | **能町** | **10870** | **2.2** | **155** | **155** | **0** | **0** | **0** | | |
| | 姫野 | 10880 | 1.4 | 179 | 178 | 0 | 1 | 0 | | |
| (主)富山戸出小矢部線 | 下麻生 | 40480 | 2.2 | 86 | 86 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| | 戸出町 | 40490 | 4.6 | 391 | 391 | 0 | 0 | 0 | | |
| (主)新湊庄川線 | 中曽根 | 40550 | 0.9 | 106 | 106 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| (主)伏木港線 | 荻布 | 40910 | 2.9 | 346 | 346 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| (主)富山高岡線 | 本丸町 | 41480 | 2.4 | 367 | 367 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| (主)高岡環状線 | 能町 | 41790 | 3.3 | 351 | 349 | 0 | 2 | 0 | 99.7 | 99.7 |
| | 双葉町 | 41800 | 2.2 | 283 | 283 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 二上町 | 41870 | 2.6 | 49 | 49 | 0 | 0 | 0 | | |
| (主)高岡小杉線 | 赤祖父 | 41880 | 3.3 | 451 | 451 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| (主)高岡氷見線 | 昭和町一丁目 | 42130 | 6.5 | 639 | 639 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| (主)高岡青井谷線 | 蓮花寺 | 42660 | 1.7 | 256 | 256 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |
| **(一)中川南町線** | **古城** | **61790** | **0.9** | **202** | **202** | **0** | **0** | **0** | **100** | **100** |
| | **末広町** | **61800** | **0.5** | **57** | **57** | **0** | **0** | **0** | | |
| (一)姫野能町線 | 中曽根 | 62780 | 1.8 | 217 | 217 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 |

注１　区間番号は令和３年度道路交通センサスより引用。
　２　全評価戸数とは、調査区間における住居等の戸数である。
　３　環境基準達成率(%)とは、評価対象戸数のうち昼間および夜間ともに環境基準を達成している住居等の割合を把握して面的評価したものである。
　４　表の太字は令和７年度に測定した地点における面的評価結果である。

## ロ　（騒音）－５　　告示事項（騒音関係）

高岡市告示第30号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成５年政令第371号）第２項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

| 地域の類型 | あてはめる地域 |
|---|---|
| A | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域 |
| B | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域 |
| C | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

高岡市告示第31号

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次の１の地域を指定し、同法第４条第１項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の２のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）別表第１号の規定による区域を次の３のとおり指定し、平成24年４月１日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

１　指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）ただし、都市計画法第８条第１項第７号に掲げる風致地区を除く。

２　指定地域の特定工場において発生する騒音の規制基準

| 区域の区分 | 左記の区分に対応する規制基準 | | |
|---|---|---|---|
| | 昼間（午前８時から午後７時まで） | 朝夕（午前６時から午前８時まで及び午後７時から午後10時まで） | 夜間（午後10時から翌日の午前６時まで） |
| 第１種区域 | 45デシベル | 40デシベル | 40デシベル |
| 第２種区域 | 55デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第３種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 第４種区域 | 70デシベル | 65デシベル | 63デシベル |

| |
|---|
| (1) 第１種区域又は第２種区域に接する第４種区域の当該接する境界線から当該第４種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第４種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。<br>(2) 第２種区域、第３種区域及び第４種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第２種区域の夜間の基準を除く。）から５デシベルを減じた値とする。 |

備考

1　第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 第１種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

(2) 第２種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(3) 第３種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに別図に区画した区域

(4) 第４種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）

3　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第１号の規定による指定区域

(1) 前項の第１種区域、第２種区域及び第３種区域

(2) 前項の第４種区域のうち、当該区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

別図　騒音規制法に基づく指定地域の区域表示図

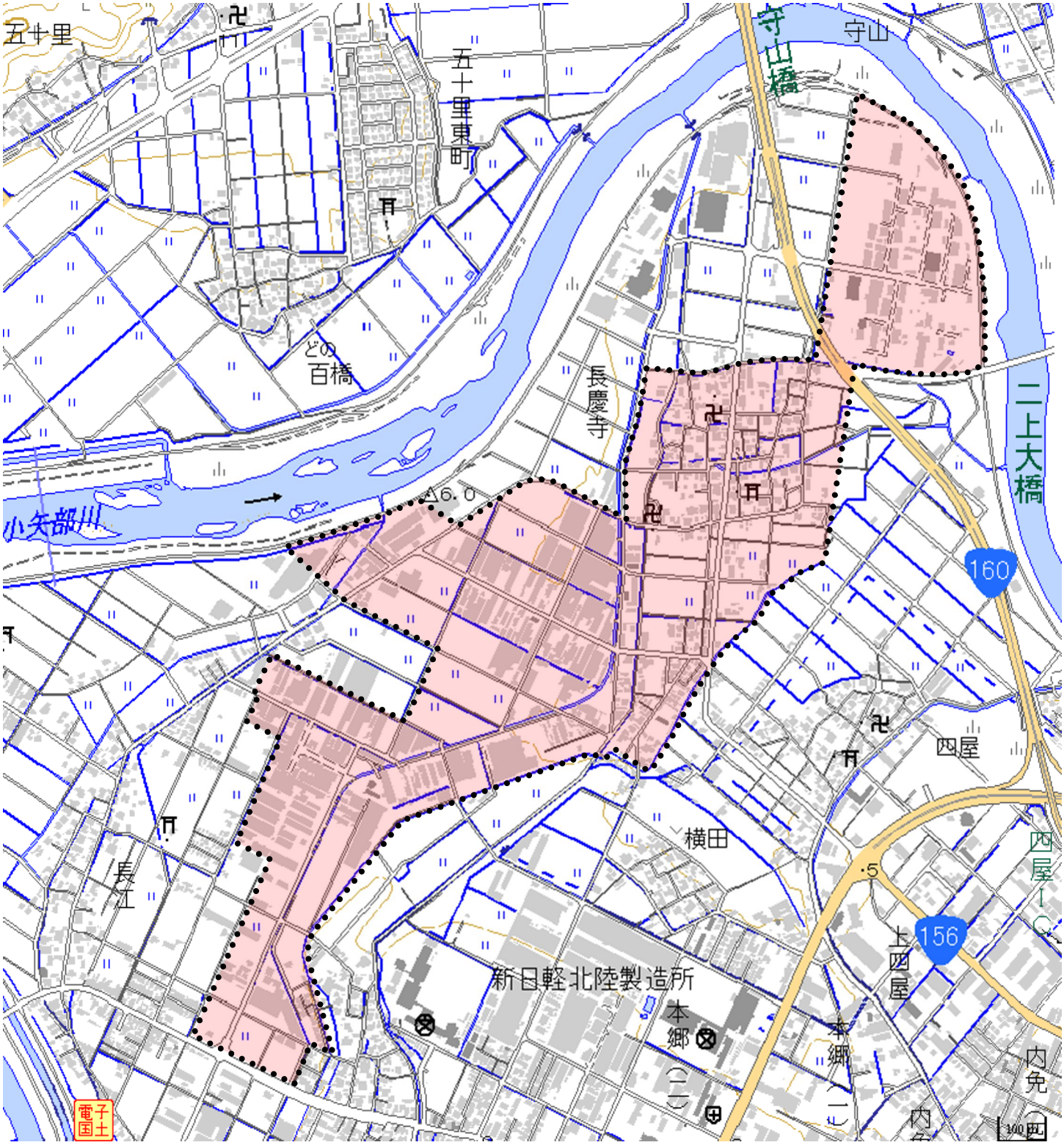

高岡市告示第34号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域について

騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年４月１日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

| 地域の類型 | あてはめる地域 |
|---|---|
| A | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域 |
| B | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域 |
| C | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）並びに別図に区画した区域 |

別図　騒音規制法第17条第１項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府別表の備考の区域表示図

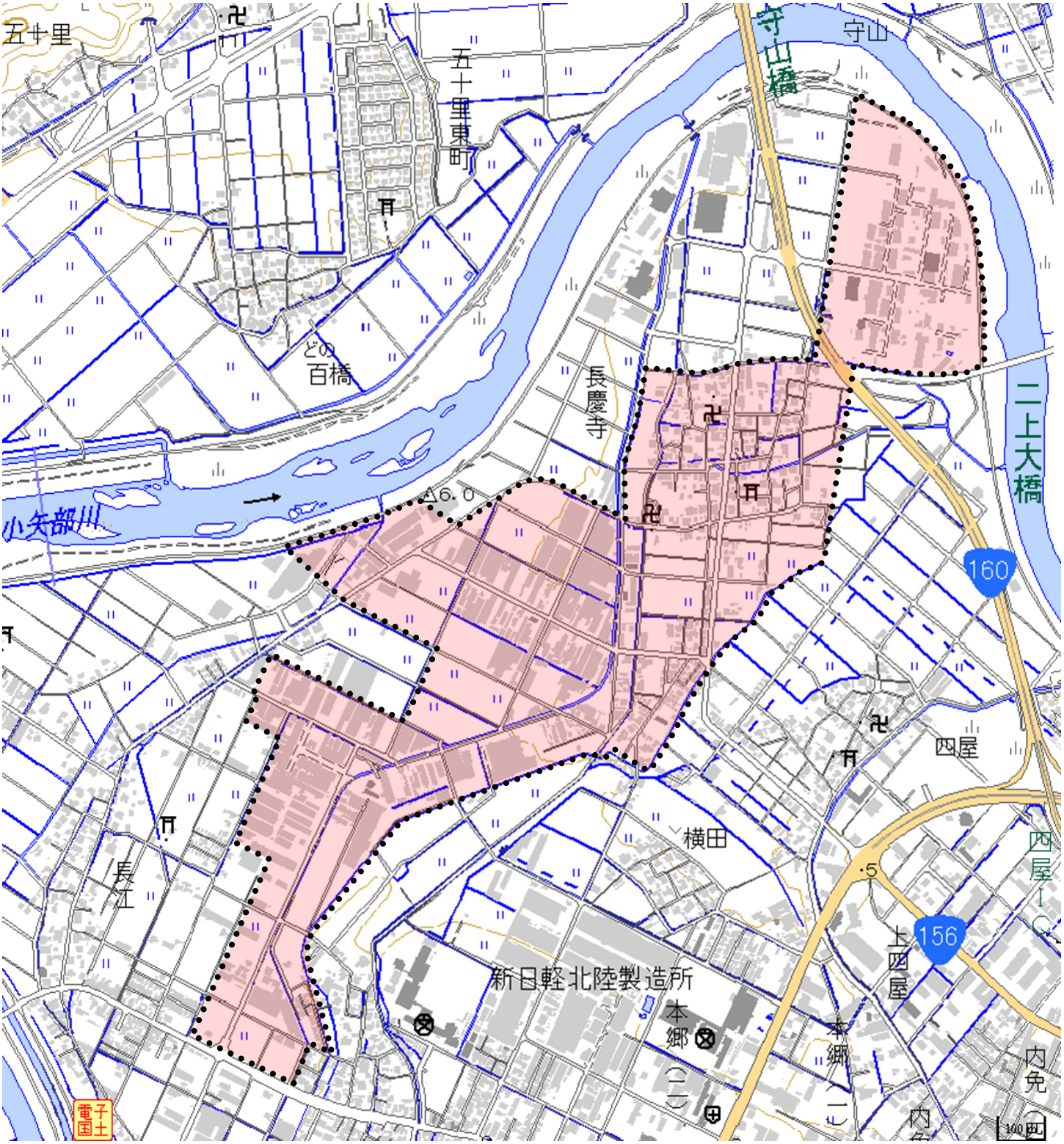

高岡市告示第71号

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年４月１日高岡市告示第31号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年４月20日

高岡市長　髙橋　正樹

２の表(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考３の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

高岡市告示第173号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定についての一部改正について

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について（平成24年高岡市告示第30号）の一部を次のように改正し、平成30年４月１日から施行する。

平成30年３月30日

高岡市長　髙橋　正樹

表中「及び第２種中高層住居専用地域」を「、第２種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

高岡市告示第174号

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第31号）の一部を次のように改正し、平成30年７月１日から施行する。

平成30年３月30日

高岡市長　髙橋　正樹

１中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

２の備考１(1)中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

高岡市告示第177号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域についての一部改正について

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域について（平成24年高岡市告示第34号）の一部を次のように改正し、平成30年４月１日から施行する。

平成30年３月30日

高岡市長　髙橋　正樹

表中「及び第２種中高層住居専用地域」を「、第２種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

## ロ（振動）－１　　道路交通振動調査結果

単位:デシベル

| 測定地点 | | | | L10 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路<br>路線名 | 地区名 | 測定<br>年月 | 時間<br>区分 | 要請<br>限度値 | 令和<br>2<br>年度 | 令和<br>3<br>年度 | 令和<br>4<br>年度 | 令和<br>5<br>年度 | 令和<br>6<br>年度 | 令和<br>7<br>年度 |
| 国道8号 | 能町南<br>一丁目 | － | 昼間 | 70 | 42 | － | 42 | － | 41 | － |
| | | | 夜間 | 65 | 36 | － | 35 | － | 34 | － |
| | 木　町 | R７.10 | 昼間 | 70 | － | 50 | － | 48 | － | 49 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 44 | － | 42 | － | 41 |
| | 本　郷<br>一丁目 | － | 昼間 | 70 | 44 | － | 45 | － | 44 | － |
| | | | 夜間 | 65 | 39 | － | 38 | － | 41 | － |
| | 北　島 | R７.10 | 昼間 | 70 | － | 45 | － | 45 | － | 48 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 38 | － | 38 | － | 36 |
| | 上　渡 | － | 昼間 | 70 | 40 | － | 40 | － | 37 | － |
| | | | 夜間 | 65 | 32 | － | 30 | － | 29 | － |
| | 福岡町<br>下　蓑 | R７．９ | 昼間 | 70 | － | 40 | － | 41 | － | 37 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 32 | － | 31 | － | 26 |
| 国道156号 | 四　屋 | R７.11 | 昼間 | 70 | － | 40 | － | 39 | － | 39 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 32 | － | 31 | － | 31 |
| | 丸の内 | － | 昼間 | 70 | 42 | － | 41 | － | 43 | － |
| | | | 夜間 | 65 | 32 | － | 31 | － | 32 | － |
| | 鐘紡町 | R７．９ | 昼間 | 70 | － | 31 | － | 32 | － | 35 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 27 | － | 28 | － | 26 |
| | 戸出町<br>四丁目 | － | 昼間 | 65 | 30 | － | 30 | － | 30 | － |
| | | | 夜間 | 60 | 23 | － | 23 | － | 23 | － |
| 国道415号 | 伏木一宮<br>二丁目 | R７.11 | 昼間 | 65 | － | 24 | － | 27 | － | 30 |
| | | | 夜間 | 60 | － | 16 | － | 19 | － | 22 |
| 主要地方道富山<br>戸出小矢部線 | 下麻生 | R７.10 | 昼間 | 65 | － | 37 | － | 36 | － | 39 |
| | | | 夜間 | 60 | － | 25 | － | 25 | － | 28 |
| 主要地方道<br>新湊庄川線 | 中曽根 | － | 昼間 | 65 | 40 | － | 40 | － | 40 | － |
| | | | 夜間 | 60 | 28 | － | 27 | － | 28 | － |
| 主要地方道<br>伏木港線 | 伏木二丁目 | R７.12 | 昼間 | 70 | － | 42 | － | 48 | － | 47 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 31 | － | 28 | － | 27 |
| | 荻布 | － | 昼間 | 70 | 38 | － | 37 | － | 38 | － |
| | | | 夜間 | 65 | 28 | － | 28 | － | 28 | － |
| 主要地方道<br>富山高岡線 | 野　村<br>第　二 | R７.10 | 昼間 | 70 | － | 38 | － | 38 | － | 38 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 29 | － | 30 | － | 31 |
| 主要地方道<br>高岡環状線 | 能　町 | － | 昼間 | 70 | 48 | － | 46 | － | 47 | － |
| | | | 夜間 | 65 | 32 | － | 32 | － | 33 | － |
| | 二上町 | R７.10 | 昼間 | 65 | － | 39 | － | 41 | － | 44 |
| | | | 夜間 | 60 | － | 26 | － | 26 | － | 28 |
| 主要地方道<br>高岡小杉線 | 赤祖父 | － | 昼間 | 65 | 36 | － | 36 | － | 36 | － |
| | | | 夜間 | 60 | 27 | － | 27 | － | 27 | － |
| 主要地方道<br>高岡氷見線 | 昭和町<br>一丁目 | R７.10 | 昼間 | 70 | － | 39 | － | 39 | － | 40 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 28 | － | 28 | － | 29 |
| 市道羽広二丁目<br>南幸町線 | 羽　広<br>二丁目 | － | 昼間 | 65 | 39 | － | 39 | － | 40 | － |
| | | | 夜間 | 60 | 33 | － | 32 | － | 31 | － |
| 市道清水町二丁<br>目駅南一丁目線 | 駅　南<br>四丁目 | R７.10 | 昼間 | 70 | － | 36 | － | 36 | － | 38 |
| | | | 夜間 | 65 | － | 26 | － | 28 | － | 28 |

注１　L10は、５秒間隔、100個の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、時間区分について算術平均した数値である。

２　平成30年度から市内全地点について、隔年で測定を実施

## ロ　（振動）－２　　告示事項（振動関係）

高岡市告示第32号

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第３条第１項の規定により特定工場等において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動及び自動車が道路を通行することに伴い発生する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域（以下「指定地域」という。）を次の１の地域を指定し、同法第４条第１項の規定により指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準を次の２のとおり定め、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「施行規則」という。）別表第１付表第１号の規定による区域を次の３のとおり指定し、施行規則別表第２備考１及び備考２の規定により区域及び時間を次の４のとおり定め、平成24年４月１日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

１　指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、都市計画法第８条第１項第７号に掲げる風致地区を除く。

２　指定地域の特定工場において発生する振動の規制基準

| 区域の区分 | 左記の区分に対応する規制基準 | |
|---|---|---|
| | 昼間（午前８時から午後７時まで） | 夜間（午後７時から翌日の午前８時まで） |
| 第１種区域 | 60デシベル | 55デシベル |
| 第２種区域(1) | 65デシベル | 60デシベル |
| 第２種区域(2) | 70デシベル | 65デシベル |
| 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から５デシベルを減じた値とする。 | | |

| |
|---|
| (1) 第１種区域又は第２種区域(1)及び第２種区域(2)内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域<br>(2) 第１種区域に接する第２種区域(2)の当該接する境界線から当該第２種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く。） |

備考

1　第１種区域、第２種区域(1)及び第２種区域(2)とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 第１種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(2) 第２種区域(1)　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に区画した区域

(3) 第２種区域(2)　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる工業地域

3　施行規則別表第１付表第１号の区域

(1) 前項の第１種区域、及び第２種区域(1)

(2) 前項の第２種区域(2)のうち、当該区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

4　施行規則別表第２備考１の区域及び同表備考２の時間

(1) 区域

ア　第１種区域　第２項の第１種区域

イ　第２種区域　第２項の第２種区域(1)及び第２種区域(2)

(2) 時間

ア　昼間　午前８時から午後７時まで

イ　夜間　午後７時から翌日の午前８時まで

別図　振動規制法に基づく指定地域の区域表示図

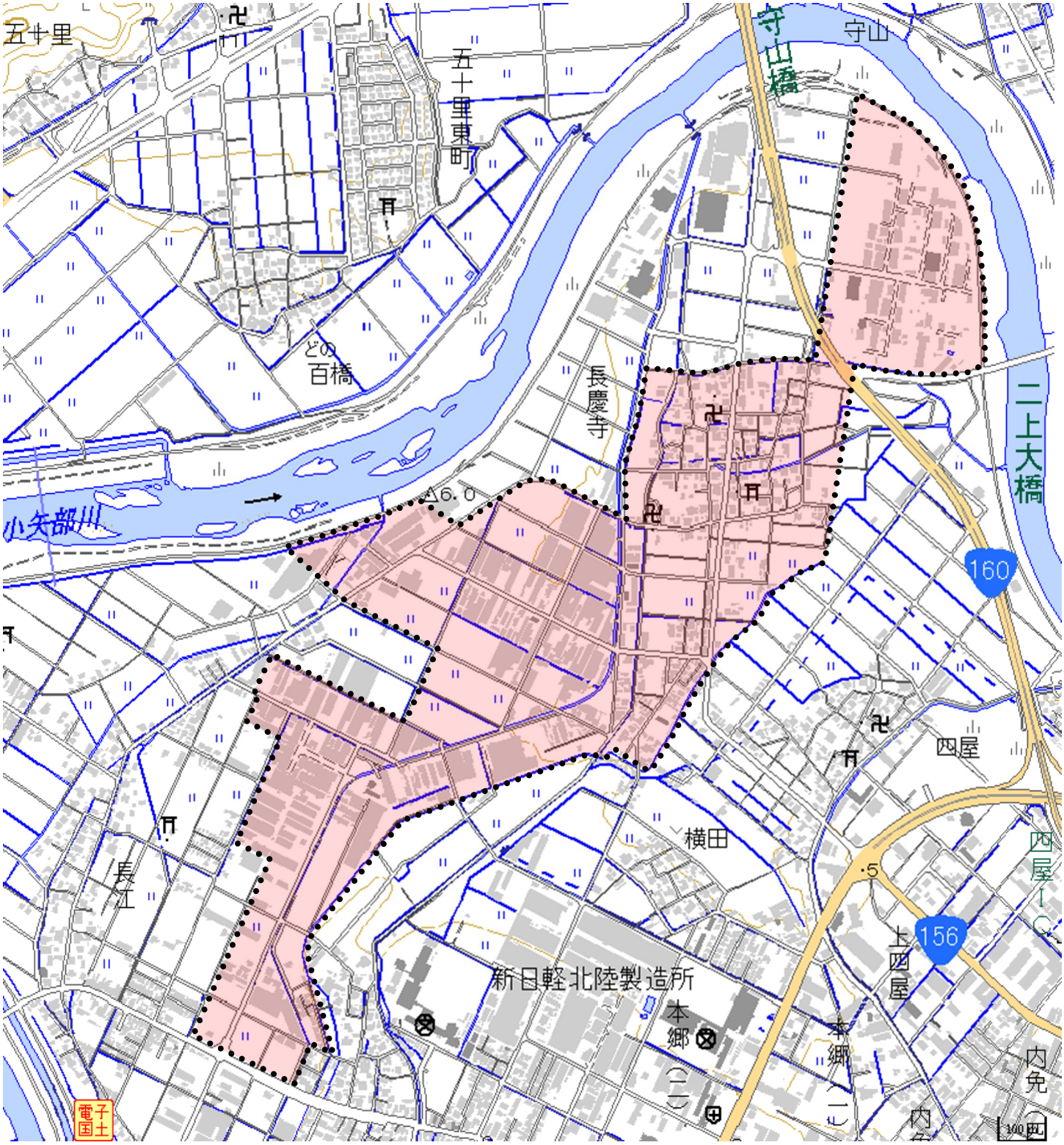

高岡市告示第72号

振動規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年４月１日高岡市告示第32号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年４月20日

高岡市長　髙橋　正樹

２の表(1)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考３の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

高岡市告示第175号

振動規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第32号）の一部を次のように改正し、平成30年７月１日から施行する。

平成30年３月30日

高岡市長　髙橋　正樹

１中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

２の備考１(1)中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

## 悪臭関係資料

### □　（悪臭）－１　悪臭測定結果

**（公害防止協定工場分は協定工場立入調査結果資料に記載）**

**＜　四　屋　浄　化　セ　ン　タ　ー　＞**

単位：ｐｐｍ

| 悪臭物質 / 測定地点 | メチルメルカプタン | 硫化水素 | 硫化メチル | 二硫化メチル |
|---|---|---|---|---|
| 敷　地　境　界 | ND | 0.003 | ND | ND |
| 規　　制　　値 | 0.002 | 0.02 | 0.01 | 0.009 |

**＜　二　上　浄　化　セ　ン　タ　ー　＞**

単位：ｐｐｍ

| 悪臭物質 / 測定地点 | メチルメルカプタン | 硫化水素 | 硫化メチル | 二硫化メチル |
|---|---|---|---|---|
| 敷　地　境　界 | ND | ND | ND | ND |
| 規　　制　　値 | 0.002 | 0.02 | 0.01 | 0.009 |

**＜　松　太　枝　浜　浄　化　セ　ン　タ　ー　＞**　＊悪臭防止法規制地域外

位：ｐｐｍ

| 悪臭物質 / 測定地点 | メチルメルカプタン | 硫化水素 | 硫化メチル | 二硫化メチル |
|---|---|---|---|---|
| 敷　地　境　界 | ND | ND | ND | ND |
| 規　　制　　値 | 0.002 | 0.02 | 0.01 | 0.009 |

注　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

## □ (悪臭)－２　悪臭物質定量限界値一覧

単位：ｐｐｍ

| 項　　目 | 定量限界値 | 項　　目 | 定量限界値 |
|---|---|---|---|
| アンモニア | 0.1 | ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ | 0.05 |
| メチルメルカプタン | 0.001 | トルエン | 0.05 |
| 硫化水素 | 0.001 | スチレン | 0.05 |
| 硫化メチル | 0.001 | キシレン | 0.05 |
| 二硫化メチル | 0.001 | プロピオン酸 | 0.001 |
| トリメチルアミン | 0.001 | ノルマル酪酸 | 0.0001 |
| アルデヒド類 | 0.003 | ノルマル吉草酸 | 0.0001 |
| イソブタノール | 0.05 | イソ吉草酸 | 0.0001 |
| 酢酸エチル | 0.05 | | |

## □　（悪臭）－３　告示事項（悪臭関係）

高岡市告示第33号

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第３条の規定により悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の１のとおり指定し、同法第４条第１号の規定による事業場の敷地の境界線の地表における規制基準、同条第２号の規定による気体排出施設の排出口における規制基準及び同条第３号の規定による事業場の敷地外における規制基準を次の２つのとおり定め、平成24年４月１日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

１　規制地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

２　規制基準

(1)　事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

| 特定悪臭物質の種類 | 規制基準 | |
|---|---|---|
| | 工業専用地域 | その他の用途地域 |
| アンモニア | 2 ppm | 1 ppm |
| メチルメルカプタン | 0.004 ppm | 0.002 ppm |
| 硫化水素 | 0.06 ppm | 0.02 ppm |
| 硫化メチル | 0.05 ppm | 0.01 ppm |
| 二硫化メチル | 0.03 ppm | 0.009 ppm |
| トリメチルアミン | 0.02 ppm | 0.005 ppm |
| アセトアルデヒド | 0.1 ppm | 0.05 ppm |
| プロピオンアルデヒド | 0.1 ppm | 0.05 ppm |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.03 ppm | 0.009 ppm |
| イソブチルアルデヒド | 0.07 ppm | 0.02 ppm |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.02 ppm | 0.009 ppm |
| イソバレルアルデヒド | 0.006 ppm | 0.003 ppm |
| イソブタノール | 4 ppm | 0.9 ppm |
| 酢酸エチル | 7 ppm | 3 ppm |

| | | |
|---|---|---|
| メチルイソブチルケトン | 3　ppm | 1　ppm |
| トルエン | 30　ppm | 10　ppm |
| スチレン | 0.8　ppm | 0.4　ppm |
| キシレン | 2　ppm | 1　ppm |
| プロピオン酸 | 0.07　ppm | 0.03　ppm |
| ノルマル酪酸 | 0.002 ppm | 0.001 ppm |
| ノルマル吉草酸 | 0.002 ppm | 0.0009ppm |
| イソ吉草酸 | 0.004 ppm | 0.001 ppm |
| 備考　この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第８条第１項第１号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは、規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。 | | |

(2)　気体排出施設の排出口における規制基準

ア　次の式により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の流量とする。

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

q　流量（単位　温度零度、圧力１気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
He　イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位　メートル）
Cm　前号に規定する特定悪臭物質の値（単位　100万分率）

イに規定する方法により補正された排出口の高さが５メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

イ　排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$He = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}}(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He　補正された排出口の高さ（単位　メートル）
Ho　排出口の実高さ（単位　メートル）
Q　温度15度における排出ガスの流量（単位　立法メートル毎秒）
V　排出ガスの排出速度（単位　メートル毎秒）
T　排出ガスの温度（単位　絶対温度）

(3)　事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出した特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CLm = k \times Cm$$

これらの式において、

CLm　排出水中の濃度（単位　1リットルにつきミリグラム）

k　別表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の右欄に掲げる値（単位　1リットルにつきミリグラム）

Cm　第１号に規定する特定悪臭物質の値（単位　100万分率）

別表（２項関係）

| 特定悪臭物質の種類 | 当該事業所から敷地外に排出される排出水の量 | 値 |
|---|---|---|
| メチルメルカプタン | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 16 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 3.4 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 0.71 |
| 硫化水素 | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 5.6 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 1.2 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 0.26 |
| 硫化メチル | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 32 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 6.9 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 63 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 14 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 2.9 |

高岡市告示第176号

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第33号）の一部を次のように改正し、平成30年７月１日から施行する。

平成30年３月30日

高岡市長　髙橋　正樹

１中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

## 公害防止協定工場等への立入調査結果資料

### ■（協定）－１　［サンエツ金属(株)　砺波工場］

**口　水質立入調査結果**　　単位：ｐＨ、濁度以外 mg／ℓ

| 項　目 | 許容値 | 測定値 | 項　目 | 許容値 | 測定値 |
|---|---|---|---|---|---|
| ｐＨ | 5.8～8.6 | 7.2～7.4 | マ　ン　ガ　ン | 0.05 | ND |
| 過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量 | 10 | 1.3 | ふ　っ　素 | 0.8 | 0.1 |
| 蒸　発　残　留　物 | 500 | 100 | カ　ド　ミ　ウ　ム | 0.01 | ND |
| 塩　化　物　イ　オ　ン | 200 | 4.6 | シ　ア　ン | 0.01 | ND |
| 濁　度 | 2 | １度未満 | 鉛 | 0.05 | ND～0.02 |
| 硬　度 | 300 | 59 | 六　価　ク　ロ　ム | 0.05 | ND |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 | 0.3 | 砒　素 | 0.01 | ND |
| フ　ェ　ノ　ー　ル　類 | 0.005 | ND | 全　水　銀 | 0.0005 | ND |
| 銅 | 1.0 | ND | 1,1,1-トリクロロエタン | 0.3 | ND |
| 亜　鉛 | 1.0 | ND～0.4 | トリクロロエチレン | 0.03 | ND |
| 鉄 | 0.3 | ND | テトラクロロエチレン | 0.01 | ND |

注　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

## ■（協定）－２　［中越パルプ工業(株)　高岡工場］

### □　使用燃料立入調査結果

単位：％

| 項　　目 | 燃料中の硫黄分 | 許　容　値 |
|---|---|---|
| 施　設　名 | 測定値(脱硫換算値) | (脱硫換算値) |
| 回収ボイラー、ライムキルン、<br>ボイラー、焼却炉 | 0.01未満 | 0.38 |

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | n-ﾍｷｻﾝ抽出物質<br>(鉱　油　類) |
|---|---|---|---|---|
| 許　容　値 | 6.0～8.4 | 80(60) | 110(90) | 3 |
| 測　定　値 | 6.6～6.9 | 24～29 | 19～25 | ND～1.8 |

注　(　)内の数値は日間平均値である。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（Ａ）

| 時間帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 20 | 65 | 44～60 |

**許容値**

単位：デシベル（Ａ）

| 区　分（測定点） | 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|---|
| No.3～17 | 65 | 60 | 60 |
| No.1～ 2, No.18～20 | 65 | 60 | 55 |

### □　悪臭立入調査結果

単位：ｐｐｍ

| 測　定　地　点 | | 悪　臭　物　質 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ | 硫化水素 | 硫化ﾒﾁﾙ | 二硫化ﾒﾁﾙ |
| 測定値 | 敷地境界２地点 | ND | ND～0.006 | ND | ND |
| | 1,500ｍ地点 | ND | ND | ND | ND |
| 許　　容　　値 | | 0.002 | 0.02 | 0.01 | 0.009 |

注　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

## ■（協定）－３　［中越パルプ工業(株)　生産本部二塚製造部］

### □　使用燃料立入調査結果

単位：％

| 項　　目 | | 燃料中の硫黄分 | 許　容　値 |
|---|---|---|---|
| 施　設　名 | | 測定値(脱硫換算値) | (脱硫換算値) |
| 発電ボイラー | 重　　油 | 0.11 | 0.41 |

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | n-ﾍｷｻﾝ抽出物質<br>(鉱　油　類) |
|---|---|---|---|---|
| 許　容　値 | 5.8～8.6 | 120(90) | 100(80) | 3 |
| 測　定　値 | 7.3～7.5 | 6.2～18 | 2～4 | ND |

注　(　)内の数値は日間平均値である。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（Ａ）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 17 | 60 | 46～53 |

**許容値**　　単位：デシベル（Ａ）

| 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|
| 60 | 55 | 50 |

## ■（協定）－４　［三協立山(株)　福野工場　佐加野分工場］

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | n-ﾍｷｻﾝ抽出物質<br>(鉱　油　類) |
|---|---|---|---|---|
| 許　容　値 | 6.5～8.5 | 20(15) | 30(20) | 3 |
| 測　定　値 | 6.8～7.7 | 1.1～2.2 | ND～50 | ND |

注　(　) 内の数値は日間平均値である。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（Ａ）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 12 | 60 | 37～53 |

**許容値**　　単位：デシベル（Ａ）

| 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|
| 60 | 55 | 48 |

## ■（協定）－５　［アステラス製薬(株)　高岡工場］

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（鉱　油　類） | シアン | 鉛 | ふっ素 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 許　容　値 | 6.0～8.4 | 15(10) | 30(25) | 3 | 0.5 | 0.1 | 8 |
| 測　定　値 | 7.4～7.7 | ND～2.1 | 4～5 | 1.0 未満 | ND | ND | ND |

注1　（　）内の数値は日間平均値である。
　2　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（A）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 20 | 60 | 45～60 |

**許容値**　　単位：デシベル（A）

| 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|
| 60 | 55 | 48 |

## ■（協定）－６　［戸出着色処理協同組合］

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　目 | 許容値 | 測定値 | 項　目 | 許容値 | 測定値 |
|---|---|---|---|---|---|
| ｐＨ | 6.0～8.4 | 7.0～7.6 | 溶　解　性　鉄 | 3 | ND |
| ＢＯＤ | 25(20) | 0.6～4.5 | シ　ア　ン | 不検出 | ND～0.2 |
| ＳＳ | 30(25) | ND～2 | 鉛 | 0.05 | ND |
| n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（鉱　油　類） | 3 | 1.0未満 | 六　価　ク　ロ　ム | 不検出 | ND |
| 銅 | 0.5 | 0.2～0.7 | トリクロロエチレン | 0.1 | ND |
| 亜　鉛 | 2 | ND～0.4 | ふ　っ　素 | 5 | ND～0.3 |

注1　（　）内の数値は日間平均値である。
　2　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（A）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許容値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 20 | 60 | 43～58 |

**許容値**　　単位：デシベル（A）

| 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|
| 60 | 55 | 48 |

## ■（協定）－７　［東亞合成(株)　高岡工場］

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | n－ﾍｷｻﾝ抽出物質（鉱油類） | 総水銀 | ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 許　容　値 | | 5.8~8.6 | 50(30) | 80(50) | 3 | 0.005 | 0.3 | 0.1 |
| 測定値 | No.1 | 7.6～7.8 | 0.8～1.9 | 2～4 | ND | ND | ND | ND |
| | No.4 | 7.2～7.3 | 0.8～2.4 | 2～11 | ND | ND | ND | ND |

注1　（　）内の数値は日間平均値である。
　2　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（A）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 4 | 65 | 51～58 |

**許容値**

単位：デシベル（A）

| 区　分（測定点） | 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|---|
| 高岡工場 No.4 | 65 | 60 | 55 |
| 高岡工場 No.1～3 | 65 | 60 | 60 |

### □　悪臭立入調査結果

単位：ｐｐｍ

| 悪　臭　物　質 | 酢酸エチル | トルエン | キシレン |
|---|---|---|---|
| 高岡工場<br>敷地境界３地点 | ND～0.06 | ND | ND |
| 許　容　値 | 3 | 10 | 1 |

## ■（協定）－８　［日本曹達(株)　高岡工場］

### □　使用燃料立入調査結果

単位：％

| 項　　目 | 燃料中の硫黄分 | 許　容　値 |
|---|---|---|
| 施　設　名 | 測　定　値 | |
| ボ イ ラ ー | 0.67 | 0.69 |

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | 許容値 | 測　定　値 | |
|---|---|---|---|
| | | №1 | №2 |
| ｐＨ | 5.8～8.4 | 7.2～7.6 | 7.3～7.5 |
| ＢＯＤ | 40(25) | 0.8～12 | 0.6～0.9 |
| ＳＳ | 50(40) | 3～10 | ND～3 |
| n－ﾍｷｻﾝ抽出物質（鉱　油　類） | 3 | ND | ND |
| シ　ア　ン | 0.5 | ND | ND |
| 六価クロム | 0.5 | ND | ND |
| 砒　　素 | 0.05 | ND | ND |
| 総　水　銀 | 0.005 | ND | ND |
| Ｐ　Ｃ　Ｂ | 0.003 | ND | ND |
| トリクロロエチレン | 0.05 | ND | ND |

注　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（Ａ）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 10 | 65 | 38～51 |

**許容値**　　単位：デシベル（Ａ）

| 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|
| 65 | 60 | 55 |

### □　悪臭立入調査結果

単位：ｐｐｍ

| 悪　臭　物　質 | ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ | 硫化水素 | 硫化ﾒﾁﾙ | 二硫化ﾒﾁﾙ | 酢酸ｴﾁﾙ | ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ | ﾄﾙｴﾝ | ｷｼﾚﾝ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 敷地境界３地点 | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |
| 許　容　値 | 0.002 | 0.02 | 0.01 | 0.009 | 3 | 1 | 10 | 1 |

## ■（協定）－９　［日本ゼオン(株)　高岡工場］

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | n－ヘキサン抽出物質（鉱油類） | 鉛 | 総水銀 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 許　容　値 | 5.8～8.0 | 40(25) | 50(40) | 3 | 0.05 | 0.005 |
| 測　定　値 | 7.0～7.3 | 1.0～2.1 | 3～6 | ND | ND | ND |

注1　(　)内の数値は日間平均値である。
　2　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（A）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 9 | 65 | 45～49 |

**許容値**　　単位：デシベル（A）

| 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|
| 65 | 60 | 55 |

### □　悪臭立入調査結果

単位：ｐｐｍ

| 悪　臭　物　質 | トルエン | スチレン | キシレン |
|---|---|---|---|
| 敷地境界３地点 | ND | ND | ND |
| 許　容　値 | 10 | 0.4 | 1 |

注　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

## ■（協定）－10　［協和ファーマケミカル(株)］

### □　使用燃料立入調査結果

単位：％

| 項　　目 | 燃料中の硫黄分 | 許　容　値 |
|---|---|---|
| 施　設　名 | 測　定　値 | |
| ボ イ ラ ー | 0.06 | 0.4 |

### □　水質立入調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（鉱　油　類） | ﾌｪﾉｰﾙ類 | シアン |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 許　容　値 | 6.0～8.0 | 60(50) | 25(20) | 3 | 3 | 0.5 |
| 測　定　値 | 7.1～7.3 | 1.0～3.9 | 3～7 | ND | ND | ND |

注1　（　）内の数値は日間平均値である。
　2　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

### □　騒音立入調査結果

単位：デシベル（A）

| 時　間　帯 | 測定地点数 | 許　容　値 | 測　定　値 |
|---|---|---|---|
| 昼　間 | 4 | 65 | 45～55 |

**許容値**　　単位：デシベル（A）

| 昼　間 | 朝　夕 | 夜　間 |
|---|---|---|
| 65 | 60 | 50 |

### □　悪臭立入調査結果

単位：ｐｐｍ

| | 悪　臭　物　質 | ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ | ﾄﾙｴﾝ |
|---|---|---|---|
| 測定値 | 敷地境界３地点 | ND | ND |
| | 許　容　値 | 1 | 10 |

注　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

## ■（協定）－11　［戸出工業団地専用排水口］

### □　水質調査結果

単位：ｐＨ以外 mg／ℓ

| 項　　目 | ｐＨ | ＢＯＤ | ＳＳ | ｎ－ﾍｷｻﾝ抽出物質 | ﾌｪﾉｰﾙ類 | 銅 | 亜鉛 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 測　定　値 | 6.9～7.4 | 0.8～12 | 1～27 | ND～2.3 | ND | ND | ND |

| 溶解性鉄 | クロム | ふっ素 | ｶﾄﾞﾐｳﾑ | シアン | 鉛 | 六価ｸﾛﾑ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ND | ND | ND | ND | ND | ND | ND |

注　ＮＤ(検出されず)とは、定量限界未満をいう。

## ■ （協定）－12　公害パトロール実施状況

| パトロール区分 | 工場・事業場数 | 延べ調査回数 |
|---|---|---|
| 大気汚染 | 9 | 9 |
| 水質汚濁 | 103 | 178 |
| 騒音 | 16 | 16 |
| 振動 | 2 | 2 |
| 悪臭 | 12 | 13 |
| その他 | 1 | 1 |
| 合計 | 143 | 219 |

## ■ （協定）－13　水質測定定量限界値一覧

資料（協定）－１～（協定）－11中の水質測定の定量限界値は下表のとおりである。
悪臭の定量限界値は資料（悪臭）－2 のとおり。

| 項目 | 定量限界値 | 項目 | 定量限界値 |
|---|---|---|---|
| カドミウム | 0.003　mg／ℓ | テトラクロロエチレン | 0.0005 mg／ℓ |
| シアン | 0.1　〃 | チウラム | 0.001　〃 |
| 鉛 | 0.01　〃 | セレン | 0.01　〃 |
| 六価クロム | 0.05　〃 | ふっ素 | 0.1　〃 |
| 砒素 | 0.01　〃 | フェノール類 | 0.5　〃 |
| 総水銀 | 0.0005　〃 | 銅 | 0.2　〃 |
| ＰＣＢ | 0.0005　〃 | 亜鉛 | 0.2　〃 |
| ジクロロメタン | 0.02　〃 | 溶解性鉄 | 0.3　〃 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004　〃 | 溶解性マンガン | 0.1　〃 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 0.0005　〃 | クロム | 0.2　〃 |
| トリクロロエチレン | 0.001　〃 | ニッケル | 0.3　〃 |

# たかおかの環境（令和７年度）

令和８年（2026年）　９月 発行

編集　　高岡市生活環境文化部環境政策課

高岡市長慶寺　640番地

電話　0766(22)3212

印刷部数　　90部

この印刷物は再生紙を使用しています